

令和 4 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 4 年 6 月 2 8 日
- ・ 開 会 令和 4 年 6 月 2 8 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 6 月 2 9 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原	繁		12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
移住・定住支援室長		総務課主査
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
生涯学習課参事		
農業委員会事務局長		選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和4年6月28日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和4年第2回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和4年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和4年6月28日

大空町議会議長 原 本 哲 己

諸 般 の 報 告

《令和4年5月20日～令和4年6月28日》

- 5月20日 オホーツク大空町観光協会通常総会
- 23日 美幌地方自衛隊協力会総会（美幌町）
- 28日 オホーツク圏活性化期成会定期総会（北見市）
- 31日 令和4年春の叙勲に係る伝達式（網走市）
- 6月 1日 緑ダム小電力発電所落成式（清里町）
- 大空町交通安全防犯推進委員会総会
- 10日 第3回議会広報常任委員会
- 12日 藻琴山山開き並びに安全祈願祭
- 13日 第3回総務厚生・第3回産業建設文教合同常任委員会
- 第3回総務厚生常任委員会
- 第3回産業建設文教常任委員会
- 14日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 北網ブロック町議会議長会総会（札幌市）
- 15日 女満別空港整備・利用促進協議会総会
- 21日 第4回議会広報常任委員会
- ノンキーランドふるさとまつり実行委員会
- 22日 第3回議会運営委員会
- 28日 令和4年第2回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 4 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣言

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番、鈴木秀之議員及び 6 番、岩原繁議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 皆様改めておはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 6 月 22 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では一般質問者が 6 名、町長から提出されております案件が 16 件であります。このほか、議会提出議案の提出も予定をされております。
従いまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 6 月 28 日に開会し、6 月 29 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 29 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 29 日ま

での2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
松川町長。

◇町長 おはようございます。令和4年第2回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

5月3日、芝桜まつりオープニングセレモニーを実施いたしました。今年度は新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、5月3日の開園から6月5日までの34日間、3年ぶりに全期間を通して開催することができました。イベントは縮小いたしましたが、5月21日にはライトアップを実施するなど、4万5,958人の方にご入園いただいたところです。

5月10日は、北海道内7空港の一体的運営に関する協議会が札幌市で開催され、出席いたしました。北海道エアポート株式会社が道内7空港を一体的に運営開始して始めて一堂に介しての協議会の開催となったところであり、北海道エアポートの運営状況の説明を受け、意見交換では女満別空港における令和4年度の利用促進の取り組みについて情報提供いたしました。

翌日5月11日、札幌市において、日本航空札幌支店及びエアドゥを訪問し、航空需用の今後の見通しなどについて懇談などをさせていただきました。

5月16日は、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催されました。役員の選任や各種委員会の所属を取り決めたところであり、私は、総務文教厚生委員会に所属することとなりました。

また、オホーツク町村会臨時総会終了後、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会が開催され、令和３年度事業報告、決算、令和４年度事業計画、予算を審議したところであります。

５月１１日は、東京に出張し、法務省を訪問いたしました。網走刑務所住吉作業所の利活用について、意見交換をさせていただいたところであります。

５月１８日は、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加しました。大会終了後、参加しておりました道内市町村長と共に北海道選出の国会議員に対して道路整備の要請を行ったところであります。

５月１９日、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。本年度の第５０回交通安全大会・第７２回社会を明るくする運動大会は、７月５日火曜日に実施することを決定したところであります。

５月２３日、美幌地方自衛隊協力会役員会及び総会に出席し、令和４年度の事業計画、予算について審議を行いました。

同日、大空町農業再生協議会通常総会を開催し、令和３年度決算、令和４年度事業計画、予算について承認いただいたところであります。

５月２５日、東藻琴Ｂ＆Ｇ海洋センター修繕助成決定書授与式に出席いたしました。プール函体防水シートや循環ポンプの取りかえ、アリーナや武道場の照明のＬＥＤ化に伴う事業に対し、２，１３０万円の助成を決定いただいたところであります。

同日、大空町国民健康保険運営協議会を開催しました。令和４年度の税率の改正について答申をいただき、本議会条例改正案を提案させていただいているところであります。

５月２７日、第４４回東日本軟式野球大会２部の開会式に出席。翌日２８日は、女満別運動公園野球場で始球式をいたしました。大会期間中は、雨と低温の中ではありますが、三日間の日程を無事終了したところであります。

同じく２８日、オホーツク圏活性化期成会定期総会が北見市で開催されました。ことしは３年ぶりとなる夏季要望を７月２０日から２２日の日程で実施すること確認したところであります。

５月３０日、大空町ことぶき大学入学式・進級式を実施いたしました。本年度の新入生は８名でございました。

５月３１日、大空町農業担い手育成センター総会を開催し、令和３年度決算、令和４年度事業計画、予算について承認いただきました。令和４年度は、ふれあいコンパの開催や女性農業体験者の受け入れに対する助成について予算化したところであります。

６月１日、清里町にあります緑ダムに新設いたしました、小水力発電所の落成式に出席いたしました。総事業費１３億２，８００万円で、畑地かんがい施設の維持管理費の節減、二酸化炭素排出削減を目的とした施設となっています。

同日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催いたしました。網走警察署、女満別駐在所長並びに東藻琴駐在所長のご臨席を賜り、令和３年度の決算、令和４年度の事業計画、予算について承認いただいたところであります。

2 ページをお開き願います。

6 月 3 日は、女満別町農業協同組合専務理事、網走川土地改良区理事長、国営網走川豊住地区土地改良事業促進期成会会長とともに、東京に出張し、農林水産省武部副大臣、農林水産省農村振興局、国土交通省北海道局に対し、国営かんがい排水事業網走川豊住地区の令和 5 年度事業着手の提案活動を実施いたしました。

6 月 9 日、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会が小清水町で開催され、出席いたしました。令和 3 年度決算、令和 4 年度事業計画、予算について審議したところであります。新たに、小水力発電事業特別会計が設けられ、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月末までの 10 カ月間の発電事業収入 6, 100 万円を見込んだところであります。

6 月 15 日、女満別空港整備・利用促進協議会総会をオンライン方式で開催いたしました。令和 3 年度決算、令和 4 年度事業計画、予算について承認いただいたところであります。

6 月 16 日、札幌市に出張し、STV ラジオ開局 60 周年記念ドキドキフードパーク 2022 のステージイベントに参加し、大空町並びに出店していたためまんべつ産業開発公社のジャンボさくら豚串、行者にんにくつくねの PR を実施したところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第 5 令和 4 年度第 2 回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第 5、令和 4 年度第 2 回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

松川町長から町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

松川町長。

◇町 長 令和 4 年第 2 回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年 4 月、大空町長として町政を担わせていただくこととなり、2 か月間を過ぎたところですが、日ごとにその責任と使命感の重さに身の引き締まる思いを抱いているところであります。

新型コロナウイルス感染症患者の国内初の確認から 3 年目となりますが、未だに収束が見通せない状況にあります。感染症への対応として、3 密などの感染リスクを高めやすい場面の回避や手指消毒の徹底など、基本的な対策を継続して周知するとともに、60 歳以上の方並びに基礎疾患を有する方を対象とする 4 回目のワクチン接種を行ってまいります。

一方、足元の経済では、新型コロナウイルス感染症によって、地域経済は長期的なダメージを受けており、それに加え、ロシアのウクライナ侵攻などによる燃料や物価の高騰が深刻化しています。

地方創生臨時交付金、原油・物価高騰分などを活用し、町民皆様の生活と地域経済を下支えする取り組みに傾注する所存です。

少子高齢化や生産年齢人口の減少に対応し、将来にわたって持続していくまちであり続けるためには、健康や子育て、福祉、産業、教育など幅広い分野での総合的な取り組みが必要です。第2次大空町総合計画や第2期大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の施策を推進し、大空町の未来が輝きのあるものとなるよう、取り組んでまいります。

そのためには、効率化と生産性の向上が必要不可欠であります。コンパクトなまちづくり、効率的なネットワークの形成、高い経済生産性の実現、効率的な行財政の運営など、あらゆる面で効率化と生産性の向上を意識しながら、大空町の未来を見据え、しっかりと対応してまいります。皆様のご議論とご理解をお願い申し上げます。

提案いたしました事業の概要については、分野ごとに申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

建設後36年が経過し、老朽化が進んでいる役場と消防庁舎の大規模な改修工事を行います。町民皆様の安心安全な暮らしを支える拠点として、将来に向けて安定的な行政サービスの提供をはかってまいります。

防災対策につきましては、避難情報の発信や感染症を踏まえた対策など、防災計画の見直しを行います。防災マップの作成と訓練実施により、災害への備えと防災意識の高揚をはかってまいります。

管内全市町村や総合振興局と連携しながら、オホーツク地域の統一イメージの形成・発信に努めてまいります。オホーツクールをはじめとしたオホーツクの情報発信を継続するとともに、管内在住者に対する地域意識向上の取り組みも強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、公共交通事業者の経営は、依然として厳しく支援が必要な状況が続いています。将来に向けた地域交通の在り方を含め、引き続き検討してまいります。

路線バスにつきましては、既存路線の運行継続に対し、支援を行ってまいります。

鉄道につきましては、関係自治体などと連携し、路線の維持・確保対策に努めるとともに、特急列車乗車運賃やJRフリーパス購入費用を助成し、利用促進をはかってまいります。また、女満別駅開駅110周年を記念し、小学生を対象としたJR北見駅見学ツアーを実施し、地域の鉄道について考える機会としてまいります。

航空につきましては、観光需要・ビジネス需要の減少により、女満別空港就航便数の減少、運航期間の縮減、季節運航路線の休止が続いています。今後の需要動向を注視し、周辺の自治体、経済団体、航空会社や空港運営事業者などとともに、路線の回復や需要喚起に向けた取り組みを進めてまいりま

す。

航空運賃助成や航空機利用特典贈呈を行うことで、航空機利用促進と町内の経済循環をはかるとともに、旅行会社に対して女満別空港発着ツアー造成に向けた支援を行ってまいります。

昨年10月28日に北海道エアシステムと包括連携協定を締結しました。協定に基づき、大空高等学校の生徒を対象にふるさと教育チャーター事業を実施するほか、SDGsを意識した取り組みを進めてまいります。

企業誘致につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことによる経営環境の悪化が懸念されるため、経済状況を見極めながら情報収集に努め、企業の誘致に向けて取り組んでまいります。

移住・定住対策につきましては、移住・定住支援室を中心に関係各課や団体などと連携し、住宅支援をはじめとした就業支援、生活支援などの制度拡充に併せて、機動的に移住・定住者のサポートを進めてまいります。

地域の求人ニーズと求職ニーズを的確にマッチングさせ、単なる労働力確保にとどまらず、地域の産業後継者対策を強化するため、無料職業紹介所機能の拡充をはかってまいります。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、大都市圏からの移住ニーズは高まっています。移住希望者のニーズを的確に収集するとともに、大空町の優位性などきめ細やかな情報発信を行うため、SNSなどによる移住広告を掲載することにより、大空町への注目度を向上させ、効果的な情報発信に努めてまいります。

町民皆様が自主的・主体的に行う活動を支援する元気づくり応援事業を継続します。町の多様な文化や産業を活かした活動、個性豊かで優れた人材の育成など、様々な分野での活動を応援し、活気と潤いあふれるまちづくりを推進してまいります。

財政運営につきましては、歳出抑制に努める一方、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染防止と経済活動の回復に向けた取り組みを進める必要があります。国の動向を見極めて財源を確保するとともに、将来負担の軽減をはかるため地方債の発行を抑制し、安定的で持続可能な財政基盤を確立してまいります。

町民皆様と行政が互いに理解と信頼を深め、協働によるまちづくりを推進するため、行政情報を積極的に発信します。広報誌だけではなく、インターネットや各種SNS、ラジオ、地上デジタルテレビのデータ放送、さらに本年度から運用を開始した地域情報アプリ、そらっきーナビなど、多様な媒体を使い、あらゆる世代に迅速かつ確実に緊急・重要情報や行政情報、生活に役立つ情報を伝えてまいります。また、SNSを活用したフォトコンテストを開催し、町の認知度やイメージ向上とデジタル媒体の利用拡大に努めてまいります。

ふれあいトークをはじめとした広聴活動を通じ、将来に向けた地域の在り方などについて、町民と行政双方向のコミュニケーションにより、町民ニーズを的確に捉え、まちづくりに反映してまいります。

姉妹都市の東京都稲城市、友好町の熊本県氷川町との交流事業につつまし

では、スポーツ、教育、文化、産業などの幅広い分野における交流を継続し、一層の友好関係を築いてまいります。

網走刑務所住吉作業所利活用事業につきましては、昨年着手した農園・果樹園の開設に向けた作業を更に進め、ほ場整備のほか、作物の試験作付けや加工品開発などを行ってまいります。実施主体となる一般財団法人めまんべつ産業開発公社などと緊密な連携をはかるとともに、法務省や東京農業大学などの関係機関とも引き続き連携・協力し、町の活性化と再犯防止に資する取り組みを推進してまいります。

網走市との定住自立圏に関する取り組みにつきましては、新たに斜里町、清里町、小清水町の3町を加えた、東オホーツク定住自立圏としてスタートしました。今後の圏域全体の生活機能や都市機能の活性化に向け、1市4町で連携して取り組んでまいります。

住民関係についてであります。

自治会は、様々な活動などを通して連帯感を深め、住みよい地域を創っていくための身近な町民組織です。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って多くの自治会活動が自粛を余儀なくされているところです。自治会に対する運営費交付金や活動支援交付金を継続するとともに、地域担当職員を配置し、地域活動への支援や様々な課題解決に向け、自治会と連携してまいります。

町民会館・公民館は、地域のコミュニティ活動の拠点施設として活用されています。本年は、公共施設等総合管理計画に基づき、住吉公民館の建設工事を行ってまいります。

また、他の町民会館などについても地域と協議を行い、計画的な維持補修や改修整備を進めてまいります。

花いっぱい運動につきましては、町民の皆様のご協力をいただき、道道女満別空港線や公共施設周辺の露地花壇へ花の植栽を行ってまいります。花で観光客の皆様をお迎えするとともに、快適な生活環境と地域の美しい景観づくりに努めてまいります。

交通安全・防犯の推進につきましては、昨年、トマップ川から女満別小学校への通学路区間に、交通安全防犯推進委員会が防犯カメラを設置し、児童と通行者を交通事故や犯罪から守る対策が講じられました。本年も引き続き防犯カメラの設置について、交通安全防犯推進委員会と連携して取り組んでまいります。

町内での死亡交通事故ゼロ日の継続日数が、9月14日で1000日を迎えます。まずは、1000日達成を目標にして町民皆様や関係機関・団体と一丸となって、交通事故防止に向けた取り組みを進めてまいります。さらに1500日、2000日と1日でも長く続けられるよう、交通安全計画に基づき、各種取り組みを進めてまいります。

防犯対策では、安全・安心なまちづくりのため、不審者警戒巡視や自主防犯パトロールを実施し、地域が一体となった防犯体制の強化に努めてまいります。

地球温暖化やプラスチックごみなどの環境対策につきましては、広域連携

などの検討を進めながら情報提供や啓発活動を行い、町民一人一人の意識高揚に向けた取り組みを推進してまいります。

廃屋対策につきましては、平成26年度から解体撤去工事に要する費用の一部助成を開始し、これまで91件の解体撤去が行われました。引き続き助成を行ってまいります。

空き家対策は、全国的にも大きな社会問題となっています。空き家等対策計画に基づき、関係各課や関係機関と連携した体制をつくり、空き家の実態調査や利活用、除却などの対策を進めてまいります。

エキノコックス症対策として、平成28年度からキツネへの虫卵の寄生を防ぐ駆虫剤の散布を実施しています。駆虫剤の効果については過去の実施結果から実証されています。今後も対策を継続し、安全・安心で自然と共生するまちづくりを目指すとともに、広域的な取り組みに向けて近隣自治体に情報を提供してまいります。

葬斎場につきましては、1号炉の霊台車が老朽化していることから、耐火物の交換工事を実施します。また、墓地や合同納骨塚の適正管理に努めてまいります。

塵芥処理につきましては、町民皆様にご理解とご協力をいただき、分別の徹底や再資源化などによる減量化がはかられています。

昨年、一般廃棄物処理手数料の見直しについてお認めをいただき、本年10月から新料金体系が開始されます。年内は従前の各種ごみ袋も使用ができますが、新料金対応のごみ袋にスムーズに移行できるようPRなどに努めてまいります。

焼却処理施設、最終処分場、リサイクルセンターの各施設・設備ともに老朽化が進んでいます。本年は、最終処分場の浸出水処理施設の制御盤の改修を行うこととしております。更なる廃棄物の減量化、各施設の計画的な修繕と適正な管理に努め、延命化をはかってまいります。

焼却処理施設につきましては、網走市、美幌町、斜里町、小清水町との1市4町による広域化に向けて、本格的に協議を進めてまいります。

網走市と斜里町の可燃ごみの一部の受入れを引き続き行うとともに、次期最終処分場の整備についても、近隣自治体と広域連携処理の可能性を探りながら、様々な形態について検討してまいります。

町営住宅につきましては、北二すみれ団地の屋根・外壁の改修工事を実施し、当初予算で計上しているエアコン対応改修工事とあわせ、居住環境の改善を計画的に進めてまいります。

ふるさと応援寄附金は、大空町の魅力を発信し、知名度を高めるため、新たな返礼品の提供、返礼品提供事業所の拡大などに取り組み、全国からいただいた貴重なご寄附をまちづくりに活用してまいります。

町税などの徴収・収納事務につきましては、債権管理条例に基づき、各種債権の適正管理に引き続き努めてまいります。

関係各課の連携による納付相談や共同徴収など、収納率向上に努め公平・公正な事務を進めてまいります。

福祉・保健関係についてであります。

地域福祉につきましては、第3期地域福祉計画に基づき、地域の持つ力と公的な支援体制の協働により、支え合いながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指してまいります。

高齢者や障がいのある方への外出機会の創出や、通院や買い物などを支援するため、福祉タクシー券と外出支援タクシー券の助成を行ってまいります。

地域の福祉活動の拠点として様々な事業活動を展開している社会福祉協議会に対し、管理運営経費や福祉団体の育成、地域福祉事業に要する費用の助成を行ってまいります。

地域福祉センターでは、高齢者や障がいのある方などの生きがいづくりと情報交換の場を提供し、地域コミュニティ活動の促進をはかってまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育てに関する事務をワンストップで対応する体制とするため福祉課に一元化しております。本年、子育て世代包括支援センター事業を開始し、全ての妊産婦などの状況の把握や情報提供に加えて、必要時支援プランを作成の上、関係機関などと連絡調整をしてまいります。

妊産婦、乳幼児などとそのご家族の実情を継続的に把握し、子どもの健やかな育ちを総合的に地域と共に支えてまいります。

認定こども園において、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業や給食費への助成を行い、安心して子育てができるよう取り組んでまいります。

児童センターめっちゃいるど館や児童館のんきっず館において、子どもに健全な遊びを提供し、健康増進をはかりながら、情操豊かな子どもに育つよう心と身体の健康づくりに努めてまいります。

疾病の早期診断と早期治療を促す子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成のほか、次代を担う児童の健やかな成長を支援する児童手当の支給を行い、引き続き、子育て世帯の経済的な負担軽減をはかってまいります。

障がい者福祉につきましては、一人一人の個性と命を大切に、障がいの有無にかかわらず、お互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、安心して暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指してまいります。

障害支援区分に応じた介護サービスや訓練など、適切な支援を行うとともに障がいのある方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行うなど、自立した日常生活を過ごせるよう支援に努めてまいります。

障がい者福祉センターちあふるでは、指定管理者と連携し、施設の有効利用と就労支援や生活援助事業などの充実をはかり、自立と社会参加を支援してまいります。

網走市、斜里町、清里町、小清水町との1市4町で設置する地域生活支援拠点では、障がいのある方の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、様々な支援を切れ目なく提供するため、広域的に利用調整などを行います。あわせて、基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。

障がいの診断、訓練、治療のための旅費助成や重度心身障がい者の医療費助成、発達支援センターの運営経費負担を引き続き行ってまいります。

少子化・人口減少対策として、夫婦双方又は一方が結婚を機に転入してきた39歳以下の新婚世帯に対し、経済的負担を軽減するため、新生活の初期費用を支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などが、安心して暮らすことができるよう緊急通報システムの設置・運用を継続してまいります。令和3年度に実施した新たなシステムの実証実験の結果も踏まえ、効率的・効果的な手法を検討してまいります。

一人暮らしや夫婦だけでの生活に不安のある方がお住まいになる生活支援ハウスでは、見守りの強化や必要な生活支援をきめ細やかに行い、安心して生活できるよう、介護サービスによる家事支援の拡大をはかってまいります。

人口減少社会や新型コロナウイルス感染症の影響により地域医療の在り方が問われています。第二次医療圏域における救急医療では、生命に関わる急性心筋梗塞等心疾患や脳血管疾患などへの治療のため、高度医療機器の更新などの体制整備が必要なことから、近隣自治体と連携し、圏域医療の確保に努めてまいります。

町民が安心して暮らし続けていくためには、町内の医療機能を維持していかなければなりません。女満別中央病院における医師確保や救急医療対策などのため、医療環境等充実事業を継続してまいります。また、日々の診療に支障が出ないように、必要な医療機器などの整備をはかってまいります。

東藻琴診療所の指定管理による安定的な運営を支援するため、軟性内視鏡用洗浄消毒器の更新を行い、医療体制の充実をはかってまいります。

高齢化が進む中、近年、介護従事者の確保が深刻な問題となっております。医療・介護人材確保事業補助金を新たに創設し、事業者が従事者を確保しやすいしくみをつくってまいります。

母子保健につきましては、妊産婦の方を対象とした健康診査や交通費の支援、さらに、産後安心して育児に取り組めるよう産後ケア事業を実施し、妊娠から出産、産後、乳幼児、学童などまで継続的な支援を行ってまいります。

不妊治療費につきましては、本年4月から医療保険の適用になりましたが、保険が適用されてもなお治療費が高額になる方に対し、助成を行ってまいります。また、妊娠はするものの流産、死産などにより子どもを授かることができない方へ、不育症の検査や治療に要する費用を助成するなど妊娠・出産支援を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束の鍵を握ると言われるワクチン接種につきましては、医療機関と連携・協力のうえ、接種体制を確保します。その他の定期予防接種も含め、正確な情報提供と適切かつ安全な実施に努め、感染性疾患の発症、重症化とまん延を防止してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設の感染予防強化や医療機関・福祉関係施設の感染予防支援を行うとともに、集団感染リスクの高い医療・介護従事者などの検体検査を実施してまいります。また、自費で新型コロナウイルス感染症抗原検査やPCR検査を受けた費用の一部を助成し、感染に対する不安解消をはかってまいります。

町民皆様がいつまでも元気に活躍していただくためには、早い段階からの

生活習慣病予防が大切です。特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を積極的に進めるとともに、重症化の恐れがある方には積極的に個別アプローチを行ってまいります。

子どもの頃からの肥満が成人の生活習慣病の発症や重症化につながるため、学童期の早期に生活習慣改善に向けて学習できる機会を設定してまいります。

後期高齢者の健康状態を把握し、適切な支援を行うため、健康診査内容の拡充を継続し、生活習慣病発症・重症化の予防や心身機能低下の防止をはかってまいります。

生活習慣病の重症化は、認知機能の低下へとつながる恐れがあることから、栄養バランスを考えた食生活や運動習慣の定着など、幅広い年代の方の健康意識の高揚に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道から示される納付金額などを基に保険税率を決定します。国や北海道の動向を踏まえながら、国民健康保険運営協議会においてご審議いただき、安心して医療サービスを受けることができるよう、安定した事業運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、令和6年度からの「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定に向けて、アンケート調査など現状把握を行い、次期計画策定に向けた準備を進めてまいります。また、中期的な視点で介護保険会計の適正な維持・運営に努めてまいります。

女満別中央病院や在宅支援診療所となった東藻琴診療所、近隣医療機関との連携をはかるとともに、介護保険法に基づく居宅・施設サービスに加え、認知症支援の推進、高齢者の相談や見守り体制の確保、除雪や配食といった日常生活支援事業など、総合的に高齢者を支える地域社会の実現を目指してまいります。また、介護者の心身負担軽減のため、在宅療養中で重度の要介護者が短期入所などの介護サービスの利用を円滑に行えるよう支援してまいります。

産業の振興についてであります。

農林水産業につきましては、地域経済の発展とまちづくりを支える産業として、安全・安心な食糧の生産や供給のため、持続可能となるよう生産基盤の強化をはかります。商工業や自然観光を活かした観光事業などに関わりを持ち、地域産業の振興や構築がはかれるよう努めてまいります。

T P P、E P Aや日米自由貿易協定が発効されグローバル化が進んでいます。北海道の一次産業は、関税の段階的な引き下げや撤廃などにさらされ、競争力の高い農畜産物の生産や経営基盤の安定化が重要となります。また、主食用米からの転作を促すために生産者に支払われる水田活用の直接支払交付金について、今後5年間水張りを一度も行わない農地が対象から除外されることから、関係機関・団体と連携をはかりながら、動向を注視し、情報の収集と提供に努めてまいります。

オホーツク管内豆類生産の基盤となるべく、オホーツクビーンズファクトリーが稼働しております。さらに安定した生産体制を盤石なものとするため、既存調製施設の設備の増強、豆類貯蔵施設の増棟を進めてまいります。

農業におきましては、後継者や担い手の不足、農業従事者の高齢化、離農

などにより労働力が減少している状況にあります。意欲ある優れた後継者や担い手が実践的な技術、知識、経営力を習得するための研修に対し、支援を行ってまいります。

後継者育成のほか、担い手不足に対応するため、第三者継承による新規就農者の参入や受け入れについて、オホーツク新規就農者対策会議をはじめとする関係機関と連携をはかりながら進めてまいります。

病虫害対策として、ジャガイモシストセンチュウ類に対する土壌検診、低減効果の高い対抗植物であるトマト野生種の導入支援を行ってまいります。

安全・安心な農産物の生産に欠かすことのできないクリーン農業を推進するため、緑肥作物の導入や地力向上のための土壌診断に対し、支援を行います。さらに有機農業や減肥料・減農薬などの環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者へ支援を行ってまいります。

農業関係資金の融資と利子補給により農業者の負担軽減をはかり、農業経営の安定と経営基盤の強化に努めてまいります。

農家戸数の減少、高齢化に伴い農業・農村が有する多面的機能に支障が生じないように、地域の共同活動に対する支援を行います。農地・用排水路・農道などの地域資源の適切な保全管理をはかるため、中山間地域等直接支払事業や農業農村多面的機能支払交付金事業を実施してまいります。

農業委員会につきましては、農地法に基づく農地の権利移動や転用などの許認可をはじめとする農地行政の適正な執行に取り組んでいただいております。

今後も農業者の公的代表機関として地域農業の持続的な発展と振興に寄与するため、担い手への農地利用集積・集約化や遊休農地の発生防止など農地利用の最適化が適正かつ円滑に行えるよう支援してまいります。

地域農業の持続可能な経営の安定をはかるため、担い手育成センターが中心となり、担い手の育成・確保とパートナー対策事業を関係機関・団体と連携しながら推進してまいります。

道営農業農村整備事業につきましては、東藻琴地区中山間地域農業農村総合整備事業、女満別本郷2地区農地整備事業、女満別東部高台2地区水利施設等保全高度化事業、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業、女満別豊住地区農地整備事業、女満別大東地区農地整備事業を実施し、農業生産基盤と営農環境の整備を行ってまいります。

新規事業として、東藻琴山麓第2地区草地畜産基盤整備事業の調査設計を行い、工事の着手に向けて取り組んでまいります。

国営事業につきましては、網走川中央地区国営かんがい排水事業により、網走川土地改良区管理の西幹線用水路の整備に向けて取り組んでまいります。

新規調査地区として、網走川豊住地区かんがい排水事業による排水機場と排水路整備の計画樹立に向けた取り組みを進めてまいります。

国営事業で造成された古梅ダムと畑地かんがい導水管、本郷排水機場を基幹水利施設管理事業により、豊住排水機場と豊住地域用排水路を水利施設管理強化事業により管理します。

施設機能が最大限に発揮できるよう適正な管理を行い、生産性の向上によ

る農業経営の安定化に努めてまいります。

国営事業により整備された、普通河川女満別川と千草藻琴川の河川内に堆積した土砂の撤去や繁茂した樹木の伐採を緊急浚渫推進事業により実施します。適正な管理を行い、河川の疎通能力を回復し、豪雨などのリスクの低減化に努めてまいります。

団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業により、国営畑地かんがい施設導水管路空気弁の更新、道営畑地かんがい管路施設更新、豊住排水機場の常時排水用原動機の分解整備、豊住地区排水路の機能保全計画の策定を行い、安定した用水の供給及び排水機能の保全をはかってまいります。

酪農・畜産につきましては、飼養戸数の減少や後継者不足など、生産基盤の強化が求められる中、規模拡大による作業の効率化をはかるため、施設整備・機械導入などの畜産クラスター事業に取り組みます。また、良質かつ安定的な生乳生産を維持するため、酪農家の労働負担軽減対策として酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合への支援を行ってまいります。

本年からJAオホーツク網走が取り組む黒毛和牛のゲノム検査やゲノム評価の高い繁殖雌牛の更新事業を支援してまいります。

住吉牧野につきましては、適正な維持管理に努め、入牧家畜の健康保持と預託者の負担軽減をはかってまいります。

肉牛飼育農家数の減少により、牧野の利用が年々減少していることから、大空町営牧野運営検討委員会を組織し、今後の在り方などを検討してまいります。

国内で発生が確認されている豚熱や網走市の養鶏場などで検出された鳥インフルエンザ、町内においても患畜が発生している牛ヨーネ病などの対策につきましては、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関・団体と連携し、動向を注視しながら、感染防止に向けて最新の情報収集と生産者への速やかな伝達に努めてまいります。

林業につきましては、森林所有者が森林整備計画に基づいた適正な管理と計画的な森づくりを推進するため、豊かな森づくり推進事業や緑豊かな森づくり事業による造林や下刈り、除間伐について支援してまいります。

町有林につきましては、植林から伐採まで計画的に実施し、適切な森林管理を行ってまいります。

地域材の利用促進につきましては、町内の森林から産出された木材を活用して住宅や店舗を新築、増改築した方に対する支援を行い、定住の促進と地域材の需要拡大をはかってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、近年、ヒグマの出没や目撃が増加しており、農業被害や人的被害の防止をはからなければなりません。ヒグマの行動範囲やDNAなどのデータ収集と分析、また、ほ場に電気柵を設置し、効果を検証するなどの対策を行います。鳥獣被害防止計画に基づいた駆除について、鳥獣被害対策実施隊を中心に進めてまいります。

有害鳥獣による農作物被害対策として、本年から農業者が設置した電気柵などに対する農協の補助金に対して町から補助金を上乘せし、農業者に支援

してまいります。

有害鳥獣の駆除従事者の確保と負担軽減をはかるため、狩猟免許取得に要する経費やエゾシカ駆除の処理に要する経費に対し、支援してまいります。

水産振興につきましては、網走湖の水産資源確保のため西網走漁業協同組合が行う、網走湖の有用資源・水質環境調査事業やシジミ種苗生産事業に要する経費の一部を支援してまいります。

商工関係についてであります。

新型コロナウイルス感染症の収束は見込めないものの、経済社会活動の正常化が進み、各種政策の効果も相まって、個人消費は持ち直しの動きがみられています。

しかし、ウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動などによる地域経済への影響が今後も懸念されるところです。商工会や関係機関・団体などと連携し、経済活動が活性化されるよう、各種施策を展開してまいります。

中小企業の経営安定化と事業投資の誘発をはかるため、中小企業が融資を受けた資金に対する利子や保証料の一部を支援してまいります。

地域経済の活性化と町内に住み続けていただくために必要な住環境を確保するため、住宅リフォームに要する費用の一部を支援してまいります。

ポイントカード事業につきましては、転入者や出生者、ボランティア事業などの参加者にポイントを発行し、地元商店街における消費活動と地域における経済の循環を支援してまいります。

商店街の空洞化対策と商工業の活性化をはかるため、起業に要する費用の一部を支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる地域経済の活性化のため、商工会が取り組むプレミアム商品券事業や観光協会が取り組む宿泊業支援、特産品の地方発送や飲食クーポン事業による飲食店などへの支援、おおぞら歌謡ショーの経費に対する支援などにより、町内消費の拡大をはかってまいります。

観光関係についてであります。

令和3年度上半期におけるオホーツク管内の観光入込客数は、361万200人で前年同期と比べ16万8,900人、4.9パーセント増加しています。外国人観光客は、768人で前年同期と比べ107人、12.3パーセント減少しました。上半期は宿泊助成事業や新型コロナウイルスワクチンの接種が進んだことなどから観光入込客数は増加しましたが、感染拡大前の上半期観光入込客数580万人から600万人と比較すると60パーセント程度にとどまっており、旅行需要への影響は、今後も続くものと懸念しています。

令和4年3月に「観光振興計画」の見直しを行いました。観光を取り巻く環境の変化に的確に対応し、観光協会をはじめ関係機関・団体と連携し、町内の観光資源の活用や広域での取り組みにより、観光振興をはかってまいります。

北見市、網走市、小清水町、美幌町との2市3町で構成する協議会に参画

し、サイクリングによる観光や、網走湖や藻琴山など地域資源を活用したアウトドアを通じ、オホーツクの自然豊かな景観や食の魅力を発信し、誘客を促進してまいります。

朝日ヶ丘公園につきましては、網走湖や藻琴山、知床連山まで360度の大パノラマが眺望でき、夏から秋にかけては、ひまわりが多くの方を楽しませてくれる絶景スポットです。更なる誘客に向けた取り組みを進めてまいります。パークゴルフ場も適正に管理し、多くの皆様が訪れ利用されるよう努めてまいります。

ひがしもこと芝桜公園につきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大により途中閉園となりましたが、本年は感染対策を徹底したうえで開園し、予定どおりイベントを実施することができました。7年ぶりに実施したライトアップには2000人を超える来園がありました。誘客促進とPR活動を引き続き実施してまいります。

芝桜は、昨年の干ばつとコガネムシの影響により枯れている箇所が増えてきていることから、計画的な苗の植え替えを早急に実施し、芝桜の再生に努めてまいります。また、芝桜開花時期以外での集客と収益の確保に努めてまいります。

春から秋にかけ、水芭蕉や芝桜、ひまわりが町内を彩り、町民や観光客の心を和ませてくれます。広告媒体の活用や観光協会と連携をはかりながら、開花情報や観光情報を提供してまいります。

大空八景をはじめ町内観光資源のPRを行うため、観光協会が取り組む観光スタンプラリー事業に助成してまいります。

北海道内のテレビ局のニュースサイト内でプロモーション動画の配信や、機内サービス時に提供されるドリンクの紙コップへ広告を掲載し、幅広く大空町の魅力を発信してまいります。

各種イベントにつきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントが中止となりました。本年は、感染状況などを総合的に勘案したうえで開催の可否、方法などを判断してまいります。

建設関係についてであります。

道路整備事業については、地域間連絡道路である開陽中央線の第2期工区として設定しておりました朝日巴沢線交点までの区間が本年度完了予定であることから、新たに第3期工区の工事着手に向け、実施設計及び用地買収を進めてまいります。

橋梁関係につきましては、橋梁点検を適切に実施するとともに、点検結果から補修が必要と判定されている広栄橋及び広栄2号橋の補修工事を実施します。

また、点検結果に基づき「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行い、橋梁の補修事業の計画的な実施とライフサイクルコストの最小化をはかってまいります。

道路、橋梁、河川の維持管理及び除排雪につきましては、道路利用者の安全確保を優先に維持管理に努めてまいります。

通学路における安全対策として現状の利用状況を考慮したうえで、歩道柵

の撤去及び修繕を実施してまいります。

除雪機械につきましては、老朽化している除雪トラックの計画的な更新を進め、除排雪体制の維持をはかってまいります。

都市計画関係につきましては、都市公園の快適な環境の維持に努めるとともに、「都市公園長寿命化計画」の見直しを行い、老朽施設の計画的な改修及び長寿命化対策を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、安全で安定した給水の確保のため適切な維持管理に努めてまいります。

道路整備事業などに併せた水道管路の布設替えのほか、電気・機械設備などの機器更新を行い、施設の機能維持をはかってまいります。

令和6年度の公営企業会計への移行に向け、昨年から移行事務を進めております。本年は、現有施設の資産評価を中心に資産台帳整備を進めるとともに、必要となる条例改正などの調査検討を行ってまいります。

下水道事業につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ所の電気設備の更新を行い、機能維持をはかってまいります。

道路整備事業などに併せた下水道管路の布設替えにより、管路更新を行ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、単独浄化槽からの転換費用や設置費の一部助成を引き続き行うとともに、町設置浄化槽の適正管理に努め、下水道区域外の良好な生活環境の確保と公共用水域の環境保全に努めてまいります。

簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理事業の3特別会計は、独立採算が原則とされています。公営企業会計への移行を踏まえ、より一層の経費節減に取り組むとともに、給排水事業経営審議会のご意見をいただきながら、使用料の見直しを含めた収入の確保に努めてまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育環境につきましては、児童・生徒が集中して学習できる環境づくりのため、校内エアコン取付工事のための実施設計に着手してまいります。

国のGIGAスクール構想に基づく、児童生徒1人1台端末をはじめとするICT機器の効果的活用を一層推進するため、教育用ソフトを導入するとともに、オンライン授業の本格実施に向け、自宅にインターネット環境がない家庭への支援を行ってまいります。

スクールバスにつきましては、遠距離通学の児童・生徒が安心して登下校できるよう、1台の更新を行い、通学環境の充実をはかってまいります。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けや利子助成を行うとともに、大空町の奨学金を借りて町内に居住し、かつ町内で働く方に対し、奨学金返済額の一部を支援してまいります。

大空高等学校が開校し、1年が経過しました。大空高校では、生徒の主体性を育む教育を行うとともに、AI教材を導入し、ICTを活用した教育を推進しております。また、本年の入学生は、定員の40名を超える出願があったところですが、引き続き、大空高校の魅力を全国に発信し、生徒募集に努めてまいります。

大空高等学校交流拠点施設の建設については、本年度中に工事を完了させ、生徒と地域の方が交流し、共に学ぶことができるよう、地域全体で学校を支援できる仕組みを構築してまいります。

学校づくりと地域づくりを融合させ、未来を創る人を育てることを目標とし、引き続き多くの生徒が入学したくなる魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

学校給食は、児童生徒の心身の成長と健康を支えるうえで必要な栄養バランスのとれた給食の提供に努めてまいります。さらに、子育て世代の負担軽減と食育を推進するため、給食費の無償化を実施します。また、食に関する知識や地域食材への理解を深められるよう、ふるさと給食を提供してまいります。

社会教育関係についてであります。

これからの社会教育は、生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取り組みが必要となります。

計画期間3年間の2年目となる「社会教育中期計画」の基本目標「自らまなび つながる ひろがる」を基軸に、生涯各期における事業に取り組んでまいります。

東京都稲城市や熊本県氷川町との姉妹都市・友好町児童生徒交流事業につきましては、異なる歴史や文化、自然を体験し、社会的な視野を広げ連帯感を養う貴重な事業となっており、引き続き支援を行ってまいります。

芸術文化活動につきましては、総合型芸能文化倶楽部の開催や青少年育成協会が実施する芸術鑑賞事業など、新型コロナウイルス感染症対策を最大限に講じ、町民が芸術や文化に触れる機会を提供してまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、昨年、専門家で組織する検討委員会を設置しました。引き続き保全事業を進めてまいります。

スポーツ活動につきましては、昨年、新型コロナウイルスの影響により中止となった事業が多くありましたが、状況を見極めながら実施に向けて取り組んでまいります。

自主的に活動する団体の運営に対し、支援するほか、全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減、指導者の資格取得経費の一部を支援してまいります。

合宿誘致事業につきましては、各実行委員会と連携をはかり、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施できる方法を検討しながら、文化団体やスポーツ団体などの誘致に努めてまいります。

女満別図書館につきましては、供用開始から30年以上が経過しており、屋根及び外壁のほかエレベーターを更新する改修を実施してまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

また、学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や設備、備品などの整備に努めながら、施設のさらなる利便性向上と長寿命化をはかってまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果令和４年度の予算は、各会計の補正予算総額１０億７，４７６万６，０００円を追加し、一般会計８億８，５０８万１，０００円。国民健康保険事業特別会計１，１億５，３６６万６，０００円。後期高齢者医療特別会計１億２，４８６万２，０００円。介護保険事業勘定特別会計７億９，４８２万７，０００円。介護サービス事業勘定特別会計６億２，３３４万４，０００円。簡易水道事業特別会計３億７，７０３万０，０００円。下水道事業特別会計４億３，５５４万４，０００円。個別排水処理事業特別会計３，７３７万５，０００円。合計１１億１，４６１万９，０００円といたしました。

私の町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算についてお示しをさせていただきました。

大空町のさらなる飛躍に向け、町民皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、町民や議員の皆様との対話を重ねながら、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、町民皆様の期待に的確に応えるべく専心努力していく所存でございます。皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。

ここで１０分間休憩をします。

再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前１１時０７分)

(再開 午前１１時１６分)

◇議 長 休憩前に引続き、会議を開きます。

◎日程第６ 令和４年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第６、令和４年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

関谷教育長から、教育行政執行について説明の申し出がありますので、これを許します。

関谷教育長。

◇教 育 長 令和４年第２回大空町議会定例会の開会にあたり、令和４年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、人口減少、少子高齢化、グローバル化、高度情報化など急激な社会変化に加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、先を見通すことがなお一層難しい時代となっております。

このような予測困難な社会を生き抜いていくためには、生涯を通じて不断に学び、起こりうる諸問題に柔軟に対応し、先見性を持って創造性豊かに困難に立ち向かえることのできる強い人材の育成が求められており、教育の果たす役割は、これまで以上に重要となっております。また、生涯学習においては、変化の激しい時代において、町民一人一人が生涯にわたって生きがい

をもって地域社会で活躍できるための質の高い学びづくりを推進していく必要があります。

大空町教育委員会は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応すべく、町長が主宰する総合教育会議との連携のもと、第2次大空町教育推進計画の基本理念である、つながる・ひろがる教育の実現に向け、各種教育施策に積極的に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。

学校教育に対する環境は、絶え間なく変わり続けております。新学習指導要領の着実な実施やICTの効果的な活用、学校における働き方改革の推進など、直面する諸課題に対応した取り組みが必要です。

第2次大空町教育推進計画の実現を目指すために設定した大空町教育推進方針やオホーツク管内教育推進に係る取り組みに基づき、適時適切な対応に努めていかなければならないと考えております。

学校のICT教育の推進につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき導入した、児童生徒一人1台端末の効果的な活用を一層推進するため、ドリル教材等の教育用ソフトを導入するとともに、オンライン授業の本格実施に向け、自宅にインターネット環境がない家庭への支援を行ってまいります。また、教職員のICT活用指導力の向上等に向けた校内研修や遠隔研修の充実をはかります。引き続き国が実施する、デジタル教科書等の活用に関する調査・研究事業に取り組んでまいります。

児童生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、情報モラル教育の一層の充実をはかるとともに、保護者への情報提供や危険性を学ぶ機会づくりに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策として、昨年、小・中学校の保健室にエアコンを設置しました。引き続き、児童・生徒への保健衛生環境の向上をはかるため、校内エアコン取付け整備に向けた実施設計に着手してまいります。

確かな学力の育成につきましては、全国学力・学習状況調査や標準学力テストの結果を分析し、学力向上に向けた指導方法等の工夫改善を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着をはかってまいります。

児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導や学びの連続性を確保するため、引き続き習熟度別指導やチーム・ティーチング、小・中学校の連携などに取り組んでまいります。

令和3年1月26日の中央審議会答申では、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要があるとの考え方が示されております。

大空町の学校教育においても、教育環境の向上と持続的な確保を目指した小中一貫教育の導入に向けた資料の収集や研修を行い、導入に向けて検討してまいります。

国際理解教育の充実につきましては、外国語指導助手2名体制を継続し、児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保してまいります。

特別支援教育につきましては、引き続き教育相談員を配置し、学校及び関係機関との連携により、児童生徒の成長に応じた適切な対応に努めるとともに、補助教諭を配置し、きめ細かな教育指導の充実をはかってまいります。また、通級による指導の充実に向けた取り組みを推進してまいります。

キャリア教育の充実につきましては、全ての学校種において、地域で働く人たちや地域の資源を学ぶ機会の確保に取り組んでまいります。

各学校段階において、児童生徒の発達の段階を踏まえ、キャリア・パスポートを活用するなどして、学ぶことと働くことの意義を学習や学校生活等の見通しを立て、振り返りを行うことができる学習活動を推進してまいります。

道徳教育の充実につきましては、よりよく生きるための道徳性を養う、考え、議論する道徳の実現に向け、引き続き授業改善の取り組みを進めてまいります。

読書活動の推進につきましては、引き続き学校図書館司書を巡回配置し、図書館との連携による児童・生徒の読書活動の充実をはかります。また、朝読、家読を推進し、望ましい読書習慣を形成してまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の分析を踏まえた、体育・保健体育の授業の改善に取り組んでまいります。また、幼児期からの積極的な運動習慣づくりや学校における縄跳び運動の推奨などにより、体力増進に努めてまいります。

いじめへの対応につきましては、大空町いじめ防止基本方針に基づき、未然防止の取り組みを推進するとともに、各関係機関と連携し、いつでも相談できる体制を構築するほか、全校調査を定期的実施するなど、早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実をはかります。

不登校等につきましては、学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携しながら、各学校において保健室登校や時間差登校、戸別訪問など、児童生徒や家庭の状況に応じた親身な対応を行ってまいります。

健康教育・家庭教育支援の充実につきましては、学校・家庭・地域と連携し早寝・早起き・朝ごはんやノーゲームデーなど、子どもの基本的な生活習慣の確立をはかるため、生活リズムチェックシートなどを活用し、家庭における生活習慣づくりと家庭学習の定着に向けた取り組みを進めてまいります。また、子育てに関わる相談支援や情報提供を行ってまいります。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、引き続き地域コーディネーターを配置し、地域の豊かな資源を活用した特色ある学習を推進します。また、ファームスクールや社会見学など、本物体験学習の提供に努めてまいります。

女満別地区、東藻琴地区に設置したコミュニティ・スクールの充実をはかり、地域の教育力を生かした学校づくりを推進してまいります。

学校間の連携・接続の推進につきましては、校種間で児童生徒が進学する際の引き継ぎや学校間の連携を深めるため、乗り入れ授業、授業公開、研究協議などの取り組みの充実をはかってまいります。

学校運営の改善につきましては、教職員の時間外勤務縮減に向け、勤務時間の的確な把握や部活動時間の制限などに取り組むほか、学校閉庁日の設定

やメール等による保護者への連絡手段の活用などにより、働き方改革を推進してまいります。また、小・中学校に学習指導員とスクールサポート職員を配置し、教職員の負担軽減と学校教育活動の支援を行ってまいります。

教職員の資質・能力の向上につきましては、教職員の研修機会の拡充や学校教育研究会活動の充実をはかるとともに、校内研修、授業交流、教職員間交流の充実をはかってまいります。

スクールバスにつきましては、1台の更新を行い通学環境の充実をはかってまいります。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けや利子助成を行うとともに、奨学金返済額の一部を支援し、高等教育を受ける機会の確保につなげてまいります。

大空高等学校が開校し、1年が経過しました。

新設の大空高等学校は、生徒の自主性を育む教育を行うとともに、タブレット端末を配置し、AI教材を導入するなど、ICTを駆使した教育を推進しております。また、基礎学力の向上とキャリア教育のサポートを行うため、公設塾を設置するとともに、寄宿舎にハウスマスターを配置し、生徒が卒業まで安心して生活が送れるようサポート体制を整えてまいります。

大空高等学校の交流拠点施設の建設については、本年度中に工事を完了させ、生徒と地域の方が交流し、ともに学ぶことができるよう、地域全体で学校を支援できる仕組みを構築します。

学校づくりと地域づくりを融合させ、未来を創る人を育てることを目標とし、引き続き多くの生徒に入学してもらえ、魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設内における衛生管理の徹底に努めるとともに、児童生徒の心身の成長と健康を支える上で必要なバランスのとれた給食の提供に一層努めてまいります。

子育て世代の負担軽減と食育を推進するため、引き続き給食費の無償化に取り組んでまいります。また、地元で採れた新鮮な食材を活用した、ふるさと給食の実施及び学校と連携したアレルギー対応を行い、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

社会教育関係について申し上げます。

全ての町民が潤いと生きがいを感じるまちづくりを進めるため、学ぶ喜びと自ら学び続けようとする意欲を養うことができ、その成果を生かせる環境を整えることが必要です。

大空町社会教育中期計画の基本目標、自らまなび、つながる、ひろがるを基軸として、町民の学習ニーズに応じて、地域の教育資源の活用や学習機会と情報提供の充実をはかるとともに、社会教育団体と連携した町民自らが企画・運営に積極的に関わる事業支援など、町民が地域への関心を高め自主的に学ぶ環境の整備や機会の創出に努めてまいります。

昨年においては、新型コロナウイルス感染症により多くの社会教育事業の中止や縮小が余儀なくされました。本年におきましても収束が見えてこない中、事業の実施運営に当たっては、感染防止対策を徹底し、安全な運営に努

めるとともに、ICTを活用した講座の開設など、新しい生活スタイルを意識した学びの環境づくりに、創意工夫をもって取り組んでまいります。

家庭教育支援につきましては、乳幼児を持つ親を対象に、家庭教育支援講座を開催するなど、子どもとともに成長するための学びの機会を提供してまいります。また、家庭教育ナビゲーター養成講座を引き続き実施し、子育てに悩む親などに対し、気軽に相談や学習に応じることができる人材の育成に努めてまいります。

少年教育につきましては、積極性や社会性を育み、地域のリーダーとして活躍するためのスキルを養う研修として、科学の祭典in大空を子ども会育成連絡協議会と協働して取り組んでまいります。

地域の自然環境や産業の問題について学び、流域の持つ素晴らしい魅力を体感するため、網走川流域の会と協働し網走川流域の会事業に取り組んでまいります。

望ましい生活習慣の定着や多様な学習機会の提供をはかるため、長期休業中にサマースクール及びウィンタースクールを開設し、学習サポートをはじめ創作・体験・運動活動等に取り組んでまいります。

姉妹都市稲城市との児童交流事業及び友好町氷川町との生徒交流事業につきましては、子どもたちが見聞を広め、自らの地域を再確認するよい機会となります。関係市町や実行委員会と連携をはかりながら取り組んでまいります。

放課後の子どもたちの居場所づくりのほか、地域の伝統・文化体験、異世代との交流やスポーツ活動などを目的として、引き続き福祉部局と連携し放課後子どもプラン推進事業を実施してまいります。

青年教育につきましては、各青年団体が気軽に集える活動場所としての、青年館の利用促進や青年活動への支援を行ってまいります。また、様々な業種や違った立場にある町内の各青年団体が、相互に交流し、連携を深め、活性化するための取り組みを支援してまいります。

成人教育につきましては、生涯学習奨励員を中心として学習活動の状況や学習ニーズの把握を行い、興味関心の高い学習講座や地域課題、生活課題に対応した成人向け講座を実施してまいります。

また、町の歴史・文化・観光などに関する知識をより深めてもらうため、引き続き大空町検定及び大空町探索ツアー事業に取り組んでまいります。

高齢者教育につきましては、知識・教養の習得や仲間づくり、積極的な社会参加を促すことなどを目的として、ことぶき大学は年間を通し開校いたします。また、高齢者の学びの場の充実をはかるため、学習内容の工夫・改善や学習活動の活性化に取り組んでまいります。

町民皆さんが必要な情報を得たり、教養を深めたり、気軽に活字文化に親しむことができるよう、図書館資料の整備充実と利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

乳幼児から本に親しみ、言葉と心を育むための、ブックスタート事業や読書習慣の定着をはかるための、うちどく事業を実施してまいります。

移動図書館車による巡回サービスの実施のほか、定期的に学校等への配本

を行い、読書習慣を育成するための環境づくりに努めてまいります。

女満別図書館につきましては、供用開始から30年以上が経過しており、屋根及び外壁のほかエレベーターを更新する改修を実施してまいります。

芸術・文化活動につきましては、大空町文化団体協議会をはじめ、各種文化団体・サークル等への活動支援を行うとともに、大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、昨年立ち上げた専門家で組織する、女満別湿生植物群落保全対策検討委員会の中で、今後の保全および整備活用について引き続き協議を進めてまいります。

町民の皆さんが、生涯にわたってスポーツに取り組み、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、各年代や要望に応じた運動やスポーツ機会の提供と環境整備に努めてまいります。

スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブやウィンタースポーツ実行委員会などの自主的な活動に対して、引き続き支援してまいります。また、全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減や指導者の資格取得経費の一部について、継続して支援してまいります。

合宿誘致事業につきましては、教育・文化交流の向上と地域活性化をはかるため、合宿誘致を進める各実行委員会への支援とともに誘致団体と連携した取り組みを進めてまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や設備、備品などの整備に努めながら、施設のさらなる利便性向上と長寿命化をはかってまいります。

また、社会教育施設における感染防止対策を徹底して安全な運営に努めてまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

大空町教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの心豊かなたくましい成長と、町民皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体との連携をはかりながら、本町教育の一層の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。5番、鈴木秀之委員。

◇鈴木議員 通告いたしております3項目について、質問させていただきます。

第1の項目は、自治会活動への支援についてです。コロナ禍及びコロナ感染症収束後の自治会活動への支援に関してです。

コロナ禍の中で、自治会での町民相互のコミュニケーションを深める活動展開が難しい状況が続いております。町民主体のまちづくりを進める上で、自治会活動の振興は重要な要素であると思います。町政執行方針にも、住みよい地域を作っていくための身近な町民組織として位置づけられております。

対話と交流を大切にした地域づくりを進める上で、コロナ禍及びコロナ感染症収束後の自治会活動の振興策と支援体制においては、各自治会の自主性を尊重しながら、自治会活動支援交付金等の有効活用を奨励していく必要があると思います。町長の見解を伺います。

第1項目の2として、地域担当職員制度についてお伺いします。

令和2年3月の第1回定例会におきまして、先輩議員が、地域担当職員制度に関して一般質問をされております。当時は、新型コロナウイルス感染症拡大直前の時期でした。答弁としては、自治会に制度の趣旨を伝達する一方で、職員の意識調査などを行いながら、地域担当職員制度の見直しに取り組みたいとのことでした。

この2年余りは、制度のあり方などを検討する暇もないほど、感染症拡大予防対策等で多忙な状況ではなかったかと思われませんが、制度の検討状況及びまちづくりに関する情報をわかりやすく地域住民に伝える上で、地域担当職員の方が地域自治会にどう対応されておられたのでしょうか。

住民と行政の協働によるまちづくりを推進する上で、地域担当者制度は意義ある制度であると認識しております。町政執行方針にも地域担当職員を配置し、自治会との連携をうたわれております。ただ、ここ2年間は若手職員の方々には、なかなか活躍の場がなく、制度に関する職員各位への趣旨伝達と協力体制、職員からの提案、意向を反映した活動内容の充実、これがなかなかできなかったのではないかと思います。これらの対応について町長の見解を伺います。

大項目の2項目めは、廃屋等解体撤去推進事業についてです。この事業については、町政執行方針にも触れられております。

平成26年に制定され、ことしで9年目の事業です。また、令和2年3月に策定された大空町空き家等対策計画の具体的な事業の一つであると認識しております。事業開始以来91件の実績があるとのことですか、最近の社会情勢を鑑みると、解体及び撤去費用については、燃料の高騰や廃棄物分別処理の細分化に伴う労務費増加など、経費が膨らんでいると思われます。本事業継続において、補助金の額を含めて事業内容の検討、見直しについて見解をお伺いします。

第2項目の2として、空き家廃屋対策に関する町民及び所有者等への周知について伺います。

大空町空き家等対策計画は、空き家、廃屋等の適正管理に関する町からの助言指導、勧告の行政指導、そして勧告しても状況が改善されない場合の改善命令。命令に背くと50万円以下の罰金。行政代執行による費用の所有者

請求等、所有者の管理責任を明確にした行政対応を地域ぐるみで進める計画です。

厳しい行政対応の前には空き家等の管理についての現状と社会情勢について、住民周知を丁寧にかつ徹底していく必要があると思います。町長の見解を伺います。

第2項目の3として、空き家対策の実施体制について伺います。

当面する課題解決にあたり、現状を把握調査、所有者等への対応とさらには、新たな施策の検討や制度設計等、担当者の事務負担も多くなると思います。適切な人事配置での事業執行が適時的確な事業推進につながると思います。町長の見解を伺います。

大項目3項目めは、東藻琴芝桜公園の花の手入れについてです。

芝桜の花園の活性化に向けては、町政執行方針の中にも触れられておられます。さらに株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況の説明資料の中にも触れられております。我がふるさとの貴重な観光資源芝桜の活性化、除草、害虫対策への支援については、近々の課題であると思います。

令和2年、3年とコロナ禍の影響で全面的には開園できない状況でしたが、ことしは無事開園されました。しかし、残念だったのは、今シーズンは、昨年の春から夏にかけての雨不足と積雪期間が長かったこと、コガネムシの被害等の影響が出たとのことで、満開宣言をすることなく、花のシーズンを終えました。満開に咲き誇る芝桜を来年こそはと、現場で担当している方々たちは既に苗の補植、雑草抜き等の管理作業に着手していると思われます。来年以降の芝桜の花園に関して、心配されている町民の方々の声もお聞きしております。現場からの除草、害虫対策等の花園活性化対策があがってきた際、迅速な対応が必要と認識しております。

芝桜の植栽については、昭和52年から広栄地区の方々が手弁当で、手鋤にて斜面開拓に協力して始まった経緯があります。地域の方々の今日までの協力されてこられた様子が、令和2年12月に刊行されました末広開拓の110周年記念誌「末広110年の道しるべ」に詳細が綴られています。植栽が始まって45年が経過し、間もなく半世紀を迎えようとしております。手入れをして、大事に育ててきた芝桜公園は、地域住民が手作りで創造した観光資源として後世に伝えていきたいとの願いは強いと思います。

現段階での町長の対応策につきまして、伺いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、自治会活動への支援についてであります。町内の自治会数は48自治会で、女満別地区32自治会、東藻琴地区16自治会になっております。

自治会への町の支援につきましては、自治会運営に対して支援する運営交付金と、花見や運動会など各種活動に対して支援する活動支援交付金があります。令和2年度及び3年度の交付の実績につきましては、後ほど担当課長

に説明させますが、この二つの交付金による支援が主な町の支援策となっているところでございます。

この他に、2項目めの質問と重なってしまいましたが、対話と協働のまちづくりの実現に向けて、平成20年2月より各自治会に地域担当職員として2名以上の職員を配置しています。

地域職員制度の基本的な考え方ですが、地域の会議や行事等への参加を通じて、地域の人たちと密接な関係を築きながら、自治会と行政のパイプ役を担うことによって、地域活動の活性化と行政運営の円滑化を図ることを目的としております。しかし、この制度を設立した当初は、大空町として合併したばかりで、職員は町民の顔が分からない。また、町民の皆様も職員の顔が分からないといった状況でしたので、まずは町民の顔を覚える、町民の方には各職員の顔を覚えていただくという所からスタートした制度であります。

制度開始後10年以上経過したことから、制度の見直しを行うため、自治会、職員それぞれに制度に対して要望や改善点を出してもらうためのアンケートを実施する予定でございましたが、コロナ禍において自治会活動の自粛、役員の改選などにより実施できていない状況となっております。これまで、自治会活動に対して、職員からの提案を行ったというような事案は把握していないというところが実態でございます。

自治会というものは、同一地域の居住民が地域生活の向上のためにつくる自主的な組織でございまして、自主的に運営するために組織した団体ということですから、自らの手で自らの地域をつくるということが基本になってくるかと思えます。しかしながら、地域担当職員制度、そういったものを活用しながら、少しずつ令和4年度になって各自治会の活動というものが行われているような状況にございますので、そういったところに職員も積極的に参加させていただいて、皆様方と交流、そして自治会活動の活発化、そういったものも展開してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、2つ目の質問でございます。廃屋等解体撤去推進事業についてであります。議員がおっしゃられたとおり、平成26年に制定された補助事業で、補助金額は危険廃屋の場合は解体費用の2分の1相当の額とし、上限額は50万円、その他廃屋であれば、解体費用の3分の1相当の額として上限が30万円としております。また、施工する業者が町内の場合は10分の10、町外の場合は10分の8を補助する制度としているところであります。事業の開始から9年が経過し、ここ2年は事業申請される方が減少傾向になってきておりまして、追加募集をしているということが実態でありまして、今後、補助事業継続の可否を含め、見直しが必要な時期に来ているのではないかと、そのように考えているところであります。

次に、町民及び所有者等への周知についてでございます。現在は、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に清潔の保持として、土地または建物の所有者はその土地または建物及びこれらに面する道路の清掃を行い、清潔を保つよう努めなければならないという規定に基づき、所有者に口頭または文書等で指導を行っております。町民に対しましては、広報誌及び広報車等で所有地等を清潔にするよう一般的な注意喚起を行っているところであり

ます。議員がご指摘されるように場合によっては50万円以下の罰金、行政代執行、そしてその費用の請求がされるというようなことが制度の中身となっておりますので、その制度の中身を十分に理解いただけるよう今後周知に努めていきたいと、その様に考えております。

空き家対策の実施体制につきましては、空き家の活用については移住・定住支援室、廃屋の除去については住民課を中心に、また、建設課とも連携を密にして取り組みを進めているところでありますが、適切な人事配置等につきましては、空き家対策のみならず、すべての業務におきまして、常に意識しなければならないものと、そのように考えているところでございます。

空き家の適正管理につきましては、大空町空き家対策計画にも記載しておりますが、第一義的には、その建物を所有している所有者自らの責任において行うこととしております。先進事例を見ましても、注意、指導を進めながら多くの案件が解決しておりますので、まずはその点から親切に取り組を進めていきたい、そのように思っております。

また、今後は人口減少などにより空き家が増えて行くことが予想されます。空き家の除去、活用を含め、対策は進めていかなければならないと考えますので、協議会の設置も含めて検討していきたいと、そのように思っております。まずは、副町長を委員長とする空き家等対策検討会議において、町内の空き家の状況の把握、情報の共有等、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

最後に、芝桜公園の花の手入れについてお答えいたします。東藻琴芝桜公園は昭和52年の開園以来、45年が経過いたしました。今では大空町、さらには北海道を代表する春の観光地として、国内や海外から多くの観光客に訪れていただいている、そういった公園でございます。

令和2年から2年間、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、芝桜まつり期間中の閉園、または途中閉園を余儀なくされましたが、ことしは感染対策を徹底した上で、5月3日から予定通り開園し、4万5,958人の方にご来園いただいたところであります。

ただ、議員ご指摘のとおり、ことしは花の開花状況から満開宣言をすることができませんでした。原因として考えられますことは、2年前からのコガネムシの大発生により幼虫に芝桜の根を食べられてしまったこと、昨年干ばつの影響、そして何よりも多くの芝桜が老朽化というか、株が古くなっている。そのような状況で活力がなくなり、コガネムシ、干ばつ、さらには過去の除草剤散布の影響を受けて枯れてしまったのではないかと、そのように考えているところでございます。

コガネムシ対策につきましては、昨年、東藻琴芝桜公園管理公社から報告をいただいた後、町として直ちに駆除剤等購入に対する支援を行ったところであります。

現在、公社では、毎年芝桜まつり終了後から行っております雑草の除去作業に集中して取り組んでいるところであります。芝桜苗の補植、植替えにつきましては、ことしは花の状況を見て芝桜まつり期間中一部補植を行いましたけれども、本来9月、10月が補植の時期ということでもありますことから、

現在は行っていないということでございます。公社からは町に対して早急な芝桜の活性化対策についてご相談がきておりますので、本年秋の植替えに向けて、農業改良普及センターなど関係機関とも相談しながら、今後の対応について協議を進めているというのが状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長

◇住民課長 それでは、私のほうから令和2年度及び令和3年度の自治会交付金の実績について説明させていただきたいと思ひます。

令和2年度、自治会総数は48自治会、総加入世帯数は、5月1日を基準日といたしまして2,420世帯となっております。交付金の交付実績ですが、会館管理運営費を含めまして運営交付金が911万円となっており、活動支援交付金では、1自治会がコロナの影響により活動ができていない理由により申請されなかったため、47自治会に対しまして367万120円を交付したところでございます。

令和3年度、自治会総数は昨年度と同じく48自治会、総加入世帯数は、5月1日を基準日といたしまして2,362世帯となっております。交付金の交付実績ですが、運営交付金が1,019万1,800円となっており、活動支援交付金では、2自治会がコロナの影響により活動ができないことを理由に申請されなかったため、46自治会に対しまして182万円を交付したところでございます。

以上、交付金につきましてご説明いたしました。

◇議 長 鈴木秀之議員の一般質問中ですがここで、昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に続き会議を開きます。

日程第7、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、続きまして、自治会活動支援についての項目から、一問一答でお願いをいたしたいと思ひます。

単位自治会への活動支援ということで、実績を詳細に説明を受けました。単位自治会での活動ということで、自治会活動、各単位自治会での相互の情報交流ということで、どういう活動でこの支援交付金を活用しているのかということについても情報交流をぜひやっていただきたい。

それと、やはり自治会という活動につきましては現在、抱えている課題というのは多ございます。その中で、会員意識の低下から事業交流に参加する方々の減少等がございます。ただし、災害対策においては、地域コミュニティの力、相互扶助、これが災害時の非常時に遭遇した際の住民の命と暮らしを守ることに関係すると言われておりますので、そういう災害対策の意味も含めまして、自治会活動の充実に努める、それが必要だというふうに思っておりますので、この点につきまして、見解をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員のおっしゃるとおり、自治会というのは地域コミュニティの根幹であり、災害等何かあったときには、そこが中心となって活動していくということも考えられることかなと思っております。

また、各自治会の取り組み、そういったものをそれぞれの自治体が共有しているということは、現在行っているところではありませんけれども、コロナ禍の中、令和2年度、3年度は、各自治会活動支援交付金の対象事業となる花見や運動会、そういった活動が中止となり、どのような活動をしたらよいかという相談が担当課のほうに寄せられたところであります。このときには、両地区の自治会連合会の総会時や担当へ問い合わせがありました際に、担当がお聞きしている範囲の中で、状況を提供させていただいたところであります。

自治会はそれぞれ特徴的な、さまざまな取り組みを実施しているのではないかなと思います。そういった取り組みを情報等を見て、自分のところの自治会でも何かできることはないかといったことも、各自治会の取り組みというのは参考になろうかと私もそのように思いますので、今後、各自治会の活動内容につきましては、自治会連合会と協議しながら、必要性について検討していきたいと、そのように思っております。

◇議 長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。

2項目めの地域担当職員制度につきまして、お伺いさせていただきます。

この制度につきまして、大変必要な事業だという認識もいただいているところでございます。ただ、第1回目の質問でもお聞きしましたが、令和2年度から3年度に採用された職員の方々は、なかなか職場でのコミュニケーションとか、交流する機会も持てなかったのではないかなと思います。

若手職員への地域自治振興策について、話す機会が必要ではないかなと思うところでございますので、これにつきまして十分配慮が必要ではないかなと思っているところでございます。これにつきまして、見解を伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町長 令和２年度、令和３年度に採用した職員については、恐らく令和２年度、令和３年度中にあまり職員同士の交流というのは図られてこなかったと、そのように思いますし、また地域担当職員になっても、自治会の皆様方と交流することもなかったのかなと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、４年度になって、各自治会のさまざまな取り組みが行われ、地域担当職員も少しずつ参加させていただいておりますので、そういった活動を通じて、今後自治会の皆様に地域担当職員をぜひ呼んでいただく、そういったことを周知してまいりたいと、そのように思います。

◇議長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 地域担当職員の方々、特に若い職員の方々に期待をするということで、今のデジタル庁でデジタル推進委員というのを募集していました。だれ１人取り残さない、人にやさしいデジタル社会を目指してというのは募集要項の中にございます。

町民の皆様へ情報提供する関係で、出ております色々なデジタル情報としてホームページなり、スマホナビ、そういうのも開発されているところでございますが、いかんせん高齢者が安心してわかりやすくデジタル操作を学ぶという、そういう機会、それを身近で安心した信頼できる方から教えていただけたらとか、そういう面で、私は地域担当職員の方々が活躍できる場面ではないかなと。特に私なども高齢者の仲間入りをしており、スマホ一つさわるにも、なかなか若い人に聞いたり、子どもに聞いたり、そういう中でやっています。ですから若手職員の方々の得意分野であるデジタル技術に関する知見を発揮していただける機会として、ぜひこの地域担当職員の方が地域に出かけていくような中で、活躍をされることを期待したいなと思っておりますので、そのような行政情報を町民の方々に優しく伝える安心感のある信頼できる方が情報提供する、そういうような取り組みもぜひ、対応していく必要があるのではないかと考えているところでございますので、町長の見解をお伺いしたい。

◇議長 松川町長。

◇町長 デジタル推進委員ということが昨今言われているところでございますが、多分、どこの自治会、地域担当も、なるべく若手職員を張りつけるように、その辺ちょっと工夫しながら配置を行っております。デジタル推進委員までの能力はないのかもしれませんが、ぜひ地域担当にご相談いただいて、その操作であるとか、そういった要望にお答えすることは、十分できるのではないかなと思いますし、またそういった交流を通じて、若手職員を育てていただけるということにもつながっていくものかなと、そのように思っています。

また、地域担当もそうですけれども、そういったそらっきーナビの操作説明につきましては、町のまちづくり出前講座ということもありますし、地域

担当含め、さまざまなものを活用していただいて、自治会の活動の中で使っていただければ、私どもとしては、自治会からの要請にできるだけ十分に対応させていただきたい、そのように考えておりますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 地域担当職員の勤務対応につきましてお聞きしたいと思います。

自治会の活動につきましては、休日なり、勤務時間が終わった夜間なり、なかなか、役場職員の勤務時間外の活動ということで出る機会が多くなるのではないかなと思っているところでございます。こういう関係では、代休の取得とか、手当の対応とかそういうことにつきまして、十分配慮が必要だなと。職員の勤務時間の過多とか、心身の健康管理との関係にも十分配慮して、職員の理解を求めながら進める必要があると思っているところでございます。

これは行政の執行権の介入もつながりかねないことでございますが、職員の健康管理とか、この辺の関係も十分配慮して対応していただく、それが必要ではないかなと思っておりますので、町長の見解をお伺いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 職員の健康管理につきましては、私もそのことは、地域住民の行政サービスの向上や維持、そのためには職員が健康でなければならないと、そのような認識はしておるところでございます。

地域担当職員の活動というのは平日だけではなく、祝日であるとか、お休みの日、また夜の活動ということもございます。そういったときには代休であるとか、時間外勤務手当、そういったもので適切に対応しておりますので、代休の場合については、職員に適切に代休を取得していただいて、自らの健康は自ら守ると。組織も当然守るのですけども、そういった意識をもって、取得等取り組んでいただきたいと、そのように考えているところであります。

また、地域担当職員業務以外のところでも、やはり職員の健康管理ということは十分注意を払っていかなければならないと、そのように思っているところでありますので、今後とも、ご指導いただければと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 大項目の1、自治会活動につきましては、終了させていただきます。

第2項目の廃屋等を解体撤去推進事業についてでございます。この関係につきましては、見直しも含めて検討という答弁もございました。ホームページを見ますと、6月21日付けで、この事業の2次募集を再度行っているという記事も載っているところでございます。事業開始から10年を迎えます

ので、事業効果につきましても、評価、確認を行って見直す時期を迎えていると思いますが、そこら辺は答弁の中でございましたので、対応をしていただければと思っているところでございます。

その関係につきまして、当面する課題解決ということで、現状把握から所有者等への対応、そういうことで、これは空き家等対策計画の中にございますが、実際の調査、空き家等の把握の関係、それから協議会の設置につきましても検討もしていくということで、先に大空町空き家等対策検討会議が設置されておりまして、協議会はこれからということでございます。地域ぐるみで進めるという意味で、この協議会につきましては、地域の住民の方々、議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他町長が必要と認める者で構成するということになってございます。設置も検討されるということでございますが、今後の計画スケジュール等につきまして、どのような対応を今計画されているのか、お尋ねしたいと思います。よろしく願います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 空き家等撤去に係る検討会議、あるいは協議会の設置のスケジュール等でございますけども、まだ検討会議については一度も開催していないという状況です。まずは検討会議を開いて、きちんと庁舎内部で情報把握、そして整理して課題の抽出、そういったものに当たってまいりたいと考えております。そして、そういった抽出、整理する中で、危険な家屋があるような状況であり、そこがなかなか通常の所有者へのお願いに対して、実施していただけるというところに結びつかないようなケースが想定される場合は、専門家を交えた協議会というものを設立していかなければならないかと考えておりますけども、まだその時期につきましては、現段階ではまだスケジュールはないということでございますので、まずは、検討会議できちんと把握したいということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

◇議 長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 この事業推進にあたりましては、国土交通省のほうで社会資本整備総合交付金という対象の事業もあると伺っております。限られた予算での対応ということになりますので、やはり町の単独予算だけではなくて、地域で、職員の方々と知恵を出し合い、協力体制を組みながら、国の交付金を活用していくというような道も探っていく必要があると思っております。単費でありますとやっぱり経済的な負担として、我が町の負担にもなりますので、国の交付金活用について検討すべきと思っておりますので、町長の見解をお伺いします。

◇議 長 松川町長。

◇町長 危険家屋の解体撤去に関しましては、国からの交付金があります。社会資本整備交付金あるいは、個別事業の空き家対策総合支援事業という中での交付金もございますけども、この交付金を活用するためには、協議会の設置というのが必須になっておりまして、そこでの審議を経て解体撤去されたものに対して、交付金が交付されるということになっております。ただ、いま、私どもがこの空き家対策事業で補助しているものにつきましては、なかなかその交付金の対象となるような、危険家屋、そういったところの撤去というような近年ないところでございますけども、今後そういった事案が発生しても、交付金をもらって、少しでも財源となるように対応していくにはやはり協議会の設置というものが必要となっておりまいますので、その整備については、時期を見てきちんと対応していきたいと思ひます。

◇議長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 空き家等の対応につきましては、基本は所有者にきちんと管理をしていただくというのは大原則でございます。ただ、それでもどうしても駄目な場合はどうするかという形を出さなくてははいけないということでございます。空き家の所有者の方々、やはり地域の中でも心配されている方も多ございますので、広報等で十分対応していただきたいと思ひます。

続きまして、3番目の芝桜公園の花の手入れにつきまして、問いたいと思ひます。この関係につきまして、町長もご心配をいただいているということでございますが、花の手入れということにつきまして、基本というのはやはり現場の方々の知恵と工夫とか、経験に裏打ちされた確かな知見ではないかなと思っております。やはり、現場で花の手入れに携わっている方たちの知識や経験を最大限に生かして、花の活性化につながる対応をとっていく必要があると考えているところでございます。現場の方々の声を大事にした花園活性化対策を望んでいるところでございます。これにつきまして、町長の見解をお願いいたします。

◇議長 松川町長。

◇町長 まず危険家屋の関係につきましては、やはり近隣住民に被害を及ぼすような、そういった危険家屋がありましたら、協議会設置する前にも、きちんと所有者に働きかける。そういったことは常に行っていかなければならないと、そのように考えております。

また、芝桜公園の関係についてでございます。ことし、芝桜公園に足を運んでいただいた多くの町民の方が、ことしの芝桜はどうなのだということで、大変心配されておりますし、この声は十分私のところにも届いているところでございます。町民皆の宝であります芝桜の活性化に自分達もなんとか協力させてもらえないかという声が寄せられているところでございます。しかしながら、現場である公社におきましては、芝桜公園自体の補植や植替えにつきましては、植栽地のほとんどが急傾斜地であることや技術的なこともあつ

て、町民皆さんにご協力いただくことは難しいと、そのようなご見解もいただいているところであります。そこで、例えば芝桜の苗畑の雑草取りや、ちぎり苗の植替え、そういったものをボランティアで地域の住民で実施していただくそういったことであれば対応ができるのではないかとということで、現在、公社の方たちと相談して、住民参加型の協力呼びかけについても検討しているところでございます。

いずれといたしましても、芝桜の活性化は急務であると、そのように認識しておりまして、1年でも早く満開に咲誇る芝桜に戻るように、公社や関係機関と協力しながら、町としても支援してまいりますので、議員におかれましても今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 町長の答弁いただきましたが、現場からの支援要請が大前提でございますが、地域経済にも多大な影響を及ぼす存在になっております。我がふるさとの貴重な観光資源の管理でございますので、住民参加型ということも、我がふるさとの宝を守る気運を盛り上げることにつながるのではないかなって思っております。我が町、湖畔清掃や空港線の花壇整備から朝の一斉清掃など環境美化とかそういうボランティア意識は高い町でございます。そういうことでは、一考の余地があるのではないかなと思っております。

今回、質問をさせていただきました3項目共通している基本理念につきましては、町からの情報をわかりやすく町民の方々にお伝えし、理解と協力をお願いする協働のまちづくりというのが理念でございます。その理念を守るためにも、今後はさまざまな施策を町長は展開されていくと思います。若さと思いやりの心を持って、活力みなぎる町政運営にあたられることを期待して質問の結びとさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ことしの芝桜の開花状況、これを何とか町民みんなの力を借りながら進めていくということで、逆にこのピンチが町民の支え合う協力のきっかけになる、そういったことに結びつけ、今後は、町民がただ芝桜を見に行くということではなくて、管理やそういったことも含めて、協力していただく、そのような形を将来にわたってつくっていききたいと、そのように思いますので、また議員におかれましても、さまざまな場面で町民の皆さんから声をいただくことがあろうかと思います。ぜひ、町のほうにその声を寄せていただきたい、そのように思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて5番、鈴木秀之議員の一般質問を終了いたします。

日程第7、一般質問を続けます。

次に、4番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

◇森賀議員 通告書により提出いたしました在宅介護支援について、質問させていただきます。

高齢化社会の進展に伴い、在宅介護支援がこれからも重要度を増していくと考えております。要介護度が上がれば、それだけご家族の方の負担が増えていきます。また、1人で仕事をしながら介護されていらっしゃる方もいますが、そのような方々は常に不安を抱えて、日々の生活をされているものと思います。

実際、要介護認定を受けられた方で、ご家族の体調不良等の突発的な理由で町内のショートステイを利用希望された際、事業者側の都合でサービスを利用できなかった事例があったとお聞きしております。ショートステイは在宅介護を続ける中で非常に大事な支援だと思います。介護を受ける人、する人が共倒れにならないように、行政として支えていかなければならないと考えております。

コロナ禍で受け入れる事業者側の大変さも理解しておりますが、支援を必要とされる方に十分なサービスを提供できるような体制づくり、対応についてのお考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員の一般質問にお答えいたします。

ショートステイ、いわゆる短期入所生活介護でございますけれども、短期間施設に宿泊しながら、介護や機能訓練等を受けて生活するサービスの事であります。介護認定を受けて、普段ご自宅でご家族等の介護、訪問介護、デイサービス等利用して過ごしている方のご家族が病気や冠婚葬祭、介護疲れ、農繁期等仕事が繁忙等の理由により自宅で介護することが難しいときなどに利用されています。

現在、本町にはショートステイを利用できる施設は、女満別ドリーム苑と東藻琴福寿苑の2事業所で、それぞれ10床ずつ用意されているところであります。利用については、利用を希望する前月に利用調整をするため、早目の申し込みをしていただく必要があります。ショートステイサービスの利用状況については、施設担当者に確認したところ、おおむね希望どおりサービスを提供できているとのことでありますけれども、森賀議員のご質問にあるように、急遽の利用希望でありますとサービスを提供できるベッド数が限られているため、入所者が入院等で空いているベッドを活用できる場合もあるとのことであります。利用できない場合もあるとのことです。利用にあたっては、可能な限り早い段階で、担当のケアマネジャーにご相談いただくか、直接両施設の担当者にお問い合わせいただくことが必要となります。また、どこに連絡をして良いかわからない時、どのようにできるかについては、町の地域包括支援センター、保健師にお問い合わせいただくことになります。

事業所側の都合でサービスの利用ができないということは、まずはベッドに空きがないこと、二つ目に、サービス利用のための契約等の準備が終わっ

ていないこと、そして森賀議員がおっしゃられますように、対象となる方の介護量が多くて、通常のサービス体制では安全に過ごしていただくことが難しい場合などが挙げられているところでもあります。ベッドに空きがない場合には、ケアマネジャーを通じて近隣の他の施設利用を検討するほか、検査やリハビリの目的等で病院に入院する必要があるか、その対象者の状況に合わせて対応させていただいているというのが実態となっているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、ありがとうございます。急遽の利用希望者というのは本当に困っている方だと思います。できるだけそういう方には柔軟に対応していただくと大変安心できると思います。

また、これから高齢者の人口はさらに増えていくと考えられます。老老介護の増加も見込まれる中、在宅での要介護者が必要とする支援サービスが受けられるようにするために、今後の体制対応をどのようにしていくのか伺います。よろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 なかなか急な対応となると難しい面もありますけども、これについても引き続き、町内の両施設と連携を図りながらきめ細やかに対応してまいりたいと思います。

また65歳以上の高齢者人口、今現在、大空町はピークでございます。要介護者が増える後期高齢人口は2030年まで増えていく見込みとなっているところでもあります。そのため、在宅での要介護者も増えていくということが予想されています。そのような中で、要介護者が急遽必要が出たときに、いつでも対応できるベッドを確保する場合、町内、施設のベッドを1床空けておくこととなり、計画的にショートステイを利用したい人の利用ベッドが、一床減ってしまうということにもなりますので、正直申し上げまして、難しいというのも実態でございます。まずは、ケアプランの作成、事業所との契約をしていただくよう働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

また、介護量が多い対象者でございますけども、通常の施設で、通常の人的体制では対応が難しい、そのような場合には、施設として入所される方の安全のために人的配置を厚く、多くする必要があります。介護量の多い対象者がショートステイを利用する際に、人的配慮を一時的に厚くして、安全を確保した上でサービスが利用できるよう仕組みづくりを今回の定例会の補正予算で提案させていただいております。

現在、第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の中間年にあります。政策目標で安心して暮らし続けられるための居場所づくりとして、介護サービスの充実強化を挙げており、その一環として今回提案させていただいた仕

組みづくりを行ったところでございます。今後、令和6年度の第9期介護保険事業計画の策定に向けて、今年度中にニーズ調査を実施して、施設介護サービスや在宅介護サービスのあり方や、内容充実について十分に検討し、次期計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

介護を受けられる方の状態というのは、その時々や、さまざまな場合が予想されます。それにきちんと柔軟に対応していくことができるように、福祉環境の充実強化というのは、今後も常に行っていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、ありがとうございます。これからさらなる介護サービスの充実向上を目指して、仕事をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大空町として、そして施設を利用される方、そしてその家族、みんなが1番いい状況であるということが大切かと思っておりますので、今後も、これからまだ大空町としては65歳以上の人口、75歳も含め増加していくということでございますので、しっかりとその辺対応できるように連携を密にしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて4番、森賀祐司議員の一般質問を終了します。

日程第7、一般質問を続けます。

次に7番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 令和4年第2回定例会通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、行政サービス「書かない窓口」についてです。

大空町では、町民を主体とした行政運営を行うために、住民ニーズの把握と、質の高い行政サービスを効果的に提供することを重要視し、第4次大空町行政改革大綱を策定しました。大綱に触れられているとおり、今後の行政運営に新型コロナウイルス感染症への対応を背景として、新たな生活スタイルの浸透、定着により行政サービス・事務のデジタル化が進むことが想定されます。

今後、住民の方たちの高齢化がさらに進むことが予想され、また、若い世代の移住定住を取り進める町にとって、スピード感を持って行政サービスの向上を進めることが必要であると考えます。

ここで「書かない窓口」について説明申し上げますが、「書かない窓口」とは、住民が窓口で申請書を書く手間をなくし、複数の手続きが一度で済むワンストップサービスであります。近隣の北見市で行われている窓口支援システム及び書かないワンストップ窓口について、現在、国や他自治体の注目

を集めています。

質問の１点目といたしまして、窓口サービスの現状と課題について。

２点目、行政改革推進計画における事務事業改善による行政サービスの質の向上とはどのようなものか伺いたいと思います。

３点目、北見市の窓口支援システム及び書かないワンストップ窓口化の取り組みについて、町の見解を伺いたいと思います。

以上３点、町長より見解を伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問に対しお答えさせていただきます。

ご質問ありました窓口サービスの現状と課題についてお答えいたします。住民票、戸籍及び印鑑証明証等の発行に関する窓口サービスにつきまして、女満別地区では、役場窓口において３人の職員が業務にあたっており、東藻琴地区は総合支所住民福祉課の窓口において、２人の職員が業務にあたっております。令和３年度の住民票、戸籍及び印鑑証明等の発行件数は女満別地区で合計５，４６３件、東藻琴地区で合計２，４４４件を発行しております。このほか、転入、転出、出生、死亡、婚姻などの届け出など、町民皆様のライフスタイルの変化に伴ってさまざまな届け出を受け付けし、住民基本台帳の管理にあたっているところであります。これらの届け出に付随して、健康保険や年金、各種手当、各種税の手続きなどが必要となる場合には、担当課の窓口をご案内する、もしくは必要に応じて担当を呼び、説明や手続きを行っているところであります。課題といたしましては、住民票や戸籍の手続きだけでなく、関連した手続きとして、町営住宅や上下水道担当へご案内し、もれなく、そしてワンストップでスムーズな手続きにつなげる必要があるものと認識しているところであります。

続きまして、行政改革推進計画における事務事業改善による行政サービスの質の向上についてであります。大空町では、平成１９年３月に策定した大空町行政改革大綱に基づき、今日まで事務事業の見直しや、職員数の適正化、指定管理者制度の推進などに取り組みながら、行政改革及び財政の健全化に努めてきました。その後、内容を見直しながら大空町行政改革大綱を継続し、景気が低迷する社会情勢の中で、財政の健全化のための起債発行の抑制、高度情報化社会の進展への対応、多様化する町民ニーズに対する仕組みづくりを行ってまいりました。行政運営の指針であります第２次大空町総合計画に位置づけた「ふれあいつながる協働のまちづくり」の理念に沿って、行政改革大綱基本とした取り組みが求められております。とりわけ、町民を主体とした行政運営を行うためには、住民ニーズの把握と質の高い行政サービスを効果的に提供することが重要となってきます。さらには、依存財源が減少し、自主財源の確保が難しい状況にあっては、一層の財政健全化のための経費節減はもとより、財政運営の経営能力も高めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を背景とし、新たな生活スタイルの浸透、定着により、より一層行政サービス、事務のデジタル化が進むこ

とが想定されております。

こうしたことから、現行の大綱を見直し、令和4年度から令和8年度までの5カ年間で推進期間とした、第4次大空町行政改革大綱を策定したところであります。第4次大空町行政改革大綱の基本的な考えは、町民に対する行政サービスの質の改革を続け、新しい生活スタイルを確立するための課題に対応しながら、町民の主体的関わりを醸成していくことに主眼を置き、持続可能な行政運営を行うこととしています。この考えのもとで、デジタル技術や民間活力の導入を推進し、町民ニーズと時代に即応した行政の提供につなげていくこととしております。行政サービスの最適化と町民満足度の向上を行政改革の目的に据え、具体的な取り組みの一つとして、事務事業の改善による行政サービスの質の向上を定め、行政改革の推進に取り組んでいるところであります。この事務事業の改善による行政サービスの質の向上は、社会情勢の変化を契機とした新しい生活スタイルを見据え、町民の意向をとらえたサービスを目指すものです。また、デジタル化を推進するとともに、民間による参入が適している事務事業がないか、鋭意検討の上、業務の委託化により質の高いサービス提供に努めることとしております。

続きまして、北見市の窓口支援システム「書かないワンストップ窓口化」につきましては、来庁される方の利便性を向上させるとともに、窓口業務の業務改善を図ることで、さらなるサービスの向上につなげられることにメリットがあるものと考えられます。本町においても参考となるものであり、第4次大空町行政改革推進計画に位置づけた窓口事務改善の項目は、北見市の取り組みを参考として導入できるのかどうか、先進事例として視察し検討することを想定したものです。

北見市は、平成26年3月にワンストップサービス推進計画を策定してから、相当の期間をかけて仕組みを構築されてきました。大空町において導入するには、まず現状の課題を洗い出し、北見市の事例も参考としつつ、大空町ならではの仕組みを構築する必要があるのではないかと考えます。課題の一つとして、現在運用している各業務のシステムとの整合、将来の活用方法を踏まえる必要があり、併せて導入コスト及びランニングコストについて効果に見合った経費としていく必要があります。システムの導入に係る財源を確保する観点では、国の交付金制度を活用することも重要な要素の一つであると考えます。

北見市の取り組みは、近くにある優れた事例ととらえています。大空町に合ったワンストップ窓口の仕組みの構築に向けて、町民サービス向上を第一に考え、第4次大空町行政改革推進計画に基づき、令和4年度に調査を行い、さまざまな課題を整理してまいりたい、そのように考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 後藤忍議員。

◇後藤議員 ご答弁ありがとうございました。

1点目、窓口サービスの現状と課題についてお聞きしました。令和3年で

女満別地区が5，463件、東藻琴地区が2，444件ということで、その都度各課に横断的に必要な申請手続きを行う際には、住民の方が、その担当課に行くこともありますし、職員の皆さんが手続きの方に寄り添って、教えていただいていることで、とてもいいことですのでこれからも寄り添った窓口、申請受付をしていただければと思います。

2点目、行政改革推進計画における事務事業改善による行政サービスの質の向上をお伺いしました。第4次で大綱を策定し、デジタル化を想定して、質の高いサービスを想定しているということですが、今現在、大空町では庁舎の大規模改修が予定されております。自分の気持ちといたしましては、庁舎改修のハード面のみではなく、住民サービスの向上に向けてソフト面も充実させていったほうがいいのかなと思うのですが、そこら辺について何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 1点目につきましては、町民の方が役場に来られたときに、あっちに行ったり、こっちに行ったりとすることないように、引き続き取り組んでまいりたい、そのように考えております。

再質問をいただきましたソフト面の充実ということでございます。役場庁舎につきましては、令和4年度、そして令和5年度で大規模改修を行っていく計画でございます。それに合わせてソフト面の充実をやっていく必要ではないかということでございます。

北見市でもこのワンストップ窓口の取り組みをする前には、さまざまな、そして数年も検討を重ねて準備してきたのではないかと、そのように思っております。参考とする北見市と本町では人口規模の違いもありますので、そのまま真似るということにもなりません。本町におきましては、視察や課題の整理をすることから始めることを先ほど申し上げましたけれども、もし、部分的に早く導入できるものがありましたら、小さな取り組みからかもしれませんが試行錯誤しながらも、そういった新たな行政サービス、デジタル化というものを検討してまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 後藤忍議員。

◇後藤議員 ありがとうございます。今、ソフト面のお答えいただいたわけなのですが、書かない窓口は行政サービスとして住民の方たちの利便性の向上はもちろんのこと、町民目線から考えますと、先ほど職員の方が対応してくれてそれはとてもありがたいことなのですが、申請の種類により、各課の職員等、逆に対応しなければいけないというストレスはある程度あると思います。また、職員の立場から考えますと、定型化、入力化された業務を、書かない窓口を導入することにより自動化され、職員さんの余力が生み出され、そこで生まれた時間やマンパワーを行政サービスのさらなる向上や時間外勤務の軽減に繋がるというメリットもあると思いますので、ぜひ前向

きに考えていただきたいと思います。２点目はこれで終わります。

３点目、北見市の書かない窓口について、少しだけお話しさせていただきたいと思います。最後になります。

先月、北見市窓口課を視察させていただきました。窓口課とは自発的事務を基本的に持たない空っぽの課。他部課の所管する事務を詰め合わせた住民サービスに特化した課でありまして、窓口の受付は受付ナビゲーションマニュアルがあるため、担当者は主に会計年度任用職員か若手職員が対応しているようです。若手職員にとっては行政サービスの基本を学ぶことができるメリットもあるようです。また、この取り入れることによって副産物と申しましうか、業務のノウハウを搭載したシステムで職員を支援しているため、業務の標準化が図られ、自治体が陥りやすい、わかる職員への依存が解消され、案内漏れのない体制は来庁者へのサービス向上につながっているということがわかりました。

先ほど町長より町政執行方針を述べていただきました。その中で大空町の未来が輝きのあるものとなれるためには、効率化と生産性の向上が必要不可欠でありますと述べております。現在、大空町では、将来の人口減少に対応するために、移住・定住対策の促進、地域振興の核として位置づけられた大空高校の開校、大空高等学校交流拠点整備事業などが行われる予定であります。今後の大空町の未来を展望したときに、コンパクトなまちづくりを行うために、必要な投資であると考えられますし、大空町にはまだ人口減少を食いとめるポテンシャルがあると思いますので、これは必要な、先ほど町長もおっしゃられましたけど、真似できるところはする。いいものは取り入れて行く気持ちで前向きに検討していただければと思います。

私、視察に訪れた時に、他市町村がデジタル田園都市国家構想推進交付金の申請を出すために、結構視察に訪れているということでもあります。その中を見させていただきますと、これについては導入費の半分が自治体負担、そのうちの算定率０．８が地方創生臨時交付金の充当が可能となっております。今後変わっていくかも知れませんが、先ほど町長がおっしゃられた補助金なども活用して、ぜひこの大空町の人口減少を食いとめること、今施策でもほかのことやっているわけですから、未来に向けて必要な投資として、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 デジタル化の推進についてでございます。

私が役場に入庁した平成４年４月ですけども、ちょうど今から３０年前、まだ当時はワードプロセッサ、ワープロというものが各フロアに１台あるかどうかという中で、それを職員みんなで協力しながら使用させていただいたと、そのような記憶があります。それから１０数年が経ち、パソコンが徐々に普及し出してまいりまして、今はもうそのパソコン、そういったデジタルがなければ、私ども職員も業務ができないというような状況になって

おります。この進んで行くデジタル化に乗り遅れることなく、町として必要なものについては取り入れていかなければならないと考えております。

北見市はデジタル田園都市国家構想の交付金をご活用されているかと思えます。私どもも、もし進めるにあたっては、有利な財源、そういったものを活用し、考えていかなければならないかと思えますけれども、導入するときの経費というのは国からの交付金で賄っていただけるということもありますけれども、ただ導入したものについては5年ないし6年ぐらいでシステムを入れ替えなければならないようなことも発生してまいります。そのときには、恐らく交付金というのは使えなくて、町の単独事業で実施しなさいだとか、そのような状況になってくるのかなと思っております。私は、大空町の身の丈ではないですけども、大空町にあった規模で、そしてその中で町民のためになる、そういったものをして行くデジタル化とは何かというものを、きちんと全町的にとらえながら進めていくということも必要ではないかなと思っておりますので、決してデジタル化をしていかないということではなく、町の将来ビジョン、そこをきっちり見定めたうえで、デジタル化を進めていきたいと。またいろいろ情報等がありましたら、ご指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇後藤議員 質問終わります。

◇議 長 これにて7番、後藤議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

再開はブザーでもってお知らせします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時05分)

◇議 長 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を続けます。

次に、川村淳議員の一般質問を許します。

◇川村議員 通告書により提出いたしましたデジタル化の推進について質問させていただきます。

私からは、大空町におけるICTを活用した行政業務の効率化についてお伺いいたします。

現在、満足してもらえるサービスを提供するためには、早急な業務効率化が鍵となり、自治体の中にはICTを活用して業務改善の取り組みを始めているところが増えております。2019年、スマート自治体が推進された背景は2040年問題があります。これは2040年に65歳以上の高齢者人口がピークとなり、日本全国で4,000万人に達すると予想されております。さらに都市部と地方の人口差も深刻な状況となりつつあり、一極集中に

伴う人口流出から、全国自治体の4分の1で人口が半減すると予測されています。

こうした中で、それぞれの自治体が従来のサービスを提供し続けるためにどうすればいいのか、自治体間の連携を深める施策としても、注目を集めているのがスマート自治体でございます。国もスマート自治体の推進への施策として、AIやRPAを含めたICT活用を推進しておりまして、スマート自治体の実現によって住民、企業などの利用者にとって利便性向上や、自治体においても質の高い行政サービスが提供できると思い、導入を進めてはと考えておりますが、大空町としてこういったデジタル化推進について、どうお考えかお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まずはデジタル化の推進については、避けては通れないものだということは十分に認識していることをまずもって申し上げたいと思います。

国内の人口は平成20年をピークに減少傾向にあり、少子高齢化が進展しています。生産年齢人口の減少による労働力の低下、産業構造や消費市場の変化など、さまざまな社会的、経済的な影響が懸念されているところであります。

大空町におきましても、人口減少が近々の課題であり、各産業における後継者不足や、地域活動を支える担い手不足、医療や介護への不安など、持続可能な地域社会を維持するために、早急な対応が必要になってまいります。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、日常生活に大きな影響が及んでいます。新たな生活スタイルを見据え、ICTを活用した非接触の接客対応など、これからの時代に即応した行政サービスが求められています。

また、町内全域で光ブロードバンドサービスの提供が開始されたことに伴い、各産業における情報通信技術を活用したサービスの基盤が整いました。行政においてデジタル化の推進により遠隔で行われるサービスの導入の検討など、効率的なサービス実現に有効な手段を選択しなければなりません。

これらを踏まえ、多様化するニーズの対応と町民を主体とした自治の実現のため、これまで築いた仕組みを時代にあわせながら確実に実践していくことが必要になります。デジタル化の推進にあたっては、住民サービスの向上や業務効率化、職員の創造性の向上といった観点で具体的な目標設定し、組織、業務、システム改革を統合して進めていくこととなりますことから、今後は、財源を含めて検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 川村淳議員。

◇川村議員 ありがとうございます。もう一つ質問させていただきたいのです

けども、自治体デジタルトランスフォーメーションにより、まず、私はペーパーレス化を図る取り組みが1番だと考えております。さらにはA I・R P A等のI C T活用による職員の事務負担軽減。行政手続きを紙から電子化する事によって、町民の利便性向上に向けて、今後の取り組みについて伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 国が提唱しております自治体のデジタルトランスフォーメーション、いわゆる自治体D Xと言われているものですが、行政分野においてデジタル技術で組織や業務をよりよい方向に変化させるということを意味しております。国が推進する自治体D Xの意義は、人口減少、高齢化による労働力不足による生産年齢人口減少背景に、行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくということとなっております。

国は自治体の重点的な取り組みとして、行政手続きのオンライン化、A I・R P Aの利用促進、行政システムの標準化、共通化などを挙げており、町民生活に身近な市町村におけるスマート自治体の実現を推進しているところであります。

行政手続きのオンライン化につきましては、町民にとってさまざまな手続きで窓口に来ていただくことの負担を軽減するため、現状サービスのあり方を前提とせず、町民にとって町民目線で利便性が高まる行政サービスを考え、一方、行政側の視点では、さまざまな手続きを的確に町民の方に提示することや、紙媒体で提示された書類をシステム登録、審査するといった膨大な作業が大きな事務負担となり、限りある職員の中で業務効率を図り、効率化によって生まれた職員の時間や労働力、発想力を町民生活に還元できるようにすることが求められます。将来に向けた行政サービスにおいて、とても重要になってくると、そのような認識を持っているところであります。

人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持することが自治体D X、スマート自治体の目指すべき姿なのではないかと私もそのように思っております。そうした中で大空町の地域課題解決のための、自治体D X、スマート自治体はどのような姿なのかと、現状の行政サービスの問題点を抽出して、課題を設定して取り組んでいくためには、長期的かつ全体的なビジョンを持った取り組みが求められているところであります。デジタル化が目的ではなく、デジタル手段として変革を進めることが重要となりますので、新しい技術の単なる導入で終わるのではなく、それによって提供されるサービスに合わせて制度や施策、組織のあり方などを考えていく必要があるのではないかと、そのように思います。

また、ペーパーレス化ということのお話がありました。世界的に進められておりますS D G s、1番の貧困をなくそうから、17番パートナーシップ

で目標達成しようという17項目の中に、15番に陸の豊かさを守ろうということで、森林面積の減少に歯止めをかけるというような取り組みがあります。やはり地球温暖化にも直結するのかもしれませんが、ペーパーレス化を図ることで、森林資源を守っていくということも、大切になってくるのではないかと思いますので、今後、議員皆様方のいろいろな活動の中にもかかわってくるのかもしれませんが、ペーパーレス化を進めていく取り組み、そういったものを検討してきている時期にあるのだと私はそのように思っておりますので、そのような取り組みを進めるにあたりましては、川村議員、あるいは議員皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

◇議 長 川村淳議員。

◇川村議員 ありがとうございます。ただ今おっしゃる通りだと思います。この取り組みに関しましては、コスト及び事務負担の軽減というのも、もちろん狙いとしてあるのですが、今言われたようにSDGsへの取り組みの一環として、カーボンニュートラルの足掛けとして、脱炭素社会に向けて2050年の二酸化炭素を実質排出ゼロへの取り組みとつなげることが大空町としても大切かなと思っております。いろいろな諸問題あるかと思いますが、ぜひ、調査研究を早急に進めて検討していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上、質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ご質問ありがとうございます。私ども役場職員の内部会議やあるいは議員様方の常任委員会、たくさん資料が配られているのではないかと、そのように思っております。それをペーパーレス化することで、先ほど申しましたように森林資源、そういったところの減少を食い止める、カーボンニュートラルであるとかSDGsの取り組みにつながりますし、何より、印刷の手間だとか、そういったものを省くことで、職員の負担も軽減ができる、そのようにも思います。

今後そういったことで、皆様方の協力も頂きながら、パソコンの画面上もしくはタブレットそういったもので資料を見ながら、また議員活動にも使っていただく、職員もそういったものをそれぞれ有効に活用できる、そんな環境づくりをしてまいりたいと思いますので、また、ご指導のほう、よろしくお願いいたしたいと思います。

◇議 長 これにて2番、川村淳議員の一般質問を終了します。

日程第7、一般質問を続けます。

次に9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇**上地議員** 通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかにご登壇された議員の方と重なることがありましらご容赦いただきたいと思います。

最初の質問は、今後のごみ処理の取り組みについてです。私たちの町にはごみを分別処理するために、女満別住吉にある一般廃棄物最終処分場、東藻琴にある一般廃棄物焼却処理施設、女満別中央にありますリサイクルセンター等の施設を現在まで稼働しておりますが、一般廃棄物最終処分場については、平成16年に埋立て容量3万4,900立米で供用を開始し、当初は埋め立て期間を平成16年から平成31年までの15年間を想定しておりましたが、ことしで18年を迎えようとしています。現在の埋め立て可能残余はどのようになっているのか。

また、一般廃棄物焼却処理施設についても、昭和59年に供用を開始し、平成15年にダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン対策として大規模改修を行ってから19年が経過しようとしています。施設も老朽化をしており、今日まで改修や備品設備等の更新なども行ってきましたが、現状はどのようになっているのか。

リサイクルセンターについても、平成11年に供用を開始し、23年が経過しようとしています。同じように施設も老朽化してきており、今日まで設備や備品設備等の更新なども行ってきましたが、現状はどのようになっているのか、町長よりお伺いしたいと思います。

続いて、ごみ処理手数料の見直しについて質問させていただきます。大空町は平成17年にごみ袋の有料化を導入しましたが、令和2年に大空町廃棄物減量等推進審議会を設置し、廃棄物処理の状況、経費、収入などを確認のうえ、手数料の見直しが必要性、金額について検討を行った結果、処理経費が当時に比べ増していることもあり、審議会の答申を受けて手数料の見直しに今回着手をしております。今後どのように進めていくのか、町長よりお伺いしたいと思います。

続いて、武道の振興について質問をさせていただきます。全国的に少子化により武道を習う子どもたちが減っております。武道は武器、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる素晴らしいスポーツであります。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重し、礼節を学こともできます。そのようなこともあり、平成20年より文部科学省の中学校学習指導要領の改訂により中学校保健体育において武道を必修化しておりますが、大空町の学校での取り組みの現状はどのようになっているのか。また、町内にある団体等の活動についても併せて、教育長よりお伺いをしたいと思います。

続いて、大空高等学校女満別キャンパスの利用について質問をさせていただきます。現在格技場など一部の施設において、地域開放事業の一環として空手や剣道等の団体等が利用されておりますが、通路の幅等、駐車場が狭く離れていることもあり、車で送迎する保護者から利用しづらいという声も寄せられております。今後整備などの考えはあるのか、教育長よりお伺いしたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にお答えしたいと思います。

現在、一般廃棄物処理施設は女満別地区に一般廃棄物最終処分場とリサイクルセンターが、東藻琴地区には一般廃棄物焼却処理施設があります。現状につきましては、担当課長より説明させます。

ごみ処理手数料の見直しについてですが、平成17年から廃棄物処理経費の30%程度をごみ処理手数料や他の自治体からの負担金収入等で賄うこととして、町民皆様にご説明、ご理解をいただき、ごみ処分手数料、ごみ収集手数料を設定してきましたが、昨年度まで見直し料金の改定というものは行われてこなかったというところでございます。

しかしながら、この間の人口減少や廃棄物の減量化、再資源化推進のための処理方法の見直し、施設の老朽化による維持管理費の増大により、廃棄物処理経費が高額となってきたことから、適正な料金への見直しが必要と考え、令和2年10月1日に廃棄物減量等推進審議会を設置して、審議を開始しました。審議経過につきましては、担当課長に説明させます。

ご審議いただきました結果に基づき、ごみ収集運搬手数料のうち、燃やすごみ、燃やせないごみ、生ごみ指定袋について、1リットルあたり2円から4円に、事業系廃棄物は1個につき50円から100円とし、ごみ処分手数料及び粗大ごみについては改定なしとする料金改定を行ったところであります。ただし、改定される手数料の改定率が大きいことから、激変緩和を講じることとし、令和4年10月1日から令和7年4月1日からの二回に分けて改定を行うことといたしました。本年10月1日は改定するごみ指定袋について1リットルあたり1円の増額、事業系一般廃棄物は1個につき30円を増額。二回目の改定となります令和7年4月には指定ごみ袋が1リットルあたりさらに1円、事業系一般廃棄物も1個につき、さらに20円を増額いたします。

今後、平成17年に手数料が設定され、今まで改定されてきておりませんでしたことを反省し、3年ごとに料金の見直しについて検討していくこととしています。

以上、私から1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 上地議員からの武道の振興についての一般質問にお答えいたします。

1点目の町内の活動状況ですが、まず、武道とは、武士道の伝統に由来する日本で体系化された運動文化で、心技体を一体として鍛える人間形成の道であると定義されており、柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道の総称であります。

大空町内のスポーツ少年団加盟団体は10団体あり、そのうち、武道の団体は、柔道少年団が2団体、相撲少年団及び空手道少年団がそれぞれ1団体の合計4団体ございます。この3月までは、この4団体のほかに、女満別地区において剣道少年団が活動していましたが、団員がいなくなったことを受け、残念ながら大空町スポーツ少年団本部を脱退しております。

それぞれの団体の活動状況は、女満別地区の柔道少年団は会員登録数5名と指導者登録者数3名で、女満別武道館において週2回活動しています。東藻琴地区の柔道少年団は会員登録者数8名と指導者登録者数6名で、東藻琴B&G海洋センターの2階の武道場で、週2回活動しています。相撲少年団は会員登録者数16名と指導者登録者数2名で、東藻琴相撲場で週2回活動しています。空手道少年団は、会員登録者数18名と指導者登録者数2名で、大空高等学校女満別校舎の格技場、学校では柔剣道場と呼んでいますか、学校開放事業の位置づけで施設を開放し、週3回活動しています。以上が町内の少年団活動の状況となっております。

一方、中学校におきましては、平成18年の教育基本法の改正により、旺盛な気力と体力を養うとともに、礼法の実践を通して、他人を思いやる心や感謝の心、そして日本の伝統的な行動規範を身につけることを目的に武道が保健体育科の必須科目となっております。平成21年度から移行措置が取られ、平成24年度本格導入され、女満別中学校では柔道、東藻琴中学校では相撲を取り入れており、女満別中学校では外部講師である女満別柔道協会の指導者が指導し、東藻琴中学校では体育教師がそれぞれ指導しております。女満別中学校では、1年生が3時間、2・3年生が9時間。東藻琴中学校では1・2年生が6時間の授業を受けております。

2点目の質問ですが、現在大空高等学校女満別校舎の柔剣道場については、空手道協会及び剣道連盟が学校開放事業によって利用していただいております。この学校開放事業に関しては、社会教育及び地域活動の推進を図る観点から、教育委員会が所管する学校施設を公正に利用してもらうため、規則に基づいて広く利用促進しているところです。

また、一方で当該施設は学校であることから、学校の教育活動が優先され、学校施設の保全に反することがないように、利用者の皆様にもご理解をいただき、利用をいただいております。

女満別校舎に関しては、正面玄関に向かって左側のエリアは車両の進入を禁止しており、車でお越しの際は正面から一方通行の道路を通り、右側の駐車場に止めていただくこととしております。これは生徒の安全を確保するために歩行者と車両の動線を分けているところですが、一般の方にはわかりにくい面もありますので、改めて学校開放の利用者に対して周知を図ってまいりたいと思います。なお、駐車場に関しましては27台分の車両が駐車可能であり、学校施設としては、十分な広さであることから、新たに整備することは考えておりませんが、将来的な校舎の利用方法も含め、用途に即した敷地の使い方を検討する必要があると認識しております。ただ、今年度につきましては、生徒が教育活動を行っており、安全な教育環境を保障することが肝要だと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、上地議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 それでは私のほうから一般廃棄物処理施設の現状について説明させていただきます。

まず、一般廃棄物最終処分場についてですけれども、女満別地区の住吉あります最終処分場は平成16年から稼働開始し、18年が経過しております。金属類や陶器類、ガラスや木の枝などの燃やせないごみ、一部の粗大ごみなどを埋め立てしております。埋め立て面積につきましては7,100平方メートル。埋立て容量は3万4,900立方メートルで埋め立て量は平成30年8月24日から令和3年8月24日までの3年間の平均では年間1,096立方メートルですが、ことし4月の測量結果におきましては、8カ月間の実績となりますが、535立方メートル、1年間に換算しますと797立方メートルとなり、埋め立て量が減少している状況でございます。残余量につきましては8,151立方メートルとなっております。計画策定時の埋立て期間は平成31年3月までの15年間としておりましたが、令和元年に木材破砕機を、令和3年には粗大ごみなど破砕できる廃棄物切断機を導入し、埋め立てごみを可能な限り破砕するなどの対策と、町民皆様の分別への協力もありまして、減容化が図られ、埋立地が満杯になるまで8年から10年ほど見込めるような状況にあります。

続いて、女満別中央地区にありますリサイクルセンターについてです。リサイクルセンターは、平成11年に稼働開始し、23年が経過しております。空き缶、ペットボトルなどの容器、新聞紙やダンボールなどの紙類、蛍光管や乾電池など資源物の選別作業、一時保管を行っている施設でございます。資源物の収集量は平成30年から令和2年までの3年間の平均で597トン、令和3年は505トンとなっていて、分別のご理解とご協力が進んでいる、そういう状況でございます。

最後に、一般廃棄物焼却処理施設についてです。焼却処理施設につきましては、昭和59年に稼働開始し、37年が経過しております。平成15年にダイオキシン類対策で大規模改修工事を実施し現在に至っております。大規模改修から19年が経過し、計画的な修繕を行って来てはいますが、計器類の老朽化や、交換部品が製造されていないことにより、修繕費用が増加してきており、施設の維持管理にかかる費用が膨大に係ることが懸念されるところでございます。

しかしながら、先ほどご説明しました最終処分場への埋め立てごみの減容化、延命化を図るため、次期施設の整備について検討を始めたところでございます。中間処理施設であります焼却処理施設の整備につきましては、国の交付金制度を活用するためにも広域での整備が条件となっておりますので、現在、網走市、斜里町、小清水町、美幌町の1市4町での広域による整備について検討を行っているところでございます。

続きまして、ごみ処理手数料の見直しに係ります審議経過についてご説明

させていただきたいと思います。町長からの答弁にもありましたが、平成17年から廃棄物処理経費の30%程度をごみ処理手数料や他の自治体からの負担金収入等で賄うことで、町民皆様に説明、ご理解をいただき、ごみ処分手数料、ごみ収集手数料を設定された料金です。

この間の人口減少や、廃棄物の減量化、再資源化推進のための処理方法の見直し、施設の老朽化による維持管理費の増大などにより1人あたりの廃棄物処理経費が高額となっていており、平成29年度から令和元年度までの期間で平均22.5%にまでなったことから、令和2年10月に町内の各種団体から推薦をいただきまして、12名の委員で構成して、廃棄物減量等推進審議会を設置したところでございます。

令和2年10月に1回目の審議会を開催し、審議会の設立を要旨、大空町のごみの現状と課題を説明。翌11月に2回目を開催し、町内のごみ処理施設を視察していただき、各施設の現状などを把握していただいたところでございます。翌年2月に3回目を開催、町長よりごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の見直しについて諮問がなされ、手数料見直しの審議に入ったところでございます。令和3年度は4回開催し、見直しする区分や額について審議を繰り返し、12月に町長に対して答申をさせていただいたところでございます。

以上、経過について説明をしました。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 改めて質問をさせていただきたいと思います。一般廃棄物の施設の現状、町長、また担当課長から詳細をお聞かせいただきました。その中で気になるのが、やはり最終処分場で埋め立て残余8,151立方メートルだったと思いますが、説明聞き逃して出していたら失礼ですが、そのようにお聞きした中で、年平均にすると大体700立方メートルぐらい、年間707位だということもお聞かせをいただきましたが、実際簡単に計算すると10年程度かなと、まだ残余は。私自身、災害廃棄物の関係で質問した経緯もあるのですが、思い立たない急な廃棄物ってどうしても分別してある中で、やはり、処理場の広域というのは、私が議員になってからずっと前町長からもお聞かせを頂きましたが、そういうこともあるので、広域の道筋を、もうそろそろ、もう少し具体的なものが出てこないか、何かあった場合整備するとしても年数がかかる。実際に大体早くても5、6年というふうにもお聞きしましたが、調査を行って、基本設計、実施設計、国の許認可の届出であつという間に5、6年ぐらいなくなってしまうと。やはり、最悪のことも想定して、もう少し道筋が見えてこないといけないのではないかなと。併せて、焼却処理施設についても広域の検討を始めたということもお聞かせをいただきました。老朽化もしているのです。基準値を超えることがあって、住民の方に説明に行った経緯も委員会の中でお聞きをしていましたし、実際に大規模に直さなきゃいけないところも出てきているのだろうなと。その中で気になるのが、焼却施設処理施設の情報について。広域については、1市4町、網

走、小清水、斜里、美幌、大空でやると。新聞の記事によりますと、今年の12月頃から広域化を進めて、そのあと、記事で議会や住民の方に情報が、新聞のほうからとる方が多いじゃないかという大変心配なところもあるので、実際の話、広域についても焼却処理施設についても、大空町東藻琴のほうに打診があると思うのですが、これについても実際に焼却処理の施設についても、網走市とか、いろいろそっちのほうの情報出てくるのですが、新聞の記事には、2027年に早ければ試験運転するみたいに記事には出ていて、早ければ本年に基本設計、概算見積もりに着手して、来年度には国の交付金の申請なども行うみたいに記事に具体的に出ていました。その事について、どのようになっているのかなと。

リサイクルセンターについても23年経過して、やはり言われたように、修繕するところも出てきている中で、ごみの施設三つあるのですが、どれも関連するものでありますが、このことについて広域と言われているのですが、改めてどのように進めていくのか聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 一般廃棄物最終処分場の整備、これを新たにしていけるためには、議員おっしゃるとおり、5年から7年かかる、そのように言われております。その中で、従来、広域による処理の検討を優先していくということでご説明してきたのではないかと考えておりますけれども、そこを基本として、広域でそれぞれのごみを一つに受け入れるということが、もし難しいということであれば、やはり両論、単独での整備ということも含め、考えていかなければならないかと考えておりますが、これも一般廃棄物の焼却処理施設、そちらの関係ともちょっと連動してくるのかなと、そのように考えているところであります。

また、二つ目の焼却処理施設の広域の状況でございますけれども、議員皆様もご承知のとおり、新聞あるいは各種雑誌等で情報だけを見れば、ちょっと不安になるというようなことが多い状況かなと、そのようにも思っております。ただ焼却処理施設の広域化につきましては、現在も担当レベルの会議というものを行っておりますし、1市4町により、広域で進めていくということを確認しているところでもございます。当初の予定どおり進めていく考えでありますので、このことについてはご理解いただきたいと思います。

また、情報発信につきましても、単独ではなく、1市4町という広域での整備ということもあって、それぞれの市町の事情からも、なかなか情報のほうを皆様に発信できていないというのも事実ではあります。だからといって発信しないということではなく、発信可能な情報等がありましたら、適宜、議会にお話しさせていただき、町民に対しましても、広報やホームページ、そらナビ、そういったさまざまな媒体を活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

最後にリサイクルセンターでございますけれども、こちらについては、老朽化が少しずつしてきているのですが、施設自体はまだ問題なく使えるの

ではないかと、そのように考えているところでおります。ただし、中の機械、そういったものの更新については、適宜必要に応じて、きちんと更新をしながら延命化に努めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 町長より最終処分場の考えをお聞かせいただきました。単独で整備すると大変大きな金額がかかってしまうと。財政的負担も、大きくなることです。ですから、できる限り負担がなくなるようにしてほしいと思いますし、今後も努めていただきたい。

焼却処理施設については担当者レベルで1市4町で結束して行っていくということですが、やはり情報発信のこと触れられましたが、記事とか見ると不安な内容が多い。実際、市議会とかで慎重に整備を検討すべきだと附帯意見が出ている。またほかの市町村も本当に1市4町で絶対やれるのかと、私たちは埋め立ての残余も、おっしゃるように限界がありますので、将来的にその枠組みになにかあったとき、本当に大変なことになってしまうと、住民も心配をしている。だから私はいろいろな案も模索して進めていただきたいと思いますし、あと周知についても、そらナビを使ったりとかして、いろいろな手法で住民に発信していくということでありましたので、このことについては、しっかり住民の方に発信をしていただきたいと思いますし、もちろんほかの町の情勢もあると思いますが、できる限りの情報を、議会にも図りながら進めていただきたいと思いますが、このことについて最後お聞きしたいと思います。一般廃棄物について。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、一般廃棄物処理場の広域化でございますけども、議員おっしゃるように広域化することで、経費というのは一つの町、自治体にかかってくる経費というのは抑えられるのではないかなと、そのように思っておりますけども、大空町の一般廃棄物処分場がここまで延命できたのは、町民皆様の再資源化、リサイクル、そういった努力のあらわれだと思っておりますので、そういったことが他の広域化する自治体でも行っているというのが、広域化の前提にもなってくるかと思っておりますので、その辺も含めながら、しっかり検討してまいりたいと思います。

また、焼却処理施設に関しましては、今は1市4町で進めますということしか、こういう場では申し上げられないところでありますけども、とりあえず今はその枠組みを別な形で考えるだとかではなくて、しっかり1市4町、広域で取組めるように、いろいろ市町に働きかけながら、協力しながら行っていきたいと思っております。

またの住民への周知につきましても、これからまだ首長会議等もございますので、その中で出てきた、皆さんに出せるような情報につきましては、

周知に努めてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 1点目はこれで終わりたいと思いますが、2点目、ごみ処理手数料の見直しについて改めて質問したいと思います。

軽減緩和策として2段階に分けて値段を改定するという事もお聞かせいただきました。内容についても、ことしの10月、そして令和7年4月だったと思いますが、そのような中で心配するのが、最終的にリッター2円、それが4円に最終的にはなると。1番心配しているのが燃えるごみ、特におむつ類とかです。実際在宅で介護されている方、年金暮らしの方もいますし、大変な方も存じていますので、その方が二倍になると大変なことではないかと。燃えるごみで汚染物は臭いがするので、そのたびに投げるのですね。そのため詰めてまとめて投げるということはしないので、特に夏場は臭いも発生するので。実際に三歳未満の子どもがいる世帯に対しては、15リッター、確か180枚だったと思うのですが、配布をしています。実際に介護をしている方を福祉課とか保健師は知っているのですね、そういう方を。その方に限定的軽減策をうてないか。そのことについてどのようにお考えか改めてお聞かせをください。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ごみ処理手数料の改定にあたりましては、経過期間を設けて段階的に改定することにより、急激な増加とならないよう配慮をさせていただいているところでございます。しかしながら、ことしは特に原油価格や物価が高騰し、さまざまな生活必需品が値上がりしているという状況にあります。こうした状況下におきまして、年金等の一定収入額で生活されている高齢の方や障害のある方などには経済的な負担が重なっていることは事実でありまして、在宅での介護が必要な高齢の方や、障害のある方で介護用品として紙おむつを使用されている場合は、日常的に廃棄処理に要するごみ袋も多く使用されている実態があるのではないかと、そのように考えております。

現在、本町が実施しております子育て世帯に対するごみ袋の支給事業、これにつきましては、一般家庭の燃やすごみ有料化に伴い、紙おむつを毎日使用する子育て世帯に使用済み紙おむつの処理に要するごみ袋の一部として、満3歳未満の乳幼児の保護者を対象に支給しているものでございます。

これまで在宅で介護されている方に対するごみ袋の支給事業というのは、大空町としては実施してきておりませんでした。全国に目を向けますと、対象者の状態や紙おむつの利用実態等に応じて、ごみ袋を支給している自治体もあります。また、近隣の町では、乳幼児そして紙おむつを使用する高齢の世帯、そういったところに透明なごみの袋に紙おむつを入れていただいて、それを無料で収集するという取り組みを行っている自治体が近隣にもございます。現在の社会情勢を踏まえ、紙おむつの廃棄処理に要する経済的負担軽

減の必要性が増しておりますことから、高齢の方や障害のある方を在宅で介護されている世帯に対し、ご本人や紙おむつの利用実態のほか、所得に対する要件を設けること等により、制度内容を定め、手数料の改定期日である令和4年10月1日に間に合うように軽減実施に向けた取り組みの準備を進めてまいりたいと考えております。考え方としては、透明の袋に入れていただいて、無料で収集するというやり方がありますけども、大空町はおむつをする子どもたちのところに、現物で支給しているということを行っておりますので、現在のそれにならった形で軽減できないかということを検討していきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 前向きな答弁をいただいて本当に素晴らしいことだと思っております。実際に、ほかの自治体によっては無料で無色透明な袋で無料回収を行うという、私たちの町はすでに子供たちに現物支給を行っている。特に高齢者の方、障害をお持ちでおむつを使用する方にとっては、そのような軽減策はとても素晴らしいとだと思しますので、しっかりとしたもの、町独自のものを今後つくっていただきたいと思います。

このことについては終わりですが、続いてごみ袋の猶予期間。実際に値段を上げてから3カ月間猶予だったと思うのですが、ちょっと3カ月間短いのではないのかなど。周知についても時間を要する場合がありますし、情報弱者といわれる方とかもいらっしゃいますので、周知についても、どのように行っていくのか改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 在宅で介護されている方で、紙おむつを使用されている方の軽減についてはぜひ取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

質問のありました経過期間が3カ月では短いのではないかとことでございます。これにつきましては審議会の中でも議論はあったというところがございますけども、改定前のごみ袋を過剰に購入されてしまうということを防ぐため、そして、可能な限り速やかに新しい料金に移行することにより、ごみ処理の経費の抑制を図りたい、そのような狙いというか思いもありまして、経過期間を3カ月間としております。住民説明会や広報とホームページ、そしてそらナビなど活用して、今後さらに周知に努めていきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 改めてお聞かせをいただきますけど、過剰に購入されたら困ると速やかに新制度に移行したいということで、この期間検討されて3カ月ということになったと思うのですが、実際、情報の手段として住民広報またはそ

らナビなどを通じて情報発信をするということであったのですが、実際に買う店頭とかに大きく、わかりやすく、周知なども含めて検討していただけないかと。実際に買う方が気づかないと。実際に見て気づく場合があるので、私自身もそうですけども、そういうこともあります。しっかりと店頭で販売するところに対しても情報発信の仕方を検討していただけないかと思います。そのことについてどのようにお考えでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。周知については、一方的に町が広報やホームページを使って周知するということばかり考えておりましたけども、実際、指定のごみ袋を購入される町民の皆さんは、それぞれ売っているところに行って、ごみ袋購入されているのだろーと思っておりますので、議員がおっしゃられたように、売っているお店にご協力をいただいて、使えるのはいつまでとか、そういったことをわかりやすく示して、購入する際に気を付けていただけるような、そのような取り組みを行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 ごみ処理の手数料の見直しについてはこれで終わりたいと思えますし、周知についてはしっかり行っていただきたいと思えます。

続いて、教育長に改めてお伺いをしたいと思えます。簡単に聞きたいと思うのですが、スポーツ少年団、武道に関して4団体とお聞きをして、その中で残念ながら剣道連盟が子どもがいないということで脱退されたとお聞きしましたが、その中でやはり、教育長が言われたように武道は国技であって、国の根幹を持つような大切なものでありますし、先ほど言ったように礼節など学ぶ、教育課程においても、人格形成にあたってもすばらしいものだなと思っておりますが、昔は実際に有段者の先生がいて、地域活動を熱心に取り組んでいただき、また武道の少年団活動にも積極的に取り組んでいただく方がいました。働き方改革があるので、無理強いはできませんが、ぜひ有段の先生がいたらご同意を得て、ご紹介をいただけないかと。実際剣道連盟子どもがいつでも習えるように、稽古会とか若い人も入れて行っています。教育長も有段者とお聞きしているので、ぜひ稽古を通じて地域の課題とか、語り合う機会などにもご参加をいただければと思いますが、このことで、合わせてどのようにお考えか改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

◇議 長 関谷教育長

◇教育長 現在、生涯学習課では、大空町団体サークル一覧の整備を行っており、そちらを活用して、それぞれの団体をPRするとともに生涯学習リーダーネットという指導者登録制度の整備もあわせて行っていることから、指

導者の登録を呼びかけ、地域住民への積極的な指導や交流の展開が行われるよう努めてまいりたいと思います。現在、どこの団体にも所属しない武道の経験者はたくさん潜在していると思いますので、愛好者を発掘し、生涯スポーツの普及、促進及び健康づくりの観点からも教育委員会として武道の振興に取り組んでまいりたいと思います。

武道は、武技・武術から成る日本独自の文化であり、我が国の国有の文化に親しむことにより、礼に始まり礼に終わる礼儀や相手を尊重する態度の育成、伝統を学び、国際社会でも日本人として活躍するための教育に効果があると考えております。私は武道を通して心と体を鍛えることができました。これからは一町民として、今までの経験を還元していきたいと考えております。

以上です。

◇議 長 上地史隆議員。

◇上地議員 前向きな答弁をいただき、本当に素晴らしいなど。人格形成にも役立ちますし、やはり経験を活かしていただければと思いますので、今後も各種団体とも連携しながら、しっかりと武道の素晴らしさを伝えていただきたいと思います。

この質問については終わりますが、最後に大空高校の女満別校舎キャンパスについて、教育上大きな整備とかは考えていないと。在校生が今いらっしゃるということもあったので、在校生の安全を守るという点でしっかりとルールとかも説明していきたいと、通行の面などについても標識が見つらい点もあると聞いたので、そちらについてはしっかりと図っていただきたいと思います。ですが、実際に今思うと、3年生が卒業すると在校生が居なくなると、早いもので来年3月、もう半年ぐらいしかない。やはり地域とどのように使っていくのか、今、空手・剣道で使っていますが、素晴らしい施設であって、それこそシャワー室、更衣室とかトイレとかもありますし、やはり有効活用しなければいけない。校舎として全体にどのように使っていくかということ、早期に考えていただかないと、実際再来年にはもういなくなってしまう、半年ぐらいしかないということもありますので、各地域の利用されている団体もいますので、しっかりと意見を交わしながら、素晴らしい使い方をしていただきたいと思います。最後に、どのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 はい、大空高校の女満別校舎については、女満別高校に入学した生徒が卒業するまで普通科の教育課程を保障する必要性があり、現在3年生で8名の生徒が通学しております。また一方で、生徒が卒業した後の用途についても検討しなければならないと考えております。女満別校舎は2間口規模の校舎として教室、体育館、柔剣道場、野球場やグラウンドもあるため、さま

ざまな用途が考えられるところではありますが、当該校舎については、令和3年4月に北海道から無償譲渡を受けており、10年間の期間は学校としての用途指定を受けているところです。そのため、基本的には、大空高校の校舎として利用することを軸として考えておりますが、北海道教育委員会と用途指定変更の範囲がどこまで可能か協議を行っておりますので、そうした状況を見据えながら活用方法の検討を進めていきたいと思っております。また、教育委員会としましては、女満別校舎の活用については、一定の制限はありますが、柔剣道場や体育館もありますので、今回のご意見も踏まえ、武道の普及促進やスポーツの促進、町民の皆様の利用ということを考えながら、有効に活用できるように、検討を進めてまいりたいと思います。

◇議 長 これにて9番、上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時14分)

◇議 長 休憩前に引続き、会議を開きます。
暑い方は上着を脱いで結構です。
日程第7、一般質問を続けます。
次に8番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 令和4年第2回定例町議会において、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、農業振興策についてお尋ねします。農業振興は多岐にわたるうえ、今回は急速な円安、ウクライナ危機、コロナ禍など生産コスト高への対応について聞かせてください。すでに新聞等でも報道されているとおり、じりじりと燃料、電気、食料品等、あらゆるものが値上がりをし、私たちの生活を脅かし始めています。そうした中、農業資材が軒並み高騰しているほか、春先から干ばつによる不具合、最近では、雹被害など自然を相手に作物を栽培することの厳しさを感じざるを得ません。

さて、新聞報道で肥料78%値上げの記事が掲載されていきました。生産資材の高騰は多岐にわたって影響を受けており、あわせて、家畜の飼料の値上がりなど農業経営に大きな負担となる旨心配されています。農業関係団体、農林水産省など対応策を検討しているようですが、農業関係者の不安はつるばかりだと思います。町の対応は国の方針が固まってからの対応になると思いますが、できるだけ早く情報収集し、農協等と連携をしながら、その対策を講ずるべきだと思っています。国、北海道などで対応し切れない部分で、どう町として応援できるか、現況を把握し、どのような体制で臨もうとしているのか、考えを聞かせ下さい。

2項目、農業生産に欠かすことができない防除用水施設の町内の現況と未

整備地区への今後の対応について伺います。農業用防除用水は道営事業などで対応可能な地域、また、水道水、沢水を利用している地域など、いろいろだと聞いております。雨の量が少ないと、その沢水も当てにならないなど、防除用水の確保に苦慮されている地域があるほか、既存の施設でも一部改良が必要とされております。

これらのことについてどの程度把握され、どう対応できるかをお知らせ下さい。

以上について、松川町長の答弁をお願いしたいと思います。

2点目、通学路の安全確保についてお尋ねします。子どもの通学路は整備されてはいますけれども、草木が繁茂するなどしている箇所はないか。防犯カメラの設置、安全点検の確認など、どのように行っているのかお聞かせください。

子どもさんを持つ親にとって通学の安全性は常に気になる一つだと思います。よく新聞などで取り上げられることが多い不審者の犯罪は、子どもたちが通る通学路が多いと言われています。これから夏に向けて、草木が生い茂り見えない範囲が増えてきます。交通安全対策と併せて、通学路の死角となる箇所の把握と対策、防犯カメラなど設置するなど、不審者対策をしっかりと講ずるべきと考えますが、教育長の考えをお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 三條議員の一般質問にお答えさせていただきます。農業振興、特に円安、コロナ、生産コスト高への対応についてであります。

世界的な穀物需要の増加に加え、円安や輸送費の上昇、ロシアの軍事進行などにより燃料、穀物、肥料飼料等の価格高騰が続いております。現在分かっている範囲以内の内容となりますが、現在の状況についてご説明申し上げます。

ホクレンは、6月に2022年肥料年度、これは2022年6月から2023年5月の化学肥料価格をリン酸アンモニウムや塩化カリウム等の使用11品目の平均で過去最大の前年度比78.5%の値上げをしたと発表しました。日本は肥料原料のほぼ全量を輸入に頼っており、価格は世界的な穀物需要の増加や、中国による肥料の輸出規制を受けて上昇しており、また円安の影響もあって、さらに厳しい状況となっています。大空町の両JAにおいては、JAめまんべつにおける令和3年度の資材取扱高によりますと、肥料は8億2,825万円で、単純計算ではありますが、組合員戸数270戸で割返しますと、1戸当たりの経費は307万円となります。78.5%値上げにより、1戸あたり548万円、およそ241万円の負担増となります。また同じく、令和3年度のJAオホーツク網走における資材取扱高によりますと、肥料は14億3,543万円で、組合員戸数網走東藻琴地区を含めた443戸で割返すと1戸当たりの経費は324万円となります。今回の値上げにより578万円、およそ254万円の負担増になる試算となっていると

ころであります。

今月閣議決定された政府における骨太の方針では、食料安定保障の強化の単独の柱として大きく位置づけられたところでもあります。政府は物価高対策に対応するため、物価・賃金・生活総合対策本部を設置し、会合にて、食料品は輸入小麦価格の抑制に加え、農産品生産コストの1割削減を目指し、肥料高騰への新しい支援金を創設すると発言されました。肥料の割合が大きい作物の生産コストを最大1割程度引き下げるという趣旨で、作物ごとの状況を踏まえ、今後検討されるとのことであります。

現在、農林水産省では肥料高騰を受けた農家支援策として、燃料や配合飼料の高騰分を補填する現行の枠組みに肥料を追加する案や、激減緩和措置として、農家に直接補助金を支給することも視野に入れているとのことであります。

また、肥料原料のリン酸アンモニウムや塩化カリウムを安定的に調達し、原料調達先をロシアから切替えることを目的として、農林水産省幹部をモロッコやカナダに派遣しております。化学肥料価格の高騰に関しては、原料となる尿素、リン酸アンモニウム、塩化カリウムを日本は海外から輸入に依存しています。昨年からは穀物需用の世界的な増加や原油、天然ガス等、エネルギー価格の上昇に伴い、肥料原料の価格が高騰しています。国は化学肥料原料到達支援緊急対策事業として本年秋までの調達が必要な肥料について、輸入の際の輸送費や保管費のコストを緊急的に支援して、肥料の安定供給を図ることとしています。

配合飼料価格の高騰につきましては、日本は飼料においても輸入に依存し、原油価格高騰や円安の影響を受けやすく、輸送費の値上がりの影響も大きくなります。4月の配合飼料価格が1トンあたり8万8,569円に昇り、過去最高を更新いたしました。前年同月の15.8%、前月を6.5%上まっています。1月に過去最高を更新しましたが、その後もロシアの軍事進攻などで、世界に穀物需要が拡大。主な原料のトウモロコシの需給逼迫に加え、円安や海上運賃の上昇が影響したものであります。国は四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格を上回った分を補填する配合飼料価格安定制度を設けていますが、価格高騰が長引くほど補填額が減り、十分な支援が受けられない状況ですので、価格の高止まりが長引く曲面にも対応できる仕組みに見直すべきとの声が出ているところであります。

一方、北海道の取組みですが、持続可能な農業を目指し、農薬や化学肥料の使用を減らすクリーン農業の普及に力を入れており、化学肥料を3割削減する生産者に対し、北海道などが認証する北のクリーン農産物表示制度を実施しています。平成28年度までに道内の農薬、化学肥料の使用料を当初から4割減らしましたが、現在の削減量はほぼ横ばいの状態が続いております。化学肥料の高騰を期に再度クリーン農業の普及に本腰を入れる構えでございますが、最大限4割減らしたところで、これ以上なかなか減らすことができないというようなこともあり、状況は厳しいものであると、そのように認識しております。

J Aグループでは国産麦の増産に向けた取組みや、米粉の利用拡大を踏ま

えた米消費拡大展開など、食料の安定供給の役割を果たすべく取組まれています。さらに、生産資材において燃料、原材料、配合飼料の高騰に対し、肥料原料等の調達先の切替とともに飼料用米や子実用トウモロコシの作付け推進などの対応をされておりますが、秋用の肥料の価格が大幅な値上げとなり、生産現場では不安の声が広がっているとのことでもあります。

現在、参議院議員の選挙戦が始まっており、自民党は肥料等の高騰分を踏まえ、農業コスト自体の1割分下げる取り組みを進めていくとし、各党でも国民の食を支える農家に対する支援策を打ち出しているところであります。しかしながら、肥料が約8割も上昇する中、経費の1割の支援ではとても足りないとの懸念も出ているところであります。国や北海道の動向に注視しながら、JAと連携を密にし、町として農家に対してどのような支援ができるのか、話を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、農業用防除用水施設の現状と整備されていない地域への今後の対応について答弁をさせていただきます。

農業用防除用水施設の補助事業等により整備された施設の使用状況でございます。道営事業により整備された畑地かんがい区域内、女満別地区でありますと、女満別中央、大東、大成、巴沢地域の102戸が畑地かんがい用水を防除用水として使用しております。

団体事業で整備されました湖南、昭和地域の19戸が営農飲雑用水を防除用水として使用しております。

道営事業団体営事業で整備されました給水栓以外の施設につきましては、大空町が管理しているところであります。

道営事業畑地かんがい用水整備区域内の使用料は、古梅ダム維持管理事業水分担金として、受益農家1戸あたり平均9万1,740円を徴収しています。

また、団体営事業では、営農飲雑用水として整備されました湖南、昭和地域の使用料は、大空町簡易水道事業給水条例に基づき徴収しています。

女満別住吉地域では、国営事業で整備しました防除用水施設を使用しております。管理及び管理費の負担は受益者が行っておりますが、井戸の水を集水するストレイナーの目詰まりのため修繕が必要な状況となっているところであり、現在、受益者と事業を活用した修繕について協議しているところであります。

大空町で把握しています補助事業等以外の防除用水の利用状況ですが、水田用水として水利権を取得しております女満別本郷、住吉、豊里地域は用水路もしくは用水を吐いた配水路から取水して、防除用水として利用しています。用水路の管理は網走川土地改良区、配水路の管理は大空町、網走川土地改良区が行っております。

また、女満別朝日地域につきましては2戸が東部高台地区簡易水道用水を防除用水として使用しています。

東藻琴大進地域は普通河川から取水し、防除用水として使用しています。

農業用防除用水施設が整備されない地域の今後の対応についてであります。農業用防除用水施設は通常、水田や畑地かんがいの用水路整備の附帯設

備として整備しているものであります。用水路を整備せず、農業用防除用水施設を整備することも可能ではありますが、採択要件は受益者、受益農家が3戸もしくは7戸以上が必要となり、さらに、飼料作物の作付面積が150ヘクタール以上、末端施設の整備は2戸以上で使うことが条件となっているところであります。その際の水源の確保ですが、井戸による水の確保の場合、大空町が良質な水質で水量確保できる井戸を単独費で掘らなければなりません。また、防除用水のみの施設整備の場合、事業効果が得られず、事業採択されない可能性が高いと北海道から報告を受けているところであります。整理した施設における施設管理事業の負担については、受益者の負担となるところであります。

農業用防除用水施設の単独による整備は、用水の使用量に対し整備費用が高く、費用効果が得られないことから、大空町として原則整備しない考えで今日まで取り進めてきたところであります。

水道水を防除用水として使用できる地域については、水道水を使用しているただこととなります。しかし、水道水を防除用水として使用した場合、飲料水が不足し防除用水の使用制限しなければならない地域については、防除用水施設の整備を検討していかなければならない、そのように考えているところでもございます。

その対策といたしまして、令和3年度第4回定例会一般質問で答弁しておりますけども、古梅ダム、緑ダムの余剰水により畑地かんがい未整備区域の整備を検討しており、その整備とあわせて、農業用防除用水施設の整備についても検討してまいりたいと考えているところであります。

また、女満別本郷、住吉、豊里地域につきましては、水田用水を利用した防除用水施設の整備について、網走川土地改良区と協議し整備したいと考えているところであります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 三條議員からの通学路の安全確保についての一般質問にお答えをいたします。

最初に、通学路における整備についてでございましたが、近年、歩道整備やカーブミラー、回転灯の設置、街路灯の増設などが進められており、安全性の向上が図られているものと認識しております。

地域の子どもは地域で守るを合言葉に、不審者からの児童生徒への声かけや町内における事件発生の防止のため、不審者巡視として自治会、PTA、役場、教育委員会、消防など関係機関の連携により、下校時における見守り活動につきましても、継続して実施しているところです。

通学路に草木が繁茂し、子どもの通学路に危険があると報告を受けたものとして、女満別地区の大正橋付近の道路脇の草木及び民有地の樹木がありました。子どもの通学路の安全確保については、引き続き、見守り活動後危険箇所の報告を受け、点検整備を進め、さらには通学路沿道の死角となりそう

な樹木等については、他課との連携をしながら、定期的に点検、枝の伐採等を行い、見通しの悪い私有地の草木には所有者へのご理解とご協力をいただきながら、通学路の環境整備に努めてまいります。

また、通学路の防犯カメラの設置についてでございますが、防犯カメラは令和3年に女満別小学校前の通学路に1台設置し、犯罪の発生を未然に防ぐための抑止効果を期待するところであります。今後も不審者巡視とあわせて、通学路の防犯対策の強化に向けた取り組みとして、防犯カメラの設置を大空町交通安全防犯推進委員会と協議をしながら進めてまいります。

教育委員会では、通学路の安全確保に万全を期すため、令和3年9月に道路管理者、警察、学校、PTA、役場関係課との合同点検を行い、本町の通学路については危険箇所がないことを確認したところです。通学路の安全確保に向けた効果的な取り組みを推進するため、関係機関を構成員とした仮称、通学路安全推進会議の組織を立ち上げ、通学路のさらなる安全強化に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、こうした日ごろからの地道な取り組みを通して、犯罪を抑止し、子どもたちが安心して登下校ができる環境を地域の皆さんと共につくり上げていくことが、何よりも重要と考えております。今後も、犯罪はいつでもどこでも発生するものと肝に命じるとともに、油断することなく、日ごろの安全対策、防犯対策に万全を期してまいりたいと存じます。

以上、三條議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 三條幸夫議員。

◇三條議員 農業振興について2回目の質問をさせていただきたいと思います。

農業が主な産業の大空町にとって、農業生産資材の高騰は農業経営されている皆さんほか、町の経済にも大きな影響を及ぼすことは予想されます。先ほど町長から詳しく回答いただきましたので、これ以上答弁は必要ないかと思いますが、早目に点検して、国の動向を早めに把握し、農協と連携をしながら、対策を講じていただきたいなというように思います。そのことが農家の方々の安心に繋がって行くと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

防除用水の確保は、いろいろ制約もある中で難しいこともたくさんあるだろうなというように思います。補助事業で対応できることは早目に対応すべきだと思いますし、例えば、畑かん地域の区域内で、可能な場所があれば、負担金をお支払いさせていただいて、給水栓を建てていただいて利用する事が可能なのかどうなのか、そのことについて再度お尋ねをして、2回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずは、農業資材の高騰に伴う農家への支援でございますけれども、

これにつきましては、地方創生臨時交付金、今年度国から来ているものがございすけども、物価高騰分としていただいている交付金もございす。これについては、町民の皆さんの物価高騰分に対する支援も考えておりますけども、その中で、町として基幹産業である農林業、そういったところを支えてあげることが何かできないかということで考えておりますので、国の支援がまだ具体的な形ちょっと見えてきていないけれども、しっかりそこら辺も見、また、北海道も補正予算で21億円計上しておりますので、その辺も含めながら、そしてしっかりと農業者、農林漁業者も含めて支援してまいりたいと考えております。

また、畑かんの水を使用できないかということでございすけども、北海道開発局の調査なのですけども、地域の営農の変化に伴って、古梅ダムの用水に余力が多少あるということがわかっております。どれぐらいの余力かと申しますと、おおむね540ヘクタールの水利権を新たに取得することが可能と試算されているところであります。この余剰水を活用して、道営事業により整備された畑地かんがい区域の沿線の地域、女満別朝日、巴沢の一部、日進、開陽地域について、早期事業化に向けて、北海道開発局、そして北海道に要請していきたい、そのように考えているところであります。

また、もう一つの緑ダムというものがございまして、こちらの用水の供給ですが、緑ダムの水利権取得可能面積に対しては、網走市、斜里町、清里町、小清水町の整備がまだそこまでされていないことを確認はしております。しかしながら、今後もし余剰水があるとしたら、1市3町がまず優先権があるのかなと思っておりますので、1市3町に大空町の事業参加、そういったものの理解が得られますよう働きかけをしていきたい、そのように考えておりまして、もし、1市3町地了解を得られて、緑ダムですから、東藻琴地域への配水が可能であるということでありましたら、北海道開発局に対しまして早期事業化に向けて要請をしてまいりたい、そのように考えております。

◇議 長 三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、いろいろと前向きなご答弁ありがとうございます。防除用水は、確かになかったら大変なのかなという気がします。できれば早く取り組んでいただきたいと思います。農業振興については、以上で質問を終わりたいと思います。

次に、通学の安全確保について、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。通学路の安全確保は、教育委員会だけでは解決されない課題でもあると思っております。建設課、住民課と連携して、ぜひ対策を講じていただければと思っております。

不審者対策とあわせて、女満別小学校周辺には、30キロ速度制限標識がありますが、一部の色がさめて識別しにくいような部分もあるということを住民の方からご連絡いただきましたので、今日このことをお伝えしておきたいと思っております。不鮮明だということです。

それともう一つ、学校周辺の横断歩道の停止線が細くて、私も昨日見てみ

たのですが、確かに横断歩道のすぐ近い所に停止線がある。停止線をもう少し離すことはできないのだろうか。先ほどいろいろ検討した結果、危険箇所はないというような結果、教育長先ほどお話をいただいていたのですけれども、まだ町民の目線で、違う角度から見てみると、気がつくところがあるのかなと思いますので、ぜひ、1回点検したから良いではなくて、何回でもいいから、必要なだけ点検していただければありがたいなと思います。

本当に女満別小学校の子どもたちは礼儀が正しくて、横断歩道の所で車を止めると、お辞儀をしていってくれる。本当に未来を担う子どもたちが安心して、通学できる環境をより確かになることを、常日頃念じています。

改めて、今回質問させていただいたのですけれども、再度、登下校時の安全を確認していただいて、またの交通指導員さん初め、関係者の皆さんが横断歩道などで子どもさんの横断の安全を確保するなどの協力もいただいております。良く目にすることもあります。いずれにしても、他の課に属するものもごさいますけれども、教育委員会が中心となって、通学路の安全確保について積極的に取り組んでいただくことを強く要請したいと思います。

教育長に再度答弁をお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 防除用水の確保のみならず、ことしはまだ比較的雨水、天水が降っておりますので、かんがい排水の必要性を余り感じない年なのかもしれませんけども、昨年のように干ばつということがあったと、かんがい排水をリールマシンで畑に水を散布できるということは、農家の営農にとって大切ではないかなと思いますので、古梅ダム、緑ダムの有効な利用がそれぞれできるように、積極的に関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 教育委員会といたしましては、青少年健全育成指導員の皆さんに新入学児童の登校の際に、街頭指導を実施していただいているほか、町内の危険箇所を調査把握し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る、子ども110番の家の登録箇所を掲載した防犯マップを作成し、児童生徒へ配布するなど、子どもたちへの注意喚起や犯罪抑止の取り組みにご尽力をいただいております。防犯マップは町のホームページにも掲載し、地域住民への情報の提供と共に、子どもたちを地域で守る意識の高揚にも努めてまいりたいと考えております。

また、子どもたちは自ら危険を予測し回避する能力を育成する必要があります。防犯マップ作成には、子どもたちの目線から危険箇所を学校や児童会、生徒会が集約するなど、子どもたちの意見を取り入れた防犯マップの作成についても検討してまいりたいと考えております。

今後も町内各関係団体や関係機関との連携を一層深めながら、子どもたちの安全、安心な環境を保障してまいりたいと考えておりますので、今後とも

ご助言、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 三條幸夫議員。

◇三條議員 答弁ありがとうございました。なかなか他課にまたがっての色々な課題もあると思いますが、事故が起きてからでは遅いので、その前に、死角になる場所とか、危険がありそうな場所、ぜひ改善に向けて取り組んでいただければありがたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 教育委員会としましても通学路の安全対策、学校は交通安全教育を推進するとともに、関係機関と地域と協働し、児童生徒の安全を確保してまいりたいと思います。

点検だけではなく、点検後の効果把握を行い、対策の改善に図ってまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣言

◇議 長 これにて8番、三條幸夫議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3時48分)

令和 4 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 4 年 6 月 2 8 日
- ・ 開 会 令和 4 年 6 月 2 8 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 6 月 2 9 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原	繁		12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計	管理者	産業課	長
総務課	長	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
総務課	参事	住民福祉課	長
移住・定住支援室	長	総務課	主査
住民課	長		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
生涯学習課	参事		
農業委員会事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
監査委員事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和4年6月29日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第45号 物品の購入について
- 日程第3 議案第46号 物品の購入について
- 日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第51号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議案第53号 土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第11 議案第54号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第55号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第56号 令和4年度大空町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第58号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第59号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第60号 令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 発議第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について
- 日程第19 発議第14号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第20 発議第15号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書
- 日程第21 報告第4号 令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第22 報告第5号 令和3年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日程第23 報告第6号 令和3年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第24 報告第7号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和4年6月29日

大空町議会議長 原 本 哲 己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 4 年第 2 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 7 番、後藤忍議員及び 8 番、三條幸夫議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第 2 議案第 45 号

- ◇議 長 日程第 2、議案第 45 号、物品の購入についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

- ◇建設課参事 議案書 1 ページでございます。議案第 45 号、物品を購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。令和 4 年 6 月 28 日提出、大空町長、松川一正。

記、1、購入する物品の種類及び数量、除雪トラック 10 トン専用 1 台。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、7,326 万円。

4、購入の相手方、北見市中央三輪 4 丁目 523 番地 1、東北海道日野自動車株式会社北見支店、取締役北見支店長、坂上和年。

現有車両は平成 9 年度に購入し、購入から 24 年が経過しております。重要部品の交換が必要な修繕につきましては、メーカーからの部品供給が終了している物もあり、修繕期間が長期になることから、除雪体制に影響を及ぼ

すため更新するものであります。

購入車両の配置は東藻琴除雪センターを予定し、冬季のみの運用となります。計画的な更新を行うことにより、効率的な除雪作業を行い、冬季の道路交通網の確保に努めるものであります。

購入に係る入札につきましては、令和4年4月19日、指名競争入札を実施し、4月25日に仮契約を行ったところであります。納入期限につきましては、令和5年3月15日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、UDトラックス道東株式会社北見支店、東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店、東北海道日野自動車株式会社北見支店の三者を指名し入札を執行いたしました。入札の結果、東北海道日野自動車株式会社北見支店が落札したところであります。契約の金額は7,326万円、うち消費税及び地方消費税の合計額666万円となっております。

大空町議会定例会参考資料1ページに購入予定の車両の図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第45号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第46号

◇議 長 日程第3、議案第46号、物品の購入についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 3 ページでございます。議案第 4 6 号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。令和 4 年 6 月 2 8 日提出、大空町長、松川一正。

記、1、購入する物品の種類及び数量、水道メーター器更新用、隔測電子式水道メーター 1 3 ミリ、4 5 2 台。隔測電子式水道メーター 2 0 ミリ、1 0 7 台。隔測電子式水道メーター 2 5 ミリ、2 7 台。隔測電子式水道メーター 3 0 ミリ、2 台。隔測電子式水道メーター 4 0 ミリ、6 台。隔測電子式水道メーター 5 0 ミリ、2 台。隔測電子式水道メーター 7 5 ミリ、2 台。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、7 6 7 万 1, 8 4 0 円。

4、購入の相手方、大空町東藻琴 3 9 2 番地 1 4、東陽設備有限会社、代表取締役、児玉利廣。

今回購入する物品は、上下水道使用料金の算定をするためのメーター器であり、給水栓ごとに設置するものでございます。更新につきましては、計量法に基づき、8 年ごとの更新が必要なことから購入するものであります。

購入に係る入札につきましては、令和 4 年 5 月 3 1 日指名競争入札を実施し、6 月 6 日に仮契約を行ったところであります。納入期限につきましては、令和 4 年 8 月 3 1 日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、4 者を指名し、1 者から辞退がありましたので、株式会社朝鳥商店、東陽設備有限会社、榊原設備工業所の 3 者で入札を執行いたしました。入札の結果、東陽設備有限会社が落札したところであります。契約の金額は 7 6 7 万 1, 8 4 0 円、うち消費税及び地方消費税の合計額 6 9 万 7, 4 4 0 円となっております。

大空町議会定例会参考資料 3 ページに購入予定のメーターの図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４６号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第４７号

◇議 長 日程第４、議案第４７号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書５ページをご覧ください。議案第４７号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。令和４年６月２８日提出、大空町長、松川一正。

記、１、契約の目的、大空高等学校交流拠点施設建設工事（建築主体）。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、３億２，８９０万円。

４、契約の相手方、船橋西川・ダイイチ経常建設共同企業体、代表者、大空町東藻琴２９８番地、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長、小原博之。

工事の概要等についてご説明申し上げますので、定例会参考資料の５ページをご覧ください。本資料につきましては、議案第４７号による大空高等学校交流拠点施設建設工事の建築主体と議案第４８号による電気設備、同じく議案第４９号の機械設備についてまとめた資料となっておりますので、ご了承願います。資料の上段に契約の内容、下段に工事概要及び配置図を記載しております。

大空高等学校交流拠点施設は、高校生と地域内外の人材が交流を通じて学ぶことができる施設として、木造平屋建て、床面積９０２．２７平米の建物として、旧東藻琴幼稚園の跡地に建設するものです。施設中央のセンター棟には会議室、研修室、食堂などを整備し、左右の両サイドに居室や浴場を配置した収容人数４２名の施設です。中央のセンター棟は、学校と地域が交流するための施設として活用する予定で、高校の探求の授業や公設塾としても使用します。一方で、当該施設は遠方から来る生徒が暮らす生活の場でもあることから、寮生の意見を踏まえ、両サイドの居室棟は風通しや採光を良くするために回廊形にしており、生徒たちの団欒スペースも設けております。

現在の大空高等学校東藻琴寄宿舎は昭和４３年に建設され、その後に増築を重ねて現在に至っておりますが、建設から５０年以上が経過しており、老朽化が進んでいることから寮生の生活環境を改善するために、令和５年４月

供用開始を目指して更新を行うものです。

資料の上段、工事契約についてですが、大空高等学校交流拠点施設建設工事、建築主体に係る工事請負契約については、令和4年6月7日に指名競争入札を実施し、河西・三共後藤・斉藤経常建設共同企業体、船橋西川・ダイイチ建設経常共同企業体、株式会社早水組の3者で入札を行い、入札の結果、船橋西川・ダイイチ建設経常建設共同企業体が落札したものです。契約の金額は3億2,890万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は2,990万円となっています。

工期については、契約の日から令和5年2月27日までとしており、議会の議決をいただいた後、本契約を締結する予定です。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第47号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第48号

◇議 長 日程第5、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書7ページをご覧ください。議案第48号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

記、1、契約の目的、大空高等学校交流拠点施設建設工事（電気設備）。

- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、7, 040万円。
- 4、契約の相手方、大空町女満別本通5丁目2番4号、株式会社電建大空支店、支店長吉田修一。

さきの議案と同様となりますが、定例会参考資料の5ページをお開き願います。工事概要につきましては、議案第47号において説明したとおりです。議案第48号により議決を求める大空高等学校交流拠点施設建設工事電気設備の工事契約につきましては、上の表、中央に記載しております。

当該工事請負に係る入札は、令和4年6月7日に指名競争入札を実施し、末廣屋電機株式会社北網営業所、株式会社電建大空支店、桑原電工株式会社、横井電気株式会社、山本電子工業株式会社の5者で入札を執行し、入札の結果、株式会社電建大空支店が落札したものです。契約の金額は7, 040万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は640万円となっています。

工期につきましては、契約の日から令和5年2月27日までとし、議会の議決をいただいた後に、本契約を締結する予定です。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第48号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号

◇議 長 日程第6、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書9ページをお開きください。議案第49号、工事請

負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

記、1、契約の目的、大空高等学校交流拠点施設建設工事（機械設備）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、9,273万円。

4、契約の相手方、大空町東藻琴298番地、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長、小原博之。

定例会参考資料の5ページをお開き願います。工事概要につきましては、さきの議案と同じですので割愛をさせていただきます。議案第49号により議決を求める大空高等学校交流拠点施設建設工事機械設備の工事契約につきましては、上の表、右側に記載しております。

当該工事請負に係る入札は、令和4年6月7日に指名競争入札を実施し、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、池田暖房工業株式会社美幌営業所、株式会社カネキ柏原、株式会社三光、株式会社そうけんの5者で入札を執行し、入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札したものです。契約の金額は9,273万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は843万円となっています。

工期につきましては、契約の日から令和5年2月27日までとし、議会の議決をいただいた後に、本契約を締結する予定です。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第49号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号

◇議長 日程第7、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇産業課長 議案書11ページをお開き願います。議案第50号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求める。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

記、1、契約の目的、広域穀類乾燥調製貯蔵施設建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、19億7,450万円。

4、契約の相手方、三共後藤・河西特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地の25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長、田中和明。

工事の概要につきましてご説明申し上げますので、参考資料7ページをお開き願います。本案件に係ります広域穀類乾燥調整貯蔵施設建設工事につきまして、契約内容を記載しておりますのでご参照いただきたいと存じます。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設につきましては、オホーツク管内の豆類のブランド化に寄与する施設として管内に点在しております豆類調整施設を再編集約し、平成30年度から稼働しております。しかしながら、近年、豆類を組み入れた輪作体系の導入が広がっており、豆類の作付けが急増して生産が拡大していることから、このことに対応するため施設の増強及び増設を行うものでございます。

今回整備する内容につきましては、既存の調整設備の能力の増強として研磨機、色彩選別機、ロボットパレタイザーなどを増設し、また貯蔵施設として鉄骨造地上1階建て、延べ床面積は3,682.43平方メートル、昇温庫1室、貯蔵庫3室などを整備し、貯蔵能力は3,456トンを要する施設を新設するものです。

請負に係る入札は、令和4年6月7日に指名競争入札により実施し、6月9日に仮契約を締結しております。

また、工期は、契約の日より令和5年3月15日までの予定としております。

工事請負にあたっての指名競争入札の指名業者につきましては、早水・藤井特定建設工事共同企業体、丸田・斉藤特定建設工事共同企業体、三共後藤・河西特定建設工事共同企業体、ダイイチ・船橋西川特定建設工事共同企業体の4者で入札を執行いたしました。入札の結果、三共後藤・河西特定建設工事共同企業体が落札したところでございます。契約の金額は19億7,450万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は1億7,950万円となっております。

なお、当該工事請負契約につきましては、議決となった後、本契約を締結

する予定となっております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第50号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号

◇議 長 日程第8、議案第51号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書13ページでございます。議案第51号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

15ページは、変更条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の9ページをお開き願います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

このたびの変更につきましては、組織を構成する団体の新規加入に伴うものでございます。右側が変更前、左側が変更後の規約ですが、別表第1、上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えます。また、別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えます。

附則としてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道

知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第51号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号

◇議 長 日程第9、議案第52号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書17ページでございます。議案第52号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。
令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

19ページは変更条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料11ページをお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表です。
このたびの変更につきましては、組織を構成する団体の新規加入に伴うものでございます。右側が変更前、左側が変更後の規約となっておりますが、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えます。

附則としましてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第52号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号

◇議 長 日程第10、議案第53号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。田中東藻琴総合支所長。

◇総合支所長 議案書の21ページでございます。議案第53号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について。

地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

議案書23ページにつきましては、変更条文でございます。変更内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、大空町議会定例会参考資料の13ページをお開き願います。

議案第53号関係、土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

網走市、斜里郡3町と大空町の5市町では、清里町にあります緑ダム関連の農業用用水管理に関する事務を、地方自治法に基づき協議会を設置して共同で行っておりますが、これに係る事務の一部を小清水町に委託しています。本町につきましては、東藻琴明生地区の北東に位置します、栄地区の一部が受益となっているのみで全体の0.2%、受益者も網走市の方1名のみとな

ってございます。

このたびの変更は、現行の規約では事務委託できる事業が基幹水利施設管理事業に限定されていることから、今後、基幹水利施設等の長寿命化など、各種補助事業の実施に備えるものでございます。表の右側が変更前、左側が変更後の規約です。第1条中「土地改良事業」を「土地改良事業等」に、「基幹水利施設管理事業」を「基幹水利施設管理事業等」に改めます。

附則といたしまして、この規約は、令和4年7月1日から施行いたします。

以上、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

◇議 長 日程第11、議案第54号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書25ページでございます。議案第54号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

議案書27ページから29ページが改正条文でございます。定例会参考資料15ページから19ページまで大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を、20ページから26ページまで大空町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しております。

参考資料の概要により改定内容を説明させていただきますので、参考資料 15 ページをお開きください。本年 5 月 25 日に開催いたしました大空町国民健康保険運営協議会からの答申を受け、本条例における税率及び限度額の一部改正を行うものです。税率を算定するにあたり、中段から少し下の表、こちらに北海道が示す統一保険税率であり、今後合わせていくべき指標となります。こちらにこの税率で試算をいたしますと必要額を超える保険税額となり、一方、1 番上の表にあります現行の税率で試算をしますと必要額を賄うことができないことから、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課区分ごとに適正な税率に改定をして、必要額を確保することとしております。また、税額の上限である賦課限度額は、国が定める限度額と同額とするものであります。

参考資料 16 ページをお開きください。上から一つ目の表が、医療分の税率及び限度額改正でございます。医療分の所得割額につきましては、関係条文は第 3 条第 1 項でございます。現行 5.46% を 6.63% に 1.17% 引き上げるものです。均等割額については、関係条文は第 4 条、現行 2 万 3,200 円を 2 万 6,400 円に 3,200 円引き上げるものでございます。平等割額については、関係条文は第 4 条の 2 第 1 号です。現行 2 万 5,500 円を 2 万 8,700 円に 3,200 円引き上げるものです。限度額については、関係条文は第 2 条第 2 項及び第 21 条です。現行 63 万を 65 万円に 2 万円に引き上げるものです。

二つ目の表、医療分の特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額について掲載しております。特定世帯分平等割額については、関係条文は第 4 条の 2 第 2 号です。現行 1 万 2,750 円を 1 万 4,350 円に 1,600 円引き上げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第 4 条の 2 第 3 号です。現行 1 万 9,125 円を 2 万 1,525 円に 2,400 円引き上げるものです。

三つ目の表は、後期高齢者支援金分です。所得割額については、関係条文は第 5 条です。現行 1.37% を 1.98% に 0.61% 引き上げるものです。均等割額については、関係条文は第 5 条の 2 です。現行 8,600 円を 8,000 円に 600 円引き下げるものです。平等割額については、関係条文は第 5 条の 3 第 1 号です。現行 9,400 円を 8,700 円に 700 円引き下げるものです。限度額については、関係条文は第 2 条第 3 項及び第 21 条です。現行 19 万円を 20 万円に 1 万円引き上げるものです。

四つ目の表は、後期高齢者支援金分の特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額についてです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第 5 条の 3 第 2 号です。現行 4,700 円を 4,350 円に 350 円引き下げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第 5 条の 3 第 3 号です。現行 7,050 円を 6,525 円に 525 円引き下げるものです。

1 番下の表は、介護納付金分です。所得割額については、関係条文は第 6 条です。現行 0.87% を 1.29% に 0.42% 引き上げるものです。均等割額については、関係条文は第 7 条です。現行 1 万 1,700 円を 1 万 1,

800円に100円引き上げるものです。平等割額については、関係条文は第7条の2です。現行7,500円を7,800円に300円引き上げるものです。限度額については現行17万円で据え置きとなります。なお、介護納付金分については、特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額の減額はございません。

続きまして17ページをご覧ください。17ページにつきましては、国民健康保険税の減額7割軽減についてです。国民健康保険税の減額については、低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額と平等割額について7割、5割、2割の軽減を行うものです。

一つ目の表は、医療分です。医療分の均等割額については、関係条文は第21条第1号アです。現行1万6,240円を1万8,480円に2,240円引き上げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第1号イ（ア）です。現行1万7,850円を2万900円に2,240円引き上げるものです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第21条第1項イ（イ）です。現行8,925円を1万450円に1,120円引き上げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第21条第1号イ（ウ）です。現行1万3,388円を1万5,068円に1,680円引き上げるものです。

二つ目の表は、後期高齢者支援金分です。後期高齢者支援金分の均等割額については、関係条文は第21条第1号ウです。現行6,020円を5,600円に420円引き下げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第1号エ（ア）です。現行6,580円を6,090円に490円引き下げるものです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第21条第1号エ（イ）です。現行3,290円を3,045円に245円引き下げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第21条第1号エ（ウ）です。現行4,935円を4,568円に367円引き下げるものです。

三つ目の表は、介護納付金分です。介護納付金分の均等割額については、関係条文は第21条第1号オです。現行8,190円を8,260円に70円引き上げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第1号カです。現行5,250円を5,460円に210円引き上げるものです。なお、介護納付金分については、特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額の減額はございません。

18ページをお開きください。18ページは、国民健康保険税の減額、5割軽減についてです。

一つ目の表については、医療分です。医療分の均等割額については、関係条文は第21条第2号アです。現行1万1,600円を1万3,200円に1,600円引き上げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第2号イ（ア）です。現行1万2,750円を1万4,350円に1,600円引き上げるものです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第21条第2号イ（イ）です。現行6,375円を7,175円に800円引

き上げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第21条第2号イ（ウ）です。現行9,563円を1万763円に1,200円引き上げるものです。

二つ目の表は、高齢者支援金分です。後期高齢者支援金分の均等割額については、関係条文は第21条第2号ウです。現行4,300円を4,000円に300円引き下げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第2号エ（ア）です。現行4,700円を4,350円に350円引き下げるものです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第21条第2号エ（イ）です。現行2,350円を2,175円に175円引き下げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第21条第2号エ（ウ）です。現行3,525円を3,263円に262円引き下げるものです。

三つ目の表は、介護納付金です。介護納付金分の均等割額については、関係条文は第21条第2号オです。現行5,850円を5,900円に50円引き上げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第2号カです。現行3,750円を3,900円に150円引き上げるものです。なお、介護納付金分については特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額はございません。

19ページは、国民健康保険税の減額、2割軽減についてです。

一つ目の表は、医療分です。医療分の均等割額については、関係条文は第21条第3号アです。現行4,640円を5,280円に640円引き上げるものです。均等割額については、関係条文は第21条第3号イ（ア）です。現行5,100円を5,740円に640円引き上げるものです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第21条第3号イ（イ）です。現行2,550円を2,870円に320円引き上げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条項は第21条第3号イ（ウ）です。現行3,825円を4,305円に480円引き上げるものです。

二つ目の表は、後期高齢者支援金分です。後期高齢者支援金分の均等割額については、関係条文は第21条第3号ウです。現行1,720円を1,600円に120円引き下げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第3号エ（ア）です。現行1,880円を1,740円に140円引き下げるものです。特定世帯分平等割額については、関係条文は第21条第3号エ（イ）です。現行940円を870円に70円引き下げるものです。特定継続世帯分平等割額については、関係条文は第21条第3号エ（ウ）です。現行1,410円を1,305円に105円引き下げるものです。

三つ目の表は介護納付金、介護納付金分の均等割額については、関係条文は第21条第3号オです。現行2,340円を2,360円に20円引き上げるものです。平等割額については、関係条文は第21条第3号カです。現行1,500円を1,560円に60円引き上げるものです。

なお、介護納付金分については、特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額の減額はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することといたします。

適応区分としまして、附則第２項で改正後の大空町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第５４号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５４号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第５５号

◇議 長 日程第１２、議案第５５号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。佐川総務課参事。

◇総務課参事 議案書３１ページをお開き願います。議案第５５号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和４年６月２８日提出、大空町長、松川一正。

議案書３３ページは、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例第２条の改正条文となっております。なお、提案理由の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料２７ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の２７ページをお開き願います。大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

本案につきましては、平成１２年４月１日に施行されました過疎地域自立

促進特別措置法が令和３年３月末日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年４月１日に施行したことに伴いまして、関連している租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の条項ずれが生じたことによる改正でございます。表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。

条例第２条中「第１２条第３項の表の第１号」を「第１２条第４項の表の第１号」に、「第４５条第２項の表の第１号」を「第４５条第３項の表の第１号」に、「第２８条の９第１０項」を「第２８条の９第１０項第１号」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第５５号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５５号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで１０分間休憩をします。
再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午前１１時０１分）

（再開 午前１１時１０分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 3 議案第 5 6 号

◇議 長 日程第 1 3、議案第 5 6 号、令和 4 年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 3 5 ページでございます。議案第 5 6 号、令和 4 年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和 4 年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 4, 8 7 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 6 億 8, 5 0 8 万 1, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

継続費。第 2 条、地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の事業名、経費の総額及び年割額は、第 2 表、継続費による。

債務負担行為の補正。第 3 条、債務負担行為の追加は、第 3 表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第 4 条、地方債の追加及び変更は、第 4 表、地方債補正による。

一時借入金。第 5 条、一時借入金の借入れの最高額に 2 2 億 5 0 0 万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を 2 6 億 1, 5 0 0 万円とする。令和 4 年 6 月 2 8 日提出、大空町長、松川一正。

3 7 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 3 款、分担金及び負担金に 4 0 5 万円を追加。1 5 款、国庫支出金に 7, 5 4 5 万円を追加。1 6 款、道支出金に 4, 0 0 3 万 9, 0 0 0 円を追加。1 7 款、財産収入に 6 万 1, 0 0 0 円を追加。1 9 款、繰入金から 1 億 7 6 7 万 6, 0 0 0 円減額。2 0 款、繰越金に 1 億 9, 5 3 5 万 4, 0 0 0 円を追加。2 1 款、諸収入に 4, 2 8 6 万 8, 0 0 0 円を追加。2 2 款、町債に 6 億 9, 8 6 0 万円を追加。歳入合計は 9 億 4, 8 7 4 万 6, 0 0 0 円を追加し 8 6 億 8, 5 0 8 万 1, 0 0 0 円とするものです。

3 8 ページをお開き願います。歳出です。

2 款、総務費に 2 億 2, 8 2 2 万 7, 0 0 0 円を追加。3 款、民生費に 3 2 1 万 1, 0 0 0 円追加。4 款、衛生費に 6, 8 4 6 万円を追加。6 款、農林水産業費に 2 億 2, 8 2 5 万 1, 0 0 0 円を追加。7 款、商工費に 2, 2 2 1 万 2, 0 0 0 円追加。8 款、土木費に 2, 9 7 2 万 5, 0 0 0 円を追加。9 款、消防費に 1 億 9, 1 6 0 万 5, 0 0 0 円を追加。1 0 款、教育費に 1 億 7, 5 2 2 万 4, 0 0 0 円追加。1 1 款、公債費に 1 7 5 万 1, 0 0 0 円を追加。1 2 款、職員給与費に 8 万円を追加。3 9 ページの 1 番下をご覧願います。歳出合計は 9 億 4, 8 7 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

4 0 ページをお開き願います。第 2 表、継続費です。

2 款 1 項、役場庁舎大規模改修事業、総額 9 億 6, 1 1 4 万 5, 0 0 0 円。年割額を令和 4 年度、1 億 4, 1 8 1 万 9, 0 0 0 円。令和 5 年度、6 億 8, 0 7 8 万 1, 0 0 0 円。令和 6 年度、1 億 3, 8 5 4 万 5, 0 0 0 円といたしまして、老朽している役場庁舎の改修工事を 3 カ年の継続費として設定するものでございます。

4 1 ページをご覧ください。第 3 表、債務負担行為補正。1、追加です。

網走地区消防組合大空消防署施設費負担金、令和 5 年度、1 億 1 2 万 9, 0 0 0 円は、大空消防署と東藻琴出張所の大規模改修工事に係る網走地区消防組合への負担金につきまして追加するものです。

4 2 ページをお開き願います。第 4 表、地方債補正。1、追加です。

役場庁舎整備事業債は、役場庁舎の大規模改修工事に係る財源として地方債を借入れるため限度額 1 億 3, 4 7 0 万円を追加します。基幹病院医療機器等整備事業債は、女満別中央病院の医療機器を更新するため限度額 5 1 0 万円を追加します。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業債は、施設の外構工事を行うにあたりまして限度額 7, 6 3 0 万円を追加します。河川浚渫事業債は、女満別川と千草藻琴川の堆積土砂を撤去などするもので限度額 7, 0 0 0 万円を追加します。開陽中央線道路整備事業債は、道路整備の実施設計などを行う財源として限度額 1, 9 3 0 万円を追加します。町営住宅整備事業債は、北 2 すみれ団地の屋根外壁等改修工事として限度額 6 9 0 万円を追加します。すぱーく東藻琴整備事業債は、照明を L E D 化する工事につきまして限度額 5 9 0 万円を追加します。スクールバス整備事業債は、スクールバスを 1 台更新するにあたりまして限度額 2, 1 4 0 万円を追加します。学校施設エアコン整備事業債は、女満別、東藻琴両小中学校へのエアコン整備に係る実施設計を行うものとして限度額に 6 1 0 万円を追加します。大空高等学校寄宿舎整備事業債は、大空高等学校交流拠点施設の外構工事に関しまして限度額 3, 5 0 0 万円を追加します。図書館整備事業債は、女満別図書館の屋根、外壁など大規模改修工事の実施につきまして限度額 4, 7 5 0 万円を追加します。消防庁舎整備事業債は、消防庁舎の大規模改修工事にあたりまして限度額 1 億 7, 4 8 0 万円を追加します。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

4 3 ページをご覧ください。2、変更です。

住吉公民館整備事業債は、限度額に 8, 0 0 0 万円を追加し、9, 6 5 0 万円に変更しています。住吉公民館建設工事に係る財源とするものです。女満別南部地区水利施設等保全高度化事業債は、限度額に 1, 5 6 0 万円を追加し、6, 4 5 0 万円に変更しています。リールマシンの導入などに係る財源として活用するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、5 4、5 5 ページをお開き願います。なお、今回の財源調整のため、基金の繰り入れをやめるなど財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

2 款 1 項 7 目、企画振興費の 1 2 節、情報発信業務委託料 1 2 5 万 4, 0

００円と次の移住広告発信委託料２２１万１，０００円は、移住定住に係るホームページの更新と広告業務を委託するものです。

８目、庁舎管理費の１２節、委託料２４３万７，０００円と、１４節、工事請負費１億３，９３８万２，０００円のそれぞれ追加は、役場庁舎の大規模改修に係る工事監理委託料と工事費でございます。

１０目、住民活動費の１４節、工事請負費８，０００万円と１７節、管理備品２２０万円の追加は、住吉公民館の建設にかかるものです。

１２目、交通安全対策費の１８節、交通安全防犯推進委員会補助金７４万３，０００円の追加は、町内に防犯カメラ３台を設置する費用につきまして補助するものです。

３款１項１目、社会福祉総務費の２７節、国民健康保険事業特別会計繰出金３４万８，０００円は、国民健康保険システムの改修に係る費用を追加するものです。次の子育て特別給付金支給事業、１０節、需要費から１８節、負担金補助及び交付金まで総額１３３万４，０００円の追加は、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、低所得の子育て世帯を支援するものです。次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、１２節、総合行政情報システム改修委託料に９９万円の追加は、コロナ禍により困窮する生活支援としての臨時特別給付に係るシステム改修を行うものです。

３目、障害者福祉費の１２節、障害者福祉システム改修委託料４２万９，０００円の追加は、障害者自立支援給付費の審査支払いなどに係るシステムの改修を行うものです。

２項１目、児童福祉総務費の２２節、前年度子育てのための施設等医療給付費交付金国庫補助金返還金７万３，０００円と５６、５７ページに移りまして、５７ページ１行目、前年度子育てのための施設等医療給付費交付金道費補助金返還金３万７，０００円は、前年度事業費の確定に伴うものでございます。

４款１項１目、保健衛生総務費の１８節、女満別中央病院医療機器等整備事業補助金５１７万６，０００円は、医療機器の更新に係るものです。次の同じく１８節、医療・介護人材確保事業補助金１８０万円は、医療・介護施設の人材を確保育成するため、事業者に対して補助するものです。

２目、予防費の母子保健事業、１８節、不妊治療費助成金１３万円は、少子化対策の一環として不妊治療の経済的負担を軽減するものです。次の各種疾病予防対策事業、７節、報償費から下のほうに行きまして、１３節、使用料及び賃借料まで総額２，７３８万７，０００円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関などへの委託料や周知に要する費用でございます。次の新型コロナウイルス感染症対策事業、１８節、医療機関等支援補助金２５５万円は、医療機関等に対し感染予防に必要な資材の購入費などを補助するものです。

３目、環境衛生費の公衆便所管理事業、１０節、修繕料に５１万３，０００円の追加は、照明器具をＬＥＤとするほか、便器の修繕を行うものです。１番下の簡易水道事業特別会計繰出金８万５，０００円の減額は、繰越金の計上などに伴うものでございます。

５８、５９ページをお開き願います。４目、火葬場費の１４節、１号炉霊台車耐火物交換工事に１７０万５，０００円の追加は、葬祭場の霊台車に不具合がありますことから交換するものです。

２項１目、塵芥処理費の１０節、修繕料２，８７８万２，０００円は、一般廃棄物最終処分場水処理施設の制御盤などを修繕するものです。

３目、リサイクルセンター費の１０節、修繕料５０万２，０００円は、資源物の受け入れ設備に不具合がありますことから修繕するものです。

６款１項３目、農業振興費の有害鳥獣侵入防止対策事業、１８節、補助金として２００万円の追加は、有害鳥獣による農業被害防止のため、電気牧柵等の設置に対して助成するものです。次のメルヘン公園管理費、１４節、高圧ケーブル改修工事３９万９，０００円は、経年劣化している高圧受電設備を改修するものです。次の広域穀類乾燥調整貯蔵施設整備事業の１４節、工事請負費７，６３０万円は、施設に係る排水など外構工事を行うものです。

４目、畜産業費の町営牧野管理費、７節、報償費から１１節、役務費まで総額１５万９，０００円は、町営牧野の管理運営を検討する委員会の開催にかかる費用を追加するものです。

５目、農地農業用施設維持補修事業の１４節、畑地かんがい施設移設工事５，７００万円と、２１節、農業用用水施設移設補償費１００万円は、道路の拡幅工事に伴い支障となります畑地かんがい施設の移設に係るものです。次の女満別南部地区水利施設等保全高度化事業、１８節、負担金として２，１０６万３，０００円は、主にリールマシンの新規導入に係るものです。河川浚渫事業の１４節、工事請負費に７，０００万円の追加は、女満別川と千草藻琴川の堆積土砂を撤去するものです。

６０ページ、６１ページをお開き願います。７目、肉牛振興費の１８節、あばしり和牛優良血統形成事業補助金３３万円は、あばしり和牛の産地ブランド化を推進するため、優良な繁殖牛の導入、ゲノム検査費用を助成するものです。

７款１項１目、商工業振興費、住宅リフォーム事業補助金の６００万円は、住環境の向上と住宅関連事業者の振興を図るため改造費用の３分の１以内、３０万円を限度として支援するものです。次の起業化支援事業補助金３００万円は、起業する事業者に対しまして、かかる費用の２分の１以内、１００万円を上限として補助し、創業を支援するものです。次の新型コロナウイルス感染症経済対策事業の１８節、大空町プレミアム商品券事業補助金７９６万３，０００円は、プレミアム付き商品券を発行し、地域経済の回復を図るものです。その下、大空町宿泊支援事業補助金１００万円は、町内観光宿泊施設の利用促進を図るため、宿泊費の一部助成を行うものです。次のおおぞら歌謡ショー補助金３００万円は、消費を喚起し、事業者の経営を支援するとともに、地域の活性化を図るものです。

２目、観光費の１８節、オホーツク大空町観光協会補助金に１８８万円の追加は、次の観光夏まつり補助金３５９万円を減額いたしましてコロナ禍を踏まえた代替の事業を実施するものです。観光情報クロスメディア発信事業、１０節、印刷製本費１８１万５，０００円は、本町の観光パンフレットを作

成するものです。次の大空町観光誘客促進事業、12節、芝桜公園誘客促進業務委託料114万4,000円は、来年度に向けまして、広告宣伝業務などを行うものです。

8款2項2目、道路橋梁維持費の14節、歩道柵設置工事250万円は、老朽化している町道の歩道柵を布設替えし、歩行者の安全を確保するものです。

4目、道路新設改良費の12節、委託料2,200万円と16節、用地買収費120万円の追加は、開陽中央線の道路整備に係る実施設計、測量、用地費などでございます。

4項1目、下水道費の下水道事業特別会計繰出金841万6,000円の減額は、繰越金の計上などに伴うものです。

62ページ、63ページをお開き願います。6項1目、住宅管理費の14節、町営住宅屋根外壁等改修工事1,244万1,000円は、北二すみれ団地の屋根塗装、外壁の改修を行うものです。

9款1項4目、災害対策費の12節、防災マップ作成業務委託料341万円は、災害に備え、ハザードマップを作成するものです。

5目、消防施設費の18節、網走地区消防組合大空消防署施設費負担金1億8,819万5,000円は、消防庁舎の大規模改修工事に係るものです。

10款1項2目、事務局費の13節、インターネット回線接続料35万7,000円と17節、情報機器13万7,000円は、オンライン学習の体制を整備するため、インターネット接続環境のない世帯にモバイルルーターを対応するものです。

2項1目、学校管理費、女満別と東藻琴両小学校の12節、委託料に合計で495万円、さらに3項1目、同じく女満別、東藻琴両中学校の12節、委託料に合計で429万円のそれぞれ追加は、学校へのエアコン取り付け工事に係る実施設計を行うものです。

3目、スクールバス運行費の17節、備品購入費2,517万3,000円と26節、公課費4万1,000円は、スクールバス1台を更新するものです。

64、65ページをお開き願います。4項1目、高等学校管理費の7節、特別講師謝礼金6万9,000円は、食品衛生管理者の報償費を追加するものです。次の12節、危険木伐採委託料34万1,000円は、倒木のおそれのある樹木がありますことから、伐採するものです。

2目、教育振興費の8節、普通旅費30万5,000円は、高校寄宿舎の運営にあたりまして、先進地を視察するものです。12節、ウェブサイト構築運営業務委託料66万円は、大空高等学校のホームページを開設するものです。

4目、寄宿舎費の11節、インターネット回線契約事務手数料1万3,000円と13節、通信機器端末借上料7万2,000円は、寄宿舎に連絡用スマートフォンを配備するものです。次の大空高等学校交流拠点施設整備事業、10節、需用費66万7,000円、一つ飛ばしまして、14節、工事請負費、3,690万5,000円。17節、備品購入費2,200万円の

それぞれ追加は、交流拠点施設整備に係る消耗品、外構工事、備品購入費でございます。戻りまして１２節、学校林立木調査業務委託料８９万１，０００円は、学校林の立木売り払いたため材積調査を行うものです。

次に、５項４目、図書館費の１４節、女満別図書館大規模改修工事６，６６２万７，０００円は、屋根、外壁、エレベーターなどを改修するものです。

６項２目、体育施設費の１４節、女満別多目的広場照明設備改修工事１３２万８，０００円は、夜間照明のタイマー操作盤に不具合がありますことから改修するものです。１７節、体育振興備品９９万円は、東藻琴パークゴルフ場のティーショット台を購入するものです。次のすぱーく東藻琴管理費、１０節、修繕料３４万３，０００円は、屋上排水路の設備に不具合がありますことから修繕するもので、１４節、工事請負費５９５万２，０００円は、照明をＬＥＤ化するものです。

３目、給食センター費の１７節、備品購入費、ページかわりまして６６、６７ページ、ガス給湯器１５７万３，０００円と洗米器１１２万２，０００円は、経年劣化している機器を更新するものです。東藻琴学校給食センター管理運営費、１４節、工事請負費４１万８，０００円は、給食センターのトイレを洋式化するものです。

１１款１項２目、利子、２２節、一時借入金利子１７５万１，０００円は、今回の補正におきまして、地方債の追加などを踏まえ、一時借入金の追加を提案させていただいておりますが、これに伴い増額するものでございます。

１２款１項１目、職員給与費の３節、職員手当等に８万円は、特別職の異動に伴い追加するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、４８、４９ページをお開き願います。

１３款１項１目１節、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業分担金４０５万円は、リールマシンの導入などに係るものです。

１５款１項３目１節、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金７２８万８，０００円は、ワクチン接種に係る国庫負担金です。

２項２目１節、障害者総合支援事業費補助金２１万４，０００円は、障害者自立支援給付費審査支払いのシステム改修に係る国からの補助金です。

４節、子育て特別給付金給付事業費補助金１００万円、次の事務費補助金１３万４，０００円は、低所得の子育て世帯を支援する給付金に係るものです。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金９９万円は、生活支援としての臨時特別給付業務にかかるものです。

３目１節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金２，２３７万７，０００円は、ワクチンの追加接種に係るものです。

４目１節、農業経営高度化支援事業補助金９５万２，０００円は、リールマシン導入などに係る国からの補助金です。

５目２節、へき地児童生徒援助費補助金３７５万円は、スクールバス更新に係るものです。

３節、公立学校情報機器整備費補助金６万８，０００円は、オンライン学習体制整備に係るモバイルルーター貸与の国庫補助です。

４項１目１節、開陽中央線道路整備事業交付金３８０万９，０００円は、

実施設計などに係る国からの交付金です。次の地域住宅交付金５５０万円は、北二すみれ団地の改修工事に係るものです。

５項１目１節、高校魅力化推進事業交付金３３万円は、大空高等学校のホームページ改修に係るものです。

６項１目１節、地方創生臨時交付金２，９０３万８，０００円は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの交付金です。

１６款２項１目１節、役場庁舎大規模改修補助金７１０万円は、庁舎改修に係るもの。次の防犯体制強化事業補助金３５万円は、町内の防犯カメラ設置に係る北海道からの補助金です。

２目１節、子育て特別給付金給付事業費補助金２０万円は、低所得の子育て世帯支援に係る北海道補助です。

４目１節、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金３８万９，０００円は、リールマシン導入などに係るものです。

５目２節、大空高等学校交流拠点整備補助金１，８１０万円は、高校交流拠点施設の整備に係る道補助金です。

５０、５１ページをお開き願います。６目１節、プレミアム付き商品券発行支援事業費補助金３００万円、次の７目１節、防災マップ作成事業費等補助金１７０万円、さらに２節、消防庁舎大規模改修補助金９２０万円は、それぞれの事業に係る北海道からの補助金です。

１７款１項１目２節、その他建物貸付料６万１，０００円は、東藻琴芝桜公園温室の貸付料を追加するものです。

１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金から９，８５９万９，０００円を減額、次の４目１節、子ども未来づくり教育基金繰入金から１，４８８万２，０００円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

７目１節、学校教育施設建設基金繰入金５８０万５，０００円は、大空高等学校交流拠点施設の整備に充当するものです。

２０款１項１目１節、前年度繰越金に１億９，５３５万４，０００円は、繰越金全額を計上するものです。

２１款４項１１目１節、農業振興負担金３万６，０００円は、昨年度運用を開始しました町内の光通信網整備に関しまして、女満別町農業協同組合から負担をいただくものです。次のいきいきふるさと推進事業助成金８０万円は、防災マップ作成に係る北海道市町村振興協会からの助成金です。備荒資金組合超過納付金返還金７０６万８，０００円の減額は、今回補正の財源を踏まえまして取り崩しをやめるものでございます。町道大成２４線畑地かんがい施設移設補償費３，１５０万円と、次の道道福住女満別線畑地かんがい施設移設補償費１，７６０万円は、道路拡幅工事に伴い支障となる畑地かんがい施設の移設にかかるものです。

２２款の町債につきましては、第４表、地方債補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いをいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、三條幸夫議員

◇三條議員 はい。それでは、何点か教えていただきたいと思います。

59 ページの河川浚渫事業 7, 000 万円。女満別川と千草川の一部ということですが、ちょっと場所等含めて具体的にお知らせいただきたいと思います。

それから 61 ページの中段にあります、おおぞら歌謡ショー補助金 300 万円、下にあります観光協会補助金の 188 万円、あわせて補助金の減額 359 万。

それから 65 ページの女満別図書館の大規模改修工事ということで、屋根、外壁、エレベーターの改修と説明を受けておりますけれども、現場で色々な話を聞くともっと細かい所もあるとお話を聞いたりするんですけども、どの程度この改修工事の中で行おうとしているか、その部分について説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 河川浚渫推進事業の河川浚渫箇所でございますが、女満別川につきましては、国道 334 号線との交点が普通河川等、道が管理しています河川の境界となります。そこから今、計画では 5.1 キロの浚渫を行うということで進めております。昨年は 250 メーター程度の浚渫で終わっております。本年度は予算も計画よりは増額させていただきまして、今の段階では 1,310 メーター程度の浚渫を計画しております。

それと、千草藻琴川でございますが、網走市との境界から、計画では 10.1 キロということで進めております。しかし、網走市の境界付近で当町から流れた土が河川を閉塞しているということで、昨年若干は網走市側の浚渫を行っております。本年度につきましては、そこから 600 メーター程度の浚渫を行う計画で進めているところです。

以上です。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問にご答弁したいと思います。

まず、おおぞら歌謡ショー補助金でございますが、これにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に起因しておりますして経営に影響を受けております町内事業者に対する町内の消費拡大と町民への娯楽提供により、商工業の活性化を目指すものでございまして、商工会の加盟店におきまして、期間中お買いあげ額が 3 万円以上のお客様 1 人を歌謡ショーにご招待するものでございます。期間につきましては、令和 4 年の 8 月から 10 月を予定しているところでございます。

また、次の観光協会補助金と、観光夏まつりの補助金の減額でございますが、観光夏まつりについては今年度中止をするということで報告をさせていただいているところでございますが、この代替え事業といたしまして、町民の応援花火大会、それと湖畔でのイベント、サップと言いますけれども、スタンドアップパドルボーディング、ボードの上でパドルで湖等でイベントを行うものでございます。その補助金として、188万円を計上させていただいたところでございます。併せて、キッチンカーのイベント等も予定しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 砂金生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

図書館の大規模改修工事の詳細について説明いたします。女満別図書館につきましては、平成2年に供用開始となっており32年が経過しております。老朽化が進んでいることから、長寿命化を図ること、利便性の向上、読書環境の改善を目的とし、この度改修するものであります。

工事内容につきましては、屋根の防水、外壁塗装、その他内部改修ということで、一階の窓際にカウンターを置き、ちょっとした飲み物を飲めるような改修を行う予定としております。また、そこの床面につきましては防水工事ということで考えております。

2階につきましては、配置替えを中心に内部改修を行うこととし、有効活用に努めてまいりたいと思っております。

3階につきましては、和式のトイレが一つございますが、そちらを洋式化しようと考えております。

そのほかに非常用照明のLED化ということで、1階の9台、2階は11台、3階は10台のLED化を図ることとしております。ほかにワイ・ファイアクセスポイントの増設、真空式温水器の更新が改修工事の内容となっております。

そのほか、エレベーターの改修工事ということで、機種が古くなっております。部品交換も難しいことから、エレベーターの更新、以上が工事概要となります。

◇議 長 8番、三條議員

◇三條議員 おおぞら歌謡ショーの補助金と観光協会補助金。観光協会の補助金の減額ということで、町民の皆さんからよくお話し最近されるのは、一貫性がないのではないかと。コロナで花火をやめるのはいい、片方では歌謡ショーをやる。片方では芝桜公園で歌謡ショーをやる。今回も観光協会補助金188万何某の補助金を出してセレモニーをやるということで、片方ではコロナ対策で気を付けなければならないのに、片方ではこういう歌謡ショーをして、矛盾しているのではないかとというお話をいただいたものですから。ある

程度気をつけて対応することにはなるのだと思いますけれども、その辺だけ一貫性を持ってやっていただければと思います。事業そのものに決して反対するものではありませんので、やる以上、町民の皆さんもある程度納得していただける形で説明していくということが必要かなと思いますので、その辺の答弁をもう一度お願いします。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 今回の補正予算の歌謡ショー等につきましては、文化会館等でショーをやるにあたりまして、ほかの育成協で実施しております演劇とかのそういったものも含めまして、感染対策を取りながら実施することが可能であるというふうに考えているところでございます。

また、湖畔での花火大会につきましては、不特定多数の方、非常に多くの方がキャンプ場及び前浜に集中して見学にこられるという状況もございまして、今回、コロナ対策が難しいと判断いたしまして、あまり人の集中しないイベント等で、間隔等がある程度対策が取れるものについて実施をしたいと、小規模イベントで対応をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 説明でわかりましたけれども、今になって周辺の市町村では花火をやるというようなことが報道されているものですから。観光協会で決めたことですから、これはどうのこうのって言うつもりはありませんけれども、町も補助金を出し、関わりを持っているわけですから、その辺のことをしっかりと調整をしながら進めていってほしいと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 今後とも観光協会を初め、各団体とも調整しながら進めていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５６号、令和４年度大空町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５６号、令和４年度大空町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第５７号

◇議 長 日程第１４、議案第５７号、令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書７５ページでございます。議案第５７号、令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。

令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７９９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億５，３６６万６，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和４年６月２８日提出、大空町長、松川一正。

議案書の７７ページでございます。第１表。歳入歳出予算補正、歳入です。

１款、国民健康保険税に１，１０６万３，０００円を追加。５款、繰入金から４８３万８，０００円を減額。６款、繰越金に１７７万１，０００円を追加。歳入合計は７９９万６，０００円を追加し、１１億５，３６６万６，０００円とするものです。

７８ページをお開き願います。歳出でございます。

１款、総務費に３４万８，０００円を追加。５款、財政調整基金費に７６４万８，０００円を追加。６款、国民健康保険事業費納付金は、財源振り替えのため補正額は０円で、歳出合計は７９９万６，０００円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、８４ページ、８５ページをお開き願います。

１款１項１目、一般管理費の１２節、国保システム改修委託料に３４万８，０００円の追加は、国民健康保険税の納付書作成データレイアウトの変更に対応するため、業務委託を見込んで追加するものです。

５款１項１目、財政調整基金費の２４節、国民健康保険基金積立金に７６４万８，０００円の追加は、今回の補正予算の財源調整として追加したものの

です。

続きまして、歳入の説明をしますので、８２ページ、８３ページをお開きください。

１款１項１目、国民健康保険税の１節、医療給付費現年課税分に１，０３８万８，０００円の増額。２節、介護納付金現年課税分に３３７万８，０００円の増額。３節、後期高齢者支援金現年課税分から２７０万３，０００円の減額は、先ほど議案第５４号でご提案申し上げた新たな税率及び限度額に基づいて積算した結果として、それぞれ計上するものでございます。

５款１項１目１節、一般会計繰入金に３４万８，０００円の増額は、歳出でご説明いたしました国保システム改修委託料の支払いに充てるためのもので、国保事務に要する経費相当分について、一般会計から繰り入れを行う法定の繰入れでございます。

２項１目１節、国民健康保険基金繰入金から５１８万６，０００円の減額は、新たな税率及び限度額に基づいて積算した結果、当初予定しました基金繰入額を減額することとして計上するものであります。

６款１項１目１節、前年度繰越金に１７７万１，０００円の増額は、令和３年度分からの繰越金によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５７号、令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５７号、令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、休憩します。再開は午後１時とします。

（休憩 午後 ０時００分）

(再開 午後 1時00分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第15号 議案第58号

- ◇議 長 日程第15号、議案第58号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。佐薙福祉課参事。

- ◇福祉課参事 議案書87ページをお開きください。議案第58号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,546万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,482万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

議案書89ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

7款、繰入金に331万6,000円を追加。8款、繰越金に3,215万3,000円を追加。歳入合計は3,546万9,000円を追加し、7億9,482万7,000円とするものです。

90ページをお開きください。歳出です。

1款、総務費に242万6,000円を追加。3款、地域支援事業費89万円を追加。4款、基金積立金に3,215万3,000円を追加。歳出合計は3,546万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、96、97ページをお開きください。歳出です。

1款1項1目、総務一般事務費、12節、委託料に介護保険事業計画ニーズ調査業務委託料として242万6,000円を計上いたしました。これは令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画策定のための事前アンケート調査を令和4年度に調査実施をするものです。

次に3款4項1目、介護予防・生活支援サービス事業費、12節、委託料に在宅生活支援サービス事業委託料として89万円を計上しております。これは常時ご自宅で療養している要介護4、5、認知症状が進行しているといった重度の要介護者の方々の介護サービス利用をしやすいするため、サービス提供する事業者に対して、サービス利用が可能となる様、人的環境を強化するための委託料を支払い、介護者の負担軽減等を図るものです。

続いて、4款1項1目、介護保険基金積立金の24節、介護保険基金積立

金に3, 215万3, 000円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

続きまして歳入の説明を申し上げますので、94、95ページをお開きください。

7款2項1目1節、介護保険基金繰入金への331万6, 000円の追加は、今回の補正予算の財源調整のため基金を増額するものです。

8款1項1目、繰越金、1節、前年度繰越金に3, 215万3, 000円の追加は、前年度の歳入歳出差引額を繰越金として予算計上するものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第59号

◇議 長 日程第16、議案第59号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書99ページになります。議案第59号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 855万5, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7, 703万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

101ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、繰入金から8万5,000円を減額。3款、繰越金に311万8,000円を追加。4款、諸収入に1,400万円を追加。5款、町債に1,130万円を追加。6款、国庫支出金に22万2,000円を追加し、歳入合計は2,855万5,000円を追加し、3億7,703万円とするものです。

102ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に2,855万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

103ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。

女満別高台地区簡易水道事業債は限度額520万円に730万円を追加し1,250万円に。道道小清水女満別線道路整備に伴う移設補償工事に400万円、東部高台配水池の井戸に設置しております取水ポンプの更新工事に330万円、それぞれ追加するものです。

東藻琴地区簡易水道事業債は限度額3,370万円に400万円追加し3,770万円に。高区配水池に設置しております電気計装設備更新工事にかかります経費を追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、110、111ページをお開き願います。

1款2項2目、女満別高台地区簡易水道整備事業、12節、委託料に225万5,000円の追加は、東部高台配水池施設の耐震診断を行う経費となっております。14節、工事請負費、水道管路整備工事に1,800万円の追加は、道道小清水女満別線道路整備に伴い移設が必要となったことから追加するものです。水道施設建設工事330万円の追加は、東部高台配水池の井戸に設置しております取水ポンプの更新工事の経費となっております。続きまして、東藻琴地区簡易水道整備事業、14節、工事請負費、水道施設建設工事に500万円の追加は、高区配水池に設置しております電気計装設備更新工事の経費となっております。

なお、工事箇所につきましては、予算参考資料37ページにそれぞれ掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして歳入の説明をいたしますので、108、109ページをお開き願います。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から8万5,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

3款1項1目1節、前年度繰越金に311万8,000円を追加しております。令和3年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

4款2項2目1節、雑入に1,400万円の追加は、道道小清水女満別線

道路整備に伴う北海道からの移設補償金となっております。

5 款 1 項 1 目 1 節、簡易水道事業債は、第 2 表、地方債補正で説明いたしましたので割愛させていただきます。

6 款 1 項 1 目 2 節、建築物耐震改修等事業交付金に 2 2 万 1 , 0 0 0 円の追加は東部高台配水池施設の耐震診断の交付金となっております。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 5 9 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 9 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 6 0 号

◇議 長 日程第 1 7、議案第 6 0 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 1 1 3 ページになります。議案第 6 0 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)。

令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 , 4 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3 , 5 5 4 万 4 , 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和4年6月28日提出、大空町長、松川一正。

115ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

4款、繰入金から841万6,000円を減額。5款、繰越金に841万6,000円を追加。6款、諸収入に2,000万円を追加。7款、町債に2,400万円を追加。8款、国庫支出金に1,000万円を追加。歳入合計は5,400万円を追加し、4億3,554万4,000円とするものです。

116ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に5,400万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

117ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。

下水道事業債は、限度額1,280万円に2,400万円を追加し、3,680万円に。道道小清水女満別線道路整備に伴う移設補償工事に1,200万円、東藻琴地区を処理区域とする特定環境保全公共下水道の幹線管渠に設置しておりますマンホールポンプ所の制御盤更新工事に1,200万円、それぞれ追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、124、125ページをお開き願います。

1款1項3目、改築更新事業、14節、工事請負費に5,400万円の追加は、道道小清水女満別線道路整備に伴い移設が必要となったことから3,200万円、東藻琴地区を処理区とする特定環境保全公共下水道の幹線管渠に設置しておりますマンホールポンプ所の制御盤更新工事2,200万円、それぞれ追加するものです。

なお、工事箇所につきましては、予算参考資料38ページにそれぞれ掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして歳入の説明をいたしますので、122、123ページをお開き願います。

4款1項1目1節、一般会計繰入金から841万6,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

5款1項1目1節、前年度繰越金に841万6,000円を追加しております。令和3年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

6款3項1目1節、雑入に2,000万円の追加は、道道小清水女満別線道路整備に伴う、北海道からの移設補償費となっております。

7款1項1目2節、下水道事業債は、第2表、地方債補正で説明いたしましたので割愛させていただきます。

8款1項1目1節、社会資本整備総合交付金に1,000万円の追加は、歳出で説明いたしました制御盤更新工事にかかります国からの交付金となっております。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第60号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第13号

- ◇議 長 日程第18、発議第13号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。9番、上地史隆議員。

- ◇上地議員 議会側議案1ページをお開きください。発議第13号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年6月29日提出、大空町議会議員、上地史隆、松岡克美。

3ページは改正条文でございます。内容につきましては別冊の大空町議定例会参考資料1ページ、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表で説明申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合であります。

今回新たに加入する団体の発生に伴い、規約の変更が必要となり、別表第1に「上川中部福祉事務組合」を加えるものです。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第13号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第13号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第14号

- ◇議 長 日程第19、発議第14号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

- ◇後藤議員 議会側議案の5ページをお開きください。発議第14号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和4年6月29日提出、大空町議会議員、後藤、川村、齊藤、松岡、森賀、福田の各議員です。

7ページでございます。この要望の内容であります。北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることを求めるものです。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成、確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第14号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第15号

◇議 長 日程第20、発議第15号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の9ページをお開きください。発議第15号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和4年6月29日提出、大空町議会議員、後藤、川村、齊藤、松岡、森賀、福田の各議員です。

11ページでございます。この要望の内容であります。原油価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、生産資材や穀物相場の高騰が続いていること。

また、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活への影響が懸念され、新たな施策と予算の確保が不可欠で

あることから、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成を図ることを求めるものです。

記、1、世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した原油価格・物価高騰等総合緊急対策の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況も踏まえ、継続的な対策として拡充・強化すること。

2、食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第15号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第15号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 報告第4号

◇議 長 日程第21、報告第4号、令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、令和3年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

林総務課長。

◇**総務課長** 議会提出議案書 13 ページをお開き願います。報告第 4 号、令和 3 年度繰越明許費繰越計算書の報告について。

繰越明許費は、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用する歳出予算で、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

めくっていただきまして、15 ページにつきましては、5 月 31 日付けでの町長から議長への送付文でございます。

17 ページをお開き願います。令和 3 年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書です。国の補正予算、新型コロナウイルス感染症対策などとして実施する事業につきまして、令和 3 年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業でございます。

2 款 3 項、戸籍住民基本台帳管理事業は、マイナンバーカードによる行政手続きを可能とする住民基本台帳システムの改修に要する費用としまして、表の中ほど、翌年度繰越額の欄の 272 万 8,000 円。

次の 3 款 1 項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、住民税非課税世帯等の生活支援に係る 2,785 万円。

4 款 1 項、各種疾病予防対策事業は、新型コロナウイルスのワクチン接種業務にかかる 765 万円。

6 款 1 項、広域穀類乾燥調整貯蔵施設整備事業は、穀類の貯蔵施設を新設するほか、既存施設の設備増強に係る 20 億 9,520 万 9,000 円。次の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、畑地かんがい施設給水栓の修繕などに要する 74 万円。

7 款 1 項、新型コロナウイルス感染症経済対策事業は、地域経済の活性化と消費拡大を図る省エネルギー機器等の購入を助成する事業に係る 1,069 万円。その下、観光誘客促進事業は、観光資源などを PR し、認知度向上と誘客を促す事業に係る 2,256 万 6,000 円。

8 款 2 項、開陽中央線道路整備事業は、道路改良舗装工事などに用する 3 億 288 万 2,000 円。

10 款 4 項、大空高等学校交流拠点施設整備事業は、大空高等学校交流拠点施設の建設工事に係る 5 億 995 万 5,000 円。7 項、大空町 B & G 海洋センター管理費は、本町ゆかりの偉人に関する漫画制作に係る 304 万円。次の女満別学校給食センター管理運営費はガス給湯器の更新に係る 71 万 4,000 円を繰り越したものです。

事業数 11 件、総額 32 億 9,832 万 3,000 円の予算額に対しまして、翌年度繰越額は 29 億 8,402 万 4,000 円でございます。

なお、財源の内訳としましては、国道支出金が 14 億 5,127 万 1,000 円。地方債 15 億 830 万円。一般財源が 515 万 5,000 円となっております。

以上、一般会計において、令和 3 年度から令和 4 年度へ繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇**議 長** 高島建設課長。

◇建設課長 議会提出議案書 19 ページになります。令和 3 年度大空町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1 款 2 項、女満別高台地区簡易水道整備事業は、金額 8,505 万 2,000 円の予算額に対し、翌年度繰越額の合計は 3,806 万円となっております。令和 3 年 9 月 23 日、東部高台配水池付近に落雷があったことから、電気計装盤などの復旧工事に 2,079 万円。開陽中央線道路整備事業にかかります水道管路の移設工事に 1,727 万円、それぞれ繰り越したものでございます。

なお、財源の内訳といたしましては、地方債 1,620 万円は、開陽中央線にかかります水道管路移設工事費の財源。その他 2,079 万円は、東部高台配水池の建物共済金となっております。一般財源 107 万円は、繰越事業費から特定財源を除いた額となっております。

以上、簡易水道事業特別会計において、令和 3 年度から令和 4 年度に繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

続きまして、21 ページになります。令和 3 年度大空町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1 款 1 項、汚水管渠布設事業は、金額 600 万円の予算額に対し、翌年度繰越額が 506 万円となっております。女満別地区を処理区とする公共下水道を供用区域内の汚水処理のため、公共枿を設置する工事を繰り越したものです。

なお、財源の内訳といたしましては、地方債 500 万円、一般財源 6 万円となっております。

以上、下水道事業特別会計において、令和 3 年度から令和 4 年度に繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和 3 年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第 22 報告第 5 号

◇議 長 日程第 22、報告第 5 号、令和 3 年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長から手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書 23 ページの、報告第 5 号でございます。令和 3 年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料につきましては別冊で配付しております、一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況を説明する書類をご覧ください。

1 ページをご覧ください。令和 3 年度事業報告書でございます。中段になりますが、めまんべつ産業開発公社が実施しております目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業。2、地場産品の販路開拓に関する

る事業。3、公共施設の維持管理等に関する事業。4、その他この法人の目的を達成するために必要な事業であります。

ページをめくって2ページをご覧ください。事業の内容につきましては、五つの区分となっております。初めにⅠ、法人会計及び実施事業会計の状況でございます。事業としましては、地場産品を活用した施策、研究、開発、販路拡大、イメージ商品の開発などを実施しております。1の法人会計では、役員会開催及び運営管理業務を行い、適正な法人運営に努めております。2の実施事業会計の(1)試作研究開発事業では、町内で生産されましたトマト、ニンジン、野菜を使ったジュースや煮豆の試作研究。トマトジャムの粘度安定化試験。スープなどのシジミ関連商品の試作研究。行者ニンニクなどの試験栽培や商品開発。レトルトによる各種商品の開発。試作研究などを行っております。また、令和2年度より新品種きたロッソを使用して砂糖、食塩、保存料ゼロの無添加のゆで豆として製品化しております。また、昨年度は、きたロッソ入りミネストローネ、甘納豆の商品開発を行っており、札幌道産子プラザ、稲城市ほのか店、道内ホテルなどで販売されております。(2)情報調査収集事業における販路拡大とイメージ開発事業では、販路開拓のため、企業訪問、物産販売の実施、雑誌を初めとする広告媒体への商品PR広告や記事の提供、各イベントへの出店による特産品販売と商品PRなどを行っております。

次に、3ページから4ページに記載しております、Ⅱ、環境整備事業の状況でございます。事業といたしましては、公共施設などの管理を受託しております。公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の4事業を実施しております。1の公共施設等管理事業は、各学校の施設管理業務や給食調理業務など6つの業務を行っております。2の空港環境整備事業は、女満別空港消防業務となっており、令和3年3月から業務管理者が北海道から北海道エアポート株式会社に変更となっております。3の女満別空港駐車場管理業務につきましても令和3年3月から管理者が北海道から北海道エアポート株式会社に変更となっており、管理委託業務として受託しているところでございます。

また、ページをめくっていただきまして、4ページの4、産業環境整備事業ですが、季節業務といたしまして、自動車テストコースの作成整備、維持管理業務を実施し、通年で試験車両、管制業務も行っております。

次に、4ページから5ページにかけまして、Ⅲ、特産品収益事業の状況について記載してございます。事業といたしましては、農産加工品の製造販売、地場産品の販売に係る収益事業でございます。

公社では、研究開発をした農産加工商品の製造販売のほか、地場産の特産品農産物などの販売を行い、消費者ニーズに合った品ぞろえを目指した店舗運営に努めております。また、メルヘン観光交流センターのキッチンほのかや、めんやでは地場産食材を中心に定食やカレー、ピザなどを販売して消費拡大や食材のPRにも努めているところです。

4ページの1の特産品製造事業につきましては、製造数の比較を記載して

おりますが、昨年度はトマトジュースが6月から7月の高温少雨で、トマトが上手く思うように実らなかったため製造数が減っております。またその他のジュース、煮豆等は在庫数を見ながら調整をして製造しております。

次のページの2の地場産品提供事業の表になりますが、アンテナショップほのか、ほのか空港店、キッチンほのか、めんやの売り上げは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しておりましたが、令和2年度から比べ、おおむね増加し、4店舗合計の売り上げは2億3,014万円で対前年比109.4%となっております。

次に、5ページのⅣ、指定管理運営事業の状況でございますが、事業としましては、町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。1の業務内容になりますが、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、体験農場、駐車場などの管理運営業務となっております。2の施設管理実績等になりますが、施設管理につきましては、光熱水費等の節約と新型コロナウイルス感染症及びノロウイルス等の病原菌蔓延防止に努めております。また、メルヘン公園全体の施設利用人数は、昨年は5,897人と新型コロナウイルスの影響で施設の開館時間の短縮及び休館にしたことや、人を多く集めるイベントの中止、規模縮小などにより、施設の利用者は減少となっているところです。

次に6ページから7ページにかけまして、Ⅴ、指定管理運営事業を記載しております。事業といたしましては、町より受託しております、ひがしもこと乳酪館の指定管理事業でございます。1の業務内容になりますが、乳酪館は地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験等を通じた都市との農村交流を行う施設として利用者へのサービスの向上に努め、利用しやすい施設運営に努めております。2の施設利用販売実績等になりますが、施設管理にあつては、光熱水費などの節約と乳製品の販路拡大に努めております。大空町ふるさと応援寄附金の返戻品としてチーズの取り扱いは、令和2年度よりは減少しておりますが、現在は増加傾向にあり、今後も期待しているところでございます。また、東藻琴高校と連携をした東高マルシェへの出店販売等で商品販売とPRに努めております。昨年度の入館者数につきましては1万3,825人の前年比128.2%、乳製品等の販売収入は合計5,253万円で前年比88.7%と、ふるさと納税や小売販売が減少したことが要因となっております。

9ページから19ページには一般会計、各特別会計5会計の決算関係の総括表等を掲載しております。令和3年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましては、10、11ページの正味財産増減計算書をご覧ください。ローマ数字のⅠ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(2)経常費用、当期経常増減額の今年度の額は、次の11ページの中程より下になりますが589万8,999円で、黒字決算となっております。その下になりますが、2、経常外増減の部、(2)経常外費用の雑損失の当年度額が5,895円ありますので、表の下段のローマ数字のⅢ、正味財産期末残高の当年度額は前年度対比589万3,104円プラスの9,924万8,100円となっております。

なお、23ページから40ページには、令和4年度の事業計画書収支予算書を添付しておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上、めまんべつ産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきますが、先ほども言いました東高マルシェとお話ししたのは大空高校との連携したマルシェということで訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

以上、めまんべつ産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和3年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については、終わります。

◎日程第23 報告第6号

◇議 長 日程第23、報告第6号、令和3年度株式会社東藻琴芝公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。田中東藻琴総合支所長。

◇総合支所長 議会提出議案書の25ページでございます。報告第6号、令和3年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

資料につきましては別冊でお配りしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の1ページから13ページでございます。

初めに、1ページから2ページの事業報告でございます。令和3年度につきましては、5月3日に開花宣言を行ったところですが、令和2年度に引き続き、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令により、5月17日から芝桜開花期間中は公園全体を閉園いたしました。

2ページに部門別取扱概要を掲載しておりますのでご覧ください。芝桜開花中の入園者数は、途中閉園により1万239人と令和元年度の14.4%にとどまりました。キャンプ場につきましては、7月から3カ月間、感染防止対策をとった上でオープンし、利用者数はオートサイトで1,160人、フリーサイトで553人、合計1,713人と前年度の約3倍、令和元年度と比較しても約2倍の利用者数となっております。釣り堀、ゴーカート、遊覧車の利用者数につきましては、芝桜開花中の途中閉園により、いずれも令和元年度と比較して大きく減少しております。温浴施設につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、令和2年度に引き続き閉館しております。

次に、3ページから10ページの収支決算の状況でございますが、売り上げの約6割を占めております入園料収入は、コロナ禍であることや途中閉園により、令和元年度と比較して82.9%の減収となりました。3ページ下段には、長期借入金として令和2年12月に国から借り入れした3年間無利子の新型コロナウイルス感染症対応資金1,000万円が記載されております。

す。令和5年12月までに償還することとなっております。

単年度収支では、5ページ中段に記載のとおり、営業外収益として、町からの指定管理委託料や誘客促進業務委託料など、2,323万2,034円を含めましても、1,151万5,141円の純損失となり、令和2年度の繰越利益剰余金、579万2,026円と合わせますと、令和3年度繰越利益剰余金は、7ページ上段に記載のとおり、マイナス572万3,115円となっております。したがって2,000万円の資本金を取り崩す形となり、年度末の純資産残高は、7ページ中段に記載のとおり1,427万6,885円となっております。

9ページに令和3年度決算報告を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

11ページから13ページには、令和4年度の事業計画と収支計画が掲載されております。新型コロナウイルス感染症が収束しない中、令和3年度に引続き、町からの誘客促進業務委託料収入等を見込んでもなお厳しい収支計画となっております。

なお、本年度の芝桜まつりにつきましては、6月5日に既に終了しておりますので、参考までに概略について口頭で報告させていただきます。

5月3日にオープニングセレモニーを行いました。ことしは開花状況がよくなかったことから、昨年より3日遅い5月6日に三部咲きの開花宣言をいたしました。5月28日には、三部咲き未満となりまして、入園料を無料としてございます。

祭り期間中の入園者数につきましては4万5,958人、うち個人客は3万9,316人で全体の85.5%。団体客が6,642人で全体の14.5%と、コロナ禍の中、外国人観光客は皆無であったことに加え、団体客が大きく落ち込む結果となっております。

祭り期間中のイベントといたしまして、地元歌手による歌謡ステージを2週続けて実施したほか、ことしは5月21日土曜日に7年ぶりにライトアップを実施いたしました。2時間で2,158人もの方に来園いただいております。また、5月の最終日曜日には初めての試みといたしまして、キャンプ用品やサウナなどを展示するアウトドアイベントも実施したところでございます。

ただ、ことしは芝桜の開花状況は悪く、満開宣言をすることができない年となってしまいました。現在公園では、職員を増員して雑草の除去作業に集中して取り組んでいるところですが、本年秋に向けて、若い芝桜苗への植替えや、土壌の分析診断、土壌改良や施肥の方法などについて、町さらには農業改良普及センターや農業試験場など関係機関にも相談して進めているところでございます。

以上、令和3年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和3年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第 2 4 報告第 7 号

◇議 長 日程第 2 4、報告第 7 号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 7 号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和 4 年 2 月分から令和 4 年 4 月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2 月分につきましては 3 月 2 2 日、3 月分につきましては 4 月 2 0 日、4 月分につきましては 5 月 2 0 日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで、例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣言

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和 4 年第 2 回定例会閉会にあたり、発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

4 月の初当選後、初めての定例会でございまして、行政報告、町政執行方針の説明、一般質問に対するご答弁などを行わせていただいたところであります。特に一般質問では、6 名の議員の皆さんにご登壇いただきました。まことにありがとうございました。まだまだ不慣れで、ご質問の意に添えていないところも多々あったかと存じますが、ご容赦いただきたいと存じます。

さて、令和 4 年度も既に 3 カ月を経過しようとしています。私も 4 月 2 3 日に就任してから本当にあっという間に 2 カ月間が過ぎ、日々業務を熟しているというよりは、追われてしまっているというそのような状況でございます。

本年度は、本日、工事請負契約の締結についてお認めいただきました大空高等学校交流拠点施設建設工事や広域穀類調整乾燥調整貯蔵施設の増強工事など、目玉となる建設事業がありまして、また、役場庁舎、消防庁舎の大規模改修も行っていく予定です。さらには物価高騰対策として交付されております地方創成臨時交付金の活用策につきましても、今後検討を重ね、予算と

してご提案させていただく予定でございます。町民皆様、議員各位のご理解とご協力をいただきながら取り進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます、今回の議会に対するお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

◇議 長 これで令和４年第２回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 ２時０８分)